

## 《論 説》

## 唯物史観労働法学の開局と形成

——敗戦時から1950年代初めの沼田稲次郎——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の課題
- 二 「戦後労働法学」の前段階——新聞記者と組合委員長そして在野研究者
  - 1 復員と婚姻そして「夕刊京都」新聞の記者時代
  - 2 『生産管理論』（1946）と『日本労働法論』上・中（1948）の刊行
  - 3 夕京紙・東京特派員と論文集『法と政治の背離』の準備
- 三 唯物史観労働法学の成立
  - 1 レッド・パージによる解職と浪人生活
  - 2 唯物史観労働法学の方法と労働法解釈論の提示
  - 3 『労働法論序説』第一章から第三章まで——労働法学存立の枠組み
  - 4 『労働法論序説』第四章——労働法解釈の方法論
- 四 結び——大学教員・研究者への転身

## 一 はじめに——本稿の課題

20世紀が終わりつつあった1990年代半ば、初井常喜（1931～2019）は自らが編んだ共著『戦後労働法学説史』（労働旬報社・1996）の「はしがき」のなかで同人が主張・提唱した『戦後労働法学の見直し』に言及した際、その当時の「（敗）戦後50年」を意識していたのであろうか、日本が「『経済大国』的時代条件」（初井）のもとにある——バブル経済がすでに終焉し、日本経済は低迷のなかにあったが、何故に、そのように評価していたのかは不明——として、これと社会・経済・産業が壊滅的な状況にあった「『敗戦直後』的時代条件」（同

前)のなかで現われた戦後労働法学を対比させている(4頁)。ついで柗井は、続く同書の「序章」で「戦後における労働法と労働法学の歴史的軌跡」を論じている(11頁以下)<sup>1)</sup>。そこでは、わが国戦後労働法学には「大づかみにいえば、〔今日に通じる一引用者。以下、亀甲かっこ内は同じ〕理論志向を異にする三つの理論潮流が、この〔敗戦直後の〕時期にすでに顕在化していた」とのべている(25頁)<sup>2)</sup>。具体的には、まず一つ目は「マルクシズムに立脚し、『敗戦直後』的条件の下で高揚した組合運動に社会変革の階級闘争の担い手としても期待をかけ、それを積極的に擁護する」(25頁)ものである。第二は「独断的・思弁的法理を排し、生成・変転する社会的事実の中に在る法を発見するという、法社会学的方法論に立脚する理論志向である」(26頁)という。そして第三は「『秩序をもたらす労働法』理論の構築に使命感をもつ理論志向である」(同前所)。これら三つの理論潮流のうち、柗井は「マルクシズムに立脚した階級闘争擁護的労働法学の潮流」(同前所)は、浅井清信(1902~1992)と沼田稻次郎(1914~1997)によって代表されるとしている<sup>3)</sup>。

- 
- 1) 柗井・同前書15頁は、①経済の発展度、②政治の安定度、③労働政策の指向など全部で七つの「指標」に着目して、敗戦から1990年代半ばまでを、「八つの時期」に分ける。これに対し労働法理論の展開は「『敗戦直後』的時代条件と『戦後労働法学』の原型的理論の形成」「高度経済成長にともなう基底的条件の変動と労働法理論的部分的軌道修正への模索」そして「労働法をとりまく環境・条件の構造的変化と労働法理論見直し論の顕在化」という敗戦時から1950年代末ないし60年代初め、それ以降80年代初め、そしていわゆるバブル経済期に相当する、同書が刊行された90年代半ばまでの三つの歴史的段階に区別して論じることができるとしている。このような時代区分と、それに対応した労働法学の時期区分の妥当性について、議論すべき課題かもしれない。
  - 2) 津曲蔵之丞「労働法の今昔」日本労働法学会〔編〕『労働法講座』第1巻(有斐閣・1956)しおり2頁は、1950年代中頃「労働法学上には、〔三つではなく〕二つの全く違った理論による学説がある。この学説の対立は、〔戦後〕初期の時代から今日まで続いている」とのべていた。それはいわゆるプロ・レイバーとプロ・キャピタルといわれるものである。
  - 3) 柗井・前掲書15頁によれば、第二の潮流は、有泉亨『労働争議の法理』(白日書院・1948)に典型的に見られ、第三のそれは吾妻光俊『労働法の基本問題』(有斐閣・

しかし初井の編著が現われる30年ほど前、片岡昇(1925~2020)は、「史的唯物論を基本的方法とする法律学」である『唯物史観法律学』は戦前から、労働法学とは親和的であったが、「史的唯物論の一貫した適用に基づく労働法理論の体系化」に取り組んだのは、「ほとんど沼田稲次郎教授一人をあげうるにすぎない」とのべていた<sup>4)</sup>。私も、片岡の理解に賛成したい<sup>5)</sup>。それは具体的には、沼田が敗戦直後、再出発したわが国労働法学が最初に取り組んだ課題である生産＝業務管理争議を論じた『生産管理論』(日本科学社・1946)および戦後間もない時期、旧労働組合法に関する体系書である『日本労働法論』上・中(同前・1948)を發表し、そして1950(昭和25)年11月に公刊した『労働法論序説』

1948)を指している。

- 4) 片岡昇『現代労働法の理論』(日本評論社・1967)171頁。また藤田勇「沼田法学における唯物史観をめぐって」法の科学27号(1998)139-140頁も、同旨のことを指摘している。なお初井〔編〕・前掲書の示した戦後労働法学を大きく三つの「潮流」に分類するとの発想は、片岡・同前書7頁以下が「法社会史的労働法学」(吾妻)、「社会学的法律学」(野村平爾・有泉亨ほか多数)そして「唯物史観法律学」(沼田稲次郎)の三つに分類していたことを踏襲したものであるように思われる。ただし片岡は「労働法学の方法」日本労働法学会〔編〕新労働法講座1『労働法の基礎理論』(有斐閣・1966)92-93頁においては、上記の三つの潮流に加えて、もう一つ労働法と市民法に対する異質性ないしそれとの断絶性よりも、むしろ両者の同一性ないし継続性を強く意識する「市民法的方法」(石井照久)を構想していた。
- 5) 浅井について「マルクシズムに立脚した階級闘争擁護の労働法学」(初井)と位置付けることができたとしても、マルクシズムをもって、その法学方法論、とくに法解釈論にまで敷衍することに成功しているかと問われれば、必ずしもそうではないと応答せざるをえないように思われる。戦後の法社会学論争——詳しくは、後掲の注162)に引用した文献を参照——の過程で法の階級性の暴露をマルクシズム法学の任務と捉えた杉之原舜一(1897~1992・民法)——同人については、後掲・注165)を参照——に対し、それと資本主義体制のもとで法解釈をいかに両立させるかとの課題に関する応答において、浅井が説得的な議論をなしていたとは必ずしも思えない(拙稿「浅井清信の労働法学——二つの『アバ(ヴァ)ン』に着目して」獨協法学78号〔2009〕1頁以下、とくに20-51頁を参照)。なお片岡・前掲書95-98頁は、浅井の労働法学を「法社会学的労働法学」の類型のなかに分類していた。

(勁草書房)によって、労働法学の方法を論じて、その全貌を明らかにした<sup>6)</sup>。

では「戦後労働法学」ないしプロ・レイバー労働法学の形成と展開に際し、大きな貢献と影響を及ぼした沼田稲次郎の唯物史観労働法学と称される論理と方法は、いったいどのようなものであったのであろうか<sup>7)</sup>。本稿では、敗戦直後の時期から、労働法学の方法論を提示した『労働法論序説』が刊行された1950(昭和25)年秋まで——翌春までの伝記的事実に簡単にふれるが——の、沼田の5年ほどのあいだの足跡をあとづけてみたい<sup>8)</sup>。

- 6) 沼田を実質的な師と仰いだ横井芳弘(1924~2007)は、生前、自らが労働法学への途を歩むにいたったのは、『序説』に出会ったことによるものであったことをくりかえし、のべていた(同「おっかないのにまた会いたくて」『沼田著作集』第4巻月報〔労働旬報社・1976〕、「わが右往左往の記——還暦を迎えて」同還暦記念文集『遊子閑談』〔非公刊・1985〕および「時代を斬った沼田先生」労働法律旬報1413号〔1997〕、いずれも、同『著作選集』第3巻〔信山社・2021〕650頁以下に収録)。
- 7) 沼田の『唯物史観法学』は同人が旧制大学(京都帝国大学)の学部(1年在学時、治安維持法違反容疑により逮捕されたことから停学処分を受け、当時の修業年限である3年ではなく、4年間で在籍した)および大学院(進学翌年1月に応召したために、1年に満たないものであった)の学生時代にその原型はすでに形成されていたと解される。これについては、拙稿「沼田稲次郎の青春——『戦後労働法学』以前」獨協法学113号(2020)1(478)頁以下を参照。
- 8) 初井常喜「古典を読む(日本編)／沼田稲次郎『日本労働法論』『労働法入門』」日本労働研究雑誌454号(1998)16頁は、『日本労働法論』(1948)から『労働法入門』(1980)にいたる沼田32年間の学究生活を、①敗戦直後、②1950年代前半、③50年代後半から60年代前半、④60年代後半から70年代前半そして⑤70年代後半という五つに分けている。本稿は時期的に、初井のいう①の「『敗戦直後』的時代条件の下での『階級闘争擁護』的理論志向」(同前所)の時代にはほぼ重なる。ただし論述の視点が初井のそれとは異なることは、以下の行論のなかで自ずと明らかとなる。なお沼田の膨大な業績を知るには、複数の業績一覧があるが、インターネット上に公開されている「沼田稲次郎著作目録——わが口舌筆硯の軌跡」(<http://e-kyodo.sakura.ne.jp> > numata > tyosakumokuroku)がもっとも詳細である。

## 二 「戦後労働法学」の前段階——新聞記者と組合委員長そして在野研究者

### 1 復員と婚姻そして「夕刊京都」新聞の記者時代

1945（昭和20）年8月15日の玉音放送を、沼田は岐阜県下呂温泉で聞いた。沼田は中国（北支戦線）から本土決戦要員として一団の将兵を引き連れて一月ほど前に帰国していた（陸軍大尉）。将兵を名古屋の師団に渡した直後から、<sup>ほうかしきえん</sup>蜂窩織炎——皮下組織で細菌が増殖して起こる急性感染症——に罹患し、同地にあった陸軍病院で手術を受けて、療養中であったことによる。その日の朝、重大放送があるとのことで、重傷者以外は服装をととのえ、廊下に集合させられた。玉音放送を聞いた感想として、後年、沼田は「虚無感のなかに解放感と疲労感との混在した心境にあった」と回想している<sup>9)</sup>。帰国後、下呂温泉にいたあいだ、広島に赴任していた、十歳近く年の離れた兄・龍太郎（大蔵省に在職）から、嫂・<sup>えりこ</sup>衞子が見舞いに来るとの手紙をもらったが、同人は8月7日朝、爆心地付近へ勤労働員させられ、行方知れずとなり、実兄は倒壊した家の下からはい出て生き延びた（ただし1年後の夏、京都の病院で白血病で亡くなる）。むろん、そのときは、知る由もなかった<sup>10)</sup>。そのあと、沼田は金沢の東部第四八部隊（旧金沢城跡）に向かった<sup>11)</sup>。そこで復員業務に従事したあと、

9) 沼田「下呂の陸軍病院にて」法学セミナー242号（1975）のちに同『行人有情』（勁草書房・1979）150-151頁（さらに近時、日本評論社法律編集部〔編〕『法学者・法律家たちの八月十五日』〔日本評論社・2021〕37頁以下に収録）。沼田は同前所で「三十一歳にもなっていたのに、死生という瞬間的で絶対的な問題は哲学的にあるいは情緒的にいつも念頭にあったが、生活という持続的で相対的な問題は当時の私には遠いところにあった」と回想している。

10) 沼田・同前所および沼田＝片岡昇＝山科三郎『時代を生きる《意欲的生の問いかけ》』（労働旬報社・1984）116-117頁（沼田発言〔以下、略〕）。

11) 途中立ち寄った高岡駅（富山県）近くの実家の建物は強制疎開のため壊され、土蔵と納屋と離れ座敷が残るだけであったという（沼田ほか・同前書129頁）。その後、父親は「二束三文で家屋敷を手放して借家住い」となった。大学を出るまで「生活

11月に除隊した。沼田の戦後は、このように始まった。

除隊した翌月の12月15日、京都・下鴨神社で大学院指導教官であった石田文次郎(1892～1979・民法)の長女・<sup>ふみこ</sup>文子と結婚式をあげた。戦時中の43(昭和18)年に沼田が新兵受領をかねて一時帰国した際に、京都下鴨の石田文次郎宅を訪れたとき、文子の方から沼田を見初め、その後二人は、軍事郵便を通じて意思疎通を図っていた<sup>12)</sup>。二人の結婚式の仲人を引き受けたのは、元名古屋控訴院長であった<sup>のせよろず</sup>能勢萬(1864～1946)<sup>13)</sup>であった。同人は沼田の父親・勇三郎が「漢詩が好きで禅の境地にひかれていた」ことから、担当する裁判のために名古屋控訴院におもむいた際、共通の興味・関心の持ち主として昵懇の関係をなすにいたった人物であった<sup>14)</sup>。その縁は、翌年初夏の沼田の「夕刊京都」新聞への就職にまでつながっていった<sup>15)</sup>。すなわち、沼田を同社に入社するよう

の苦勞を知らず、哲学とか社会主義とか飯のたねにならんことしか知らないおめでたい坊ちゃん育ちだった」と自らもいう、沼田の裕福な生活環境は、激変した(同前書147-148頁)。

- 12) その経緯については、沼田の死後、配偶者である沼田文子がまとめた『人間まんだら：沼田稲次郎拾遺』(旬報社・1999〔非公刊〕)67頁以下で明らかにされている。
- 13) 井上史「『土曜日』と能勢克男」社会科学(同志社大学人文科学研究所)41巻4号(2012)169頁(注)11によれば、同人は鳥根県石見(現・濱田)出身。二松学舎(東京)、司法省法学速成科を卒業後、岡山始審裁判所裁判官となり、松山、大分、名古屋、宮城の各地方裁判所などをへて仙台・福岡・名古屋・大阪各地方裁判所々長、札幌・名古屋両控訴院院長を歴任。本郷教会——現・東京都文京区本郷にある日本基督教団の教会のことか——にて受洗。1925(大正14)年退官後は、名古屋で弁護士を開業。1943(昭和18)年からは京都・下鴨にて長男・克男と同居した。なお上記のことは、能勢善樹(克男の長男)〔編〕『能勢萬自叙伝』(私家版・1989)に記されている(同稿は1944〔昭和19〕、45〔同20〕年に執筆されたと推測されるとのこと)。同前書154頁には、その交友＝弁護士関係の一人として、沼田勇三郎の名が記されている。
- 14) 沼田「戦後の初心を憶う」『回想の能勢克男－追悼文集』(弘文堂・1980)145頁。勇三郎については、沼田文子〔編〕前掲書18-31頁にのべられている。
- 15) 結婚式のあと、翌年1月から京都市桃山で、文子との生活を始めた沼田は、京大図書館で本を借り出して読む一方、神戸にあった「ロゴス」という古書店に週2回、全部で5、6回営業見習いに通ったが、法律書以外の書籍の値付けに「お手上げ」

に勧誘したのは、萬の長男である克男（1894～1979）であった<sup>16)</sup>。能勢克男——以下「能勢」と呼称——は戦前、同志社大学法学部で民法を講じていた（1922〔大正11〕年講師、24〔同13〕年教授）が、「同志社騒動」と呼ばれる学内民主化（海老名弾正総長排斥反対）運動に関与し、29〔昭和4〕年同志社を解職され、京都で弁護士を開業した。能勢は社会活動にも熱心で、同志社時代に同消費組合——今日いう「生活協同組合」——に参加していたが、消費組合も上記紛争を契機に学園を追われ、能勢らは京都洛北の鴨川デルタ（三角州）地域に居住する住民——京都帝大や同志社大学の教官・教員とその家族も、多く暮らした——を対象とした市民消費組合を設立した<sup>17)</sup>。しかし同消費組合は赤字経営に悩んだ。また1933（昭和8）年6月、同じく同志社大学で教鞭をとっていた（経済学史）、能勢と仙台の旧制二高・東京帝大で同級でもあった住谷悦治（1895～1997）<sup>18)</sup>や戦前来マルクスKarl Marx『資本論』（1867）の翻訳に従事していた同志社大学教授の長谷部文雄（1897～1979）<sup>19)</sup>らが治安維持法違反で検挙された。このように同組合は左翼運動の温床と目され、職員らも次々と逮捕され、1936（昭和11）年7月、京都府により産業組合法違反を理由に解散させられた。それとほぼ時機を同じくする滝川事件（1933〔同8〕年とその後

---

となり、そのような商売が自分には不向きであることを理解したとのべている（沼田ほか・前掲書150頁）。

- 16) 一之瀬秀文「創刊当時の『夕刊京都』のこと」（2）燎原（京都の民主運動史を語る会々報）185号（2009）6頁（同紙については、インターネット上で公開されている<http://ryougen.net>>newsletterもの〔PDFファイル形式〕を閲覧・利用した）。能勢克男の年譜は、前掲『回想の能勢克男』261-262頁に記載されている。以下詳しくは、井上・前掲稿149頁以下を参照。
- 17) 能勢の生協活動については、京都生活協同組合〔編〕『デルタからの出発：生協運動の先覚者 能勢克男』（かもがわ出版・1989）に詳しい。
- 18) 住谷は後述する、夕刊京都紙の社長を退いたあと、同志社大学に復帰して再び教鞭をとり、また同総長にも就いた（1963〔昭和38〕年）。その詳細は、同人の評伝である田中秀臣『沈黙と抵抗：ある知識人の生涯、評伝・住谷悦治』（藤原書店・2001）に詳しい。
- 19) 同人については、『回想の長谷部文雄』（八潮書店・1982）を参照。

の日本内外の危機的社会的状況のなかで、能勢はヨーロッパにおける反ファシズムの動向をわが国に伝えるべく「世界文化」誌を発行していた中井正一なかいまさかず（1900～1952・美学）や久野収くのおさむ（1910～1999・哲学）から相談を受けて、「京都スタジオ通信」<sup>20)</sup> 12号を、当時フランスで反ファシズムを宣明した週刊誌「ヴァンドゥルデイ（金曜日“Vendredi”）」にちなんで「土曜日」と改題した、半月刊・タブロイド判6頁建ての新聞創刊に参与した<sup>21)</sup>。同紙の特徴として（1）一般読者の投稿を重視し、「大衆とともに考える文化新聞」であろうとしたこと、（2）分りやすい言葉と記事の面白さのなかに「抵抗精神」が裏打ちされていたこと、および（3）反ファシズムの世界情報も積極的に伝達したことなどの特徴が指摘されている<sup>22)</sup>。ただし同紙も1937（昭和12）年11月8日、中井、真下信一ましたしんいち（1906～1985・哲学）、和田洋一（1903～1993・ドイツ文学）らが逮捕され、その3日前に発行された44号をもって刊行を停止した。能勢克男も翌年の京都人民戦線事件——東京のそれとは、区別される——<sup>23)</sup>で逮捕された。

- 20) 同紙は、齊藤雷太郎（1903～1997・俳優）が松竹・京都撮影所（下鴨）の俳優・製作スタッフの時事・教養紙として個人的に刊行していた（伊藤俊也『幻の「スタジオ通信」へ』〔れんが書房新社・1978〕）。
- 21) 和田洋一／聞き手：吉田健二「証言2／『夕刊京都』と京都の左翼文化人」法政大学大原社会問題研究所〔編〕『証言占領期の左翼メディア』（お茶の水書房・2005）62頁——和田はこの聞き取りの1年後に亡くなった——によれば、能勢は弁護士をしながら、仕事そっちのけで、同紙の編集にたずさわったという。また綿貫ゆり「反ファシズムの烽火——『世界文化』と『土曜日』」千葉大学人文公共研究論集38号（2019）198-199頁によれば、「世界文化」がアカデミックな色彩の強い雑誌であったのに対し、「土曜日」は学生を中心とした「一般向け」の比較的わかりやすい、文化情報の充実したタブロイド紙であったという。
- 22) 上野輝雅「戦後京都における科学者運動の展開——民主主義科学者協会京都支部の生誕——」人文研究（神戸女子薬科大学）6号（1978）63-64頁。
- 23) 詳しくは、社会問題資料叢書第一輯『人民戦線と文化運動』（東洋文化社・1973）を参照。これにより、当時の治安当局が社会＝市民運動をどのように見ていたのかが理解できよう（原著者：下川巖〔京都地裁検事〕・1940）。

敗戦直後の秋、能勢はC I E (G H Q民間情報局)を訪ね、「土曜日」紙の復刊計画を説明したが、それが翌年5月の「夕刊京都」新聞創刊につながったという<sup>24)</sup>。こうして同紙はかつて同志社大学に在籍した教員と滝川事件で京都帝大を追われた者たちが中心に創刊された。占領当初、朝刊・夕刊を一つの新聞社で発行することが難しかったことから、京都での夕刊紙を発行するために、白石古京(京都新聞社社長)——「左翼嫌いの人でしたけれども、……左翼を理解する器量がある新聞人で」あった<sup>25)</sup>——が、住谷悦治と相談し、市内の山口新聞舗社長・山口光太郎(のちの夕刊京都社長)が資本を集め、能勢、山口繁太郎、和田洋一らが編集・経営に当るとして発足した(最初の社長は、住谷悦治になった)<sup>26)</sup>。夕刊京都は創刊当初、報道ではなく、論説を重視したオピニオン・ペーパーとしての性格が強くもち、のちに言及するレッド・ページにより中心的な社員の多数が解雇ないし辞職するまでのあいだ、“東の「民報」<sup>27)</sup>と西の「夕刊京都」とよばれるほどに、論説紙として社会的評価を維持した。また夕刊京都は「京都の左翼文化人がつくった新聞」(和田洋一)という性格がつよいものであった。同紙は、戦前の「土曜日」紙による進歩的な庶民性とモダンな誌面作りを継承するとともに、京都の民主戦線運動や革新団体の広報部

24) 井上・前掲稿161頁。

25) 和田・前掲稿63頁。白石については、その没後刊行された『新聞人 白石古京』(京都新聞社・1991)に詳しい。また夕京発刊の経緯は、和田洋一「白石さんと京都の左翼文化人」前掲『白石古京』395-396頁で言及されている。

26) 夕刊京都創刊の詳しい経緯やスタッフについては、和田・同前稿66-77頁および一之瀬・前掲稿(1)-(3)燎原184号(2009)2-5頁、185号(同前)4-6頁、186号(2010)4-6頁を参照。松尾・後掲稿217頁以下は、敗戦直後の京都民主戦線から、夕刊京都新聞、京都産業労働調査所および京都人文学園(山崎雅子『京都人文学園成立をめぐる戦中・戦後の文化運動』[風間書房・2002]参照)の三つが「有力な派生組織」として生まれたとしている。

27) 「民報」とは、国策通信社であった同盟通信社(1936-1945)の解散後、同社の栗島農夫と長嶋又男らが敗戦の年の12月1日に発行を開始したオピニオン・ペーパーである。詳しくは、吉田健二『戦後改革期の政論新聞——『民報』に集ったジャーナリストたち』(文化書房博文社・2002)を参照。

的役割をはたしたと評されている<sup>28)</sup>。ただし創刊当初は、新聞は社会の公器であるから、特定の立場を代弁せず、公正・的確な報道と解説を行なうとの方針を立てていた。なお能勢が同紙に論説を載せたのは、1946（昭和21）年12月までであった。それは同人が翌年4月の参議院選挙に日本共産党から立候補したことによろう。当時は、同人が夕刊京都の編集局長であったことから、公正・中立を期するという点では問題であったと回想されている<sup>29)</sup>。

1946（昭和21）年12月現在、社員の構成は編集局38人、業務局28人、総務局17人、支社・支局・通信部4人というものであった。編集局のスタッフは住谷と能勢が直接面接して採用した。和田は、その事情について、つぎのように証言している<sup>30)</sup>。

「編集局には滝川事件であれば、優秀な連中ばかり入って来ていました。……実際に、左翼は優秀で筆が立つし、書くのが早いし、どんなテーマに関しても一家言がありました。戦前、戦時という歴史の試練を経た、京都の左翼学者や知識人は〔京都市民から〕信頼されていた」。

このような経緯から、沼田は夕刊京都新聞社に採用され、京都府政担当の記者として仕事に従事したが、その際には「社会部長ではないのですが、かつてに部長のデスクに座って記事をかいたりしていたと回想されている<sup>31)</sup>。沼田はまた、和田のいう「優秀で筆が立つし、書くのが早い」有能な記者の典型であったと思われる<sup>32)</sup>。さらに沼田は夕刊京都が創刊されて間もないころに結成

28) 上野・前掲「戦後京都における科学者運動の展開」87頁。京都には、マルキストから保守的傾向をもつ者までの幅広い「リベラリスト」が集う土壌があったのであろう。

29) 以上、和田／吉田・前掲聴取稿69頁以下。なお能勢は、選挙で立候補者9人中9番目の得票しかえられず、落選した。

30) 和田／吉田・同前聴取稿74頁。

31) 同前・聴取稿75頁。

32) 沼田の著作一覧を既述のように、インターネット上に公開している「沼田稲次郎著作目録——わが口舌筆硯の記録」には、沼田が1946年から49年までの4年間、実名ないし筆名で執筆した論説・記事についても掲載されている。しかしそれら以外

された、労働組合の初代組合委員長にも選出された。ただしそれは企業別組合ではなく、日本新聞通信(放送)労働組合(略称、新聞単一)という全国単一産業別組合(産別会議)の支部として発足したものであった<sup>33)</sup>。当時、沼田は原爆症(白血病)で京都府立大学病院に入院し、その年の7月下旬に亡くなる兄を毎日のように見舞っていた——夕京紙はその名の通り夕刊紙のために、午前11時ころまでに原稿を印刷にまわせば、そのあとしばらく自由な時間がもてたことから、そうすることが可能であった——が、ある日の夕方病院から新聞社に帰ってみると、「衆目の一致により」組合長に選ばれていたことを知らされた<sup>34)</sup>。この点について、沼田自身は、つぎのように回想している<sup>35)</sup>。

夕京紙への入社は「戦前から苦勞されていた知識人たちで、共産黨員又はそれに近い——実際には皆がみな、そうであったということではなかったと思われる〔引用者〕——進歩的文化人が軍閥ファッショの下でうっ積させられていた思想と情熱とを一気に吐き出そうとして創立された新聞社ということで魅力を感じてとびこんだ……。だから共産党の指導下にあった産別会議の路線上に組合運動をすすめるのが当然である、という建前論に私は立っていた。その上、野戦がえりの身だから、生きていただけ儲けもの、という意識でもあり、世間知らずでもあった……。のだから意気頗る軒昂たるものだった」。

夕刊京都新聞の幹部の一人であった和田は「左翼の記者は、組合運動でも戦

に見落とされたもの——たとえば、後掲注89)で引用した1948年イタリア総選挙に関する記事——もあると思われる。この間の同紙を丹念に見直せば、新たにみつかるかもしれない。

33) 沼田・前掲「戦後の初心に憶う」146頁。同前所は、夕京紙の同僚であった西村幸雄(立命館大学理事)「夕刊京都新聞社の頃」『沼田著作集』第8巻(1976)月報7頁を引用し、自身の組合長就任が新聞社幹部の組合活動を抑えたいとの意向によるものであったことを、30年後初めて知ったとしている。しかしそれがもしも、本当ならば、当時の夕京紙幹部らは人を見る眼がなさすぎたということになろう。

34) 一之瀬・同前稿(2)(2009)6頁。沼田のそのような資質を発揮した行動は、少年期以来、同人に対し、他者から常に期待されていたということなのであろう。

35) 沼田・前掲「戦後の初心を憶う」146頁。

闊的でした」<sup>36)</sup>ともべている。そして沼田が「労働法の専門家ですから、住谷さんも能勢さんも団交では太刀打ちができな」かったと回想している<sup>37)</sup>。沼田の組合指導者としての様子は具体的には、新聞記者時代の同僚であった者からつぎのよう描かれ、和田の評価や沼田自身の感懐を裏書きしている<sup>38)</sup>。

「終戦時、陸軍大尉であった沼田は、堂々たる体躯で声も大きく統率力は十分、団体交渉では相手の顔に向けて人差し指を突き出し、理路整然と要求や意見をのべ、相手の欠陥を衝いて、要求を貫徹した」。

沼田は旧制中学時代すでに、教師解職反対を掲げた同盟休校（授業ボイコット）のリーダーの一人として本人不在にもかかわらず、選ばれるとの経験があった。高校・大学でも、「一匹狼」を自任——いかなる組織・党派にも属さなかったという趣旨か——していたが、おそらく万人が認める有能な運動組織者オルガナイザーであったと思われる<sup>39)</sup>。さらには軍隊時代も、人心掌握に長けた士官であったようだ<sup>40)</sup>。そのような資質を発揮した行動は、少年期以来、同人に対し、他者から常に期待されていたということなのであろう。このような新聞記者という職務と労働組合幹部として多忙な日々を送りながらも、沼田は労働法学への向学心を忘れなかったのであろう。沼田の配偶者である文子は、当時の沼田の様子について、つぎのようにのべている<sup>41)</sup>。

36) 和田・前掲稿

37) 和田・前掲「証言」75頁。

38) 一之瀬・前掲稿（2）（2009）6頁。

39) この点については、拙稿「沼田稲次郎の青春——『戦後労働法学』以前」獨協法学115号（2021）6－7頁を参照。

40) このことは沼田自身が書き残したものはないが、戦後沼田の教育した初年兵らとの交遊が続いたことから、うかがえる（仁ヶ竹亮介「越中人譚」61号〔法律〕磯部四郎・竹田省・沼田稲次郎〔2003〕）。沼田が軍隊時代（昭和15・16両年）に初年兵教育を担当し、戦後は沼田を慕う者たちにより「沼田会」——のちの「無縫会」——という戦友会組織（当初は80名を超える人数であった）が設立され、存命中は沼田も年1回開催された親睦旅行に参加し、旧交を温めていた（沼田文子〔編〕前掲書151－154頁）。

41) 沼田文子・前掲編著372頁。

「結婚して〔沼田の〕郷里〔富山県高岡市〕に行ってみますと、広い屋敷は強制疎開で潰されていて、一ヶ月後には京都に戻り、伏見桃山で借家住い続けることになりましたが、彼はこの二階の汚い三畳に早速机と本箱を並べました。春から新聞社に入って、帰宅は毎日深夜になりましたが、私はいつも夕食を待っていました。彼は勢よく帰宅し食事をすませると（私がまだ終らなくても）、そそくさと二階に上って行きます。ある時それが余りに侘しくなって思わず二階へ追うように上ったのですが、彼はもう取憑かれたようにペンを走らせていて、その打込んだ姿を見てはものを言うどころでなく忍び足で下りて来てしまったこともありました。あの当時あの勢があったからこそ、『生産管理論』や『日本労働法論』が出来たのでしよう」。

このような配偶者の回想を裏付けるように、沼田自身も当時のことを、新聞記者の組合委員長の職責に加えて、著作活動のために毎日睡眠時間は4時間程度しかとれなかったとのべている<sup>42)</sup>。沼田は、自身は新聞記者であり、大学教員になるなどという気持ちはなかったというが、7年間軍務に就いていたことによる学問的ブランクを取り戻したいとの強い気持ちがあったのであろう<sup>43)</sup>。そこでつぎに、そのような環境のなかで、著わされた二つの著書について、検討することにしよう。

## 2 『生産管理論』（1946）と『日本労働法論』上・中（1948）の刊行

1946年初夏、夕刊京都で新聞記者となって間もないころ、沼田は民科、民主主義科学者協会・京都支部の会員となった（ただし正確な加入日時は、不知）。「民主主義日本の成長と確立は、科学及び科学者が自己をとりもどし、……封建的革命的科学及び思想との闘争、民衆に役立つ真の科学の研究と普及、反民主主義的教化制度及び政策の闘争」を不可欠である（同創立「大会宣言」と謳っ

42) 沼田ほか・前掲『時代を生きる』160頁は、記事の原稿を渡したあと、京都府庁の記者室で昼寝をしたり、週末の土曜日から日曜日にかけて10時間ほど寝る「寝だめ」をして睡眠時間を補っていたとのべている。

43) 沼田『民主主義法学と学者像』（法律文化社・1982）195頁。

た民科は1946（昭和21）年1月12日、東京・芝の日本赤十字社講堂で創立総会を開催し、発足した<sup>44</sup>。しかし京都では敗戦直後のころから、中央の動きとは別に、独自の組織づくりがなされていた。同じ年の2月17日、大雅堂——京都にあった出版社——の会議室にて創立大会が開かれ、約50名が参加し、民科関西支部として発足した（座長は、住谷悦治・原光雄）。ただし当時の交通事情の不便さを考慮し、翌月には京都・大阪・名古屋の各支部がそれぞれ、分離・独立を決定したことから、3月12日が京都支部発足の日となった。また民科設立に当たり、東京では戦前の「プロ科」（プロレタリア科学研究所）および「唯研」（唯物論研究会）系統の人びとが積極的に動いたのに対し、京都では、唯研の影響は微弱で、むしろ「世界文化」グループや戦時中の京大理学部動物学学科の研究者サークル（「愚談会」）、同じく戦時下に新村出〔編〕『しんむらいずる広辞苑』の編集作業を実際に携わった出の次男・たけし猛（1905～1992・仏文学・「世界文化」の中心メンバー）などの研究者・知識人・文化人などが反ファシズムの知識人層を中心となって結成されたという特徴がある<sup>45</sup>。民科の活動のなかでは市民や学生を対象とする啓蒙・教育活動を積極的に実施したが、その一環として出版物も刊行された。それは主に学生を読者対象として平易な専門的概説書を提供することを企図した「学生叢書」シリーズの刊行であった（同叢書は文庫本サイズの小さな書籍であったが、大きく、自然科学と文化科学の二つの分野からなるものであった<sup>46</sup>）。いわば建て前的には民主主義科学者協会編集となって

44) 民主主義科学者協会とその設立については、拙稿「『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の労働法学」獨協法学112号（2020）488〔39〕-466〔41〕頁およびそこに引用した文献を参照。

45) 詳しくは、上野・前掲論文61-78頁を参照。なおより広く、敗戦直後の京都における社共両党を中心とした一連の統一戦線組織の動向については、松尾尊兌「敗戦直後の京都民主戦線」京都大学文学部研究紀要18号（1978）・のちに同『戦後日本の出発』（岩波書店・2002）151頁以下に収録を参照。

46) 上野・前掲論文82-83頁。ただし沼田の著書が必ずしも「平易」であったとは思えない。当初は自然科学42冊、文化科学50冊（ただし松尾・同前論文188-189頁は、120冊とする）を出版する予定であったが、実際には40冊ほどにとどまった（国会図書館のウェブサイトに掲載された同館所蔵の「学生叢書」数を数えた）。実際に刊行

いたが、実際の編集・発行の企画は京都支部が行なったもので、執筆者ないし予定者の約6割が京都民科の会員であり、大雅堂社長を辞して同叢書の出版元である日本科学社を興した田村敬も民科京都支部の会員であった。その「発行の辞」では、つぎのようにのべられていた<sup>47)</sup>。

「我々は今日こそ一切を擲つて民主主義革命の真只中に投じ、そこから学問の独立と人間性の尊厳を戦ひ取るの時であることを知つてゐる。此処に協会が学生叢書を刊行、世に問ふ所以のものも実に此の戦ひの真実を貫かんとする以外に何物でもない」。

沼田の『生産管理論』は、その1冊として46(昭和21)年11月20日(奥付による)に刊行されたものであった<sup>48)</sup>。そして沼田は同書に続いて翌々年である48(昭和23)年4月と12月には、同叢書の一環として『日本労働法論』上巻と中巻を相次いで刊行した。

### (1) 『生産管理論』(1946)の執筆と刊行

本書は、沼田にとって、初めて世に問うた著書であった。沼田は生前、本人がしばしばのべていたように、1939(昭和14)年1月から敗戦の年の11月に除

---

されたのは、沼田の著書3冊をのぞけば、自然科学：原光男『自然弁証法』、近藤洋逸『近代数学』上、徳田御稔『生物進化論』、吉川秀男『遺伝』、高橋松蔵『免疫現象・化学療法』、坂田昌一『量子力学』、井本稔『有機化学』上・中・下、吉岡金市『農業技術学』、文化科学：浅井清信『私法学原理』、沼岡 暹『農民運動史』、尾瀬敬正『ロシア文学史』、星野元豊『宗教哲学』、森竜吉『日本仏教論』、上林貞治郎『生産理論』、清水光『映画論』などであったという(上野・同前所)。

47) 同文の起草者は、奈良本辰也(1913~2001・日本中世・近世史)であったという(上野・同前論文82頁)。

48) 同書はのちに、沼田『著作集』第4巻労働争議権論(労働旬報社・1976)71-176頁に収録されている。本稿での引用は、同書による。沼田本人は、なぜ自分が執筆者に選ばれたのかわからないとするが、おそらく同人が新聞単一・夕刊京都支部組合長である一方、労働問題の講演会の講師を引きうけていたことや、戦前の学生運動の経験などから、当該テーマの執筆担当者として選ばれたのではないかと推測する。末尾に(一九四八年八月三十日夜)と記されている。

隊するまでおよそ7年間、軍務に就いていたことから、同じく敗戦直後の時期に著書や論稿を発表していたとしても、浅井清信や後藤清（1902～1991）などとは異なり、戦時期における研究生活にはブランクがあった。それゆえに、その学問的な基礎となっていたのは、出征前に在籍していた京都帝国大学の学部・大学院で修得した学問的素養・知識を基礎としたものであった<sup>49)</sup>。しかしそれは換言すれば、戦時中の統制経済法の一部と化した労務管理法制について法解釈ならぬ「法解説」（利谷信義）に従事したり、戦時体制に迎合する論稿を発表したりすることもなかったということであった。

同書執筆当時、沼田は既述のように、結婚後間もない時期に新聞記者としての取材と記事執筆をする一方、結成時の初代の組合長——当時は「組合（執行）委員長」という呼称は使われていなかったようだ——の職責をこなしながら、原爆症（白血病）で京都府立医大病院に入院していた長兄の面倒をみたり、また郷里・高岡の父親が「二足三文で家屋敷を手ばなして貸家住い」<sup>50)</sup>の一人暮らしをしていたことを心配するなどの多事多難のなかで、書かれたものであった（当時31歳）<sup>51)</sup>。

生産管理争議は読売新聞社のそれを嚆矢として、敗戦の年はわずか5件にすぎなかったが、翌年には、1月13件、2月17件、3月27件、4月24件の計81件と急増していった（沼田『生産管理論』〔以下、略〕120頁）。そのように社会的に注目される一方、そのような争議形態に対し財産権（所有権）を侵害するものとして、これを違法視したり、社会秩序を乱すものとの意見もあった。それゆえに、そのような否定的・批判的論調に反論し、その法的正当性を主張す

49) 沼田・『日本労働法論』執筆の頃同『著作集』第1巻〔著者解題〕465頁。沼田は「七年にわたる戎衣じゅういの春秋の間、労働法はもとより、法律の書物とは……おおよそ無縁でくらしした」とのべていた（沼田・前掲「下呂の陸軍病院にて」40頁）。

50) 沼田ほか・前掲書・『時代を生きる』147頁。

51) 沼田は同書刊行の印税の3分の1（同前所）または2分の1（沼田『著作集』第4巻労働争議権論〔著者解題〕380頁）の100円を郷里に一人暮らし父親に送った。それ以後父親から仏門に入れとはいわれなくなったとのべている（同前所および沼田ほか・同前書148-149頁）。

る必要があると考えたのであろう。

本書は「緒言」をのぞいて、つぎのような11の諸節から構成されている。

- 第一節 生産管理発生の理由
- 第二節 恒久的な生産管理について
- 第三節 敗戦後の生産管理の概観
- 第四節 生産管理に対する政府の理論の立て方の変化とその反響
- 第五節 生産管理に関する法理論の方法論的基礎について
- 第六節 生産管理の解釈法論的合法性
- 第七節 生産管理に関する法の解釈法論的内容
- 第八節 生産管理における経済的社会的抑制諸条件について
- 第九節 官公吏及び公益事業における争議の制限禁止について
- 第一〇節 争議戦術としてみた生産管理
- 第一一節 生産管理の正当性

沼田はまず、同書の第一節ないし第三節で当時、何故に通常の利用者に対する圧力行動として知られていた職場を放棄・離脱する同盟罷業ではなく、これとは正反対に職場にとどまり、生産・業務活動を遂行する——ただし使用者の意思に反して——生産管理が実行されたのかの原因を探っている。すなわち、それはインフレや資材難のなかで、その値上がりを待つ利用者に対し、ストライキが賃金不払いや工場閉鎖の口実ともなるがゆえに、利用者に対する圧力手段として有効ではないがため、なされたとの理解を示した(81頁)。これはのちの時代にも言われた説明であった<sup>52)</sup>。ついで沼田は第四節冒頭で、つぎのよ

---

52) ただし二村一夫「戦後社会の起点における労働組合運動」坂野潤治ほか〔編〕日本近現代史：構造と変動4『戦後改革と現代社会の形成』(岩波書店・1994)62頁は、読売、京成、高萩炭鉱、東宝で「生産サボ」がなされた形跡はないし、そもそも新聞、電鉄、炭鉱および映画で「生産サボ」は意味をなさないのではないかとのべている。むしろ上記の争議に共通するのは、経営者に対する従業員の不信と怒りであった。すなわち経営者、とくに大企業においては、敗戦後、軍需の喪失、空襲による被災、機械設備の老朽化、工場の接収への懸念、集中排除法による企業分割、原材料・資金難などの問題を抱え、明確な経営方針を示すことができないでいた。これに対し、

うにのべて、生産管理を法的に論じる意義を明らかにしている(96頁)。

「生産管理が、争議戦術であると共に、経営民主化、組合自主性の確立、労働者の生産参加という積極的な面を包含するところの日本の現実の生んだ典型的争議形態であるという事実は、それに関する理論の立て方において、階級的色彩が極めて強くあらわれる所以である」。

そして「生産管理は一応ストライキを超克した形の争議であるといえるが、それが、争議手段である限り、本質的にはストライキと同じ次元の事象である」(82頁)と捉えていた沼田は、正当性を論じるべき視点について「依然資本の鉄鎖にからみつけられた労働者階級の人間性の防塞たる生存権或いは労働権の主張の中に根源的には、見出されねばならない」(83頁)として、つぎのように主張した(101頁)。

労働者たちは「単なる所有権の制限をもって生産管理を承認せしめようとするのではなくて、進んで、生産管理を所有権の名において否認し生産を低下せしめ人民を苦しめる資本家こそ、公益を害するものである、として階級的憎悪をもって反撃すると共に、生活権に基づく人間の必然的要請として生産管理を主張して、問題の核心にふみこんでいるのである」。

生産管理の正当性に関する法的議論は、第六節以下の各節で論じられるが、ここで沼田は「生活権に基づく人間の必然的要請」という、生存権思想に裏打ちされた労働者の権利意識に、正当性の根本的な論拠をあらかじめ提起していることに注目したい。すなわち、これは以後一貫して主張される沼田の労働法学の基本枠組みであるからである<sup>53)</sup>。

---

職員や役付け工など自らの人生を企業に託していた人びとは、会社の将来に不安を感じていた。確かに、これら当初の生産管理(業務管理)の例の場合は、そのようにいえよう。さらに同前書63頁は、生産管理はストライキよりも、企業業績に悪影響を及ぼさず、管理職を含む従業員全員から支持され、さらに社会的な理解も得られやすかったことをあげている。

53) より正確には、そのような発想は、すでに戦前の大学院生時代に表明されていたことを重視すべきなのかもしれない(前掲・拙稿「沼田稲次郎の青春」63-64頁)。沼田の生産管理論については、吉田美喜夫「戦後生産管理闘争と生産管理論の現代

第六節以降ではつぎのような議論がなされている。すなわち当時は、末弘巖太郎が「所有と経営の分離」論に着目して、合法論を主張していた<sup>54)</sup>。これに対し沼田の場合は「経営は所有と分離しても、本質的には所有に決定せられている」(137頁)として、所有と経営分離論が生産管理の所有権侵害に当たるとの主張に対する十分な反論とはなりえないとした。またそれを事務管理(民法697条)とすることにも、「利害対立から発する争議手段としての生産管理に対して、この規定をあてはめようとすることは困難であろう」(140頁)とする。このような社会的事実としての会社組織に係わる経営学的知見や既成の法的枠組みに即した議論を排して、沼田が正当性の契機として着目したのは、公共の福祉という概念であった。生産管理が争議行為として正当と評価されるのは、ストライキができないとき、使用者の所有権を制限する根拠となるのは「公共の福祉」であり、労働組合が公共の福祉の担い手であることに求めた<sup>55)</sup>。

「生産管理は、企業主の所有権が……十分な社会的な善い機能を果しておらない際に、労働階級が正当なる生存権の主張と社会的生産の維持向上の要求とを調和せんと立場から行っているものであり、従って、生産管理が社会的機能を果たしていない所有権の機能を制限するのは、規範的な要求からである。しかるに、所有権が無制限ではなく、国民の利益に反してはならない……。生産管理が、国民全体の立場を考慮して、所有権を規範的に制

---

的意義」立命館法学119・20号(1975)58頁以下、とくに86-90頁で言及・検討されている。また併せて同「生産管理」現代労働法講座5『労働争議』(総合労働研究所・1980)196頁以下も参照。

54) 末弘による所有と経営の分離への着目を踏まえて、有泉亨は従業員を「第三者」とは区別された占有者——所持関係を維持する——であるとし、また石井照久は、雇用関係が継続するなかで、「労務を実質的には従来通り継続しつつ、暫定的に会社の労務指揮権を拒否し、組合幹部の下に行動する」との理解を展開していた。なお当時の議論を分析したものとして、藤田若雄『日本労働争議法論』(東京大学出版会・1973)142頁を参照。

55) 沼田ほか・前掲『時代を生きる』162-163頁。このような理解については、東京民科からの批判——具体的には、のちに紹介する森長英三郎によるそれをさすのであろうか——に応えたのが、『日本労働法論』中巻であったとしている(同前所)。

限することは当然であり、いわば所有権に対して優位にたつものである<sup>56)</sup>。後年沼田は上記のことを、「財産権を制約する法原理たる公共の福祉を国家の介入——立法、行政——の正当化に限定しないで、労働組合による対抗集団〔使用者団体?〕の所有権制限を正当化する規範的機能を営む場合をも認めうるのではないか、という考えを当時抱いていたように思う<sup>57)</sup>と回顧していた。

## (2) 法のイデオロギー批判——法の内在的批判と外在的批判

沼田は上記のような、争議行為としての生産管理の正当性を論じた。ただし同書では、生産管理に係わる法的議論がなされる第六節の直前の第五節では、目次の表題に加えて、丸カッコ内に「法律のイデオロギー性」との副題がふされて、つぎのような議論がなされている。

第一 自然法思想のイデオロギー性

第二 法的イデオロギーの階級性

第三 生産管理の法律理論に関する諸前提

すなわち、沼田はここで「法とイデオロギー」という課題をとりあげている。これに着目するのは沼田の労働法学の特徴を示すものの一つであり、以後繰り返し主張されることになる。ただし頭脳明晰な沼田にとって既知ないし当然と解することの記述が省略されることも多く、読者として、その論考に接するとき、いわんとすることの理解に困難を感じることもある。非力ながら、その趣

56) その具体的な要件として、沼田はつぎのようにいう(146-149頁)。

- (a) 設備、機械、原料、資材等の生産手段を、生産行程に使用する以外に使用しない。
- (b) 生産管理は争議目的達成のための一時的なものでなければならない。
- (c) 生産管理はストライキやサボタージュが〔使用者への圧力手段として〕働かないときにのみ、許される。
- (d) 生産管理は経営の同一性を破壊してはならない。

このような具体的な正当性判断基準をみるかぎり、沼田の見解に当時主張されていた議論とさほど大きな懸隔はないように思われる。

57) 沼田『著作集』第4巻(労働旬報社・1976)〔著者解題〕380頁。

旨を読み解くべく努めたい。さてイデオロギーとは多義的な文言であるが、沼田のいうそれは、いうまでもなくマルクス主義——より正確には、戦前の旧制高校・大学在学時に学んだ講座派理論に基づく——理解である<sup>58)</sup>。それは政治、

58) 沼田におけるイデオロギー理解については、片岡・前掲書172-177頁および182-183頁で「解説」されている。また同前所で指摘されているように、戸坂潤(1900-1945)のそれ(とくに同『全集』第2巻〔勁草書房・1966〕収録の『イデオロギーの論理学』〔初出：鉄塔書院・1930〕および『イデオロギー概論』〔初出：理想社・1932〕)に大きな影響をうけていることは、今日では周知のことであろう。なお同人については、田辺元ほか『回想の戸坂潤』(〔復刊〕勁草書房・1976)および古在由重『戦時下の唯物論者たち』(青木書店・1982)等を参照。この点に関連して沼田は晩年、つぎのように回顧していた(沼田・同『著作集』第1巻(1976)〔著者解題〕『日本労働法論』執筆の頃466頁)。

「私自身は当時は学生時代に考えていた史的唯物論の立場に立っていた。おそらく、パシュカーニスや加古祐二郎教授の影響のある唯物史観であった。戦後は、マルクス主義文献は全く読まなかった。法律学に還帰するのに精一杯でそこまでは手がのびなかったのである」。

戸坂の理解するイデオロギー論は、「イデオロギー」同『著作集』別巻(勁草書房・1979)34-36頁(当初は、阿部重孝ほか〔編〕『教育学辞典』第1巻〔岩波書店・1936〕に発表)の記述がわかりやすいので、紹介する。それによれば、マルクスは「空疎な言辞と大言壮語の類」の呼称としての「フランス・イデオロギー」に対比して「ドイツ・イデオロギー」とよび、一種の誤謬ないし虚偽を意味した(蛇足ながら、沼田が読んだ『ドイツ・イデオロギー』は、三木清〔訳〕のリャザーノフ版〔岩波文庫・1930〕——現在では、インターネット上に全文公開されている——であったのではなかろうか)。その際マルクスは「一方に於てこの虚偽意識が主として社会の問題に関する社会意識であると共に、他方に於て一定の社会的原因によって発生した社会意識のタイプだということを暗黙の間に想定している。……/こうした虚偽の社会意識の類型の常として、この意識は一方に於てその誤謬を自覚し得ないと同時に、他方に於てその誤謬を自覚することを決して欲しない。だからこれは単なる誤謬ではなくて正に虚偽であり、而もタダノ嘘とは異って一人又は数人の個人が故意に偽った結果であるとは限らないので、却って社会の多数者によって支持される結果それが嘘であることを自覚し得ないような虚偽である場合が極めて多い」。そしてマルクスは「イデオロギー」にもう一つの規定をあたえている。それが後掲『経済学批判』

法律、宗教、道徳、哲学等の意味する「社会意識形態」というべきものであろう。これについてマルクスにより『経済学批判』（1859年）序文のなかで定式化されているのは、有名である。それによれば、人間の意識が存在を限定するのではなく、反対に社会的存在が人間の意識を制限する。すなわち社会の生産関係——「土台」——が社会における人間の意識の形態である「上部構造」を決定する。これが「イデオロギー」ないし「イデオロギー形態」をさしている。沼田は上掲・第一の末尾で、「イデオロギイ的観念もウトピア的理念も、現実的にはイデオロギイッシュなものであり、我々の生きる歴史的現実の規範に他ならない」（115頁）という。それは、法が上部構造として、経済的な「土台」に規定されることをいわんとしているのであろう。注目すべきは、「法的イデオロギイの階級性」を主張する上掲・第二であろう<sup>59)</sup>。

ここでは（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の四つに分けて、つぎのように論じている。まず（イ）では、「生産力と生産関係との矛盾」、主体的には、「生産力のトレーガー〔Träger担い手〕」である労働者階級と「生産関係のトレーガー」——こ

---

序論におけるそれである。すなわち、それは元来「イデア（観念）」の理論という語の意味であったことから「観念形態」と訳すことができる。「上部構造（観念形態）」と前の虚偽意識との二つの意味の間の関係であるが、相反した主張を有つ二つの観念形態はお互いに他を虚偽意識と見做すのを常とする。所が観念形態には社会の下部構造を忠実に反映したのものもあり得るわけで、そうしたものは実は虚偽意識に対比して却って真理意識の資格を有つことが出来る。マルクス主義に於てはブルジョア・イデオロギイや封建的イデオロギイは現代に於ける虚偽意識を意味するが、之に反してプロレタリア・イデオロギイは正に真理意識を意味する。イデオロギイという語の意味がもつ真理意識と虚偽意識とのこの対立は、云うまでもなく社会階級上の対立を意味する」。なお木村亀二「イデオロギイとしての法」法哲学四季報5号（1950）28頁以下、とくに50-51頁でも、これと同様の記述が見られる。また今日におけるイデオロギイ理解については、渡辺憲正『イデオロギイ論の再構築：マルクスの理解から』（青木書店・2001）が参考になる。

59) 後年、沼田は「加古先生の風格と法思想」法学セミナー106号（1965）・後に『行人有情』285頁でイデオロギイ批判の意味について、「批判という意味は決して正邪善悪の価値観的評価を下すことをいうのではなく、イデオロギイの歴史性・階級性の本質を曝露し、その本質をはっきり把握する」ことであると、のべている。

れは、いかなることを指すのであろうか。資本制社会を支配するという意味か——である資本家階級との対立により、「人間の意識は存在論的決定をうけざるをえない」とする。ついで(ロ)では、社会的な矛盾が深刻化するとともに、労資の階級対立は深刻化し、イデオロギー全般に階級性が顕著となるが、法律においてもそうである。しかし沼田は「法律理論」が尖鋭的な相克を示したとしても、「制度としての法律」が分裂をきたすものではないと注意をうながす。その上で、制度としての法秩序を維持するために、「法は社会的に形成せられるよりは政治的に定立されるという性格を強」め、「現行法秩序」を維持するために、それと「相互に浸透しつつ、統一的規範秩序の契機」となる。すなわち社会法は「新興階級の現実的抵抗とそのイデオロギーによって規定され」とともに「依然保守階級の政治的経済的優位を承認しているという意味」で「階級的」であるとする。ついで(ハ)では、法の解釈の有り様について触れる。すなわち労働者階級の規範論や法解釈論の「具体的真実性は、裁判所の解釈すなわち法の適用を制約する政治的実践の法律論の一翼として、実践的権威をもちうるかどうかによって定まる」とする。このような労働者の権利要求や正当性の主張が裁判所をいわば取り囲み、究極的には受容させていくとの発想は、のちの「権利闘争論」につながるものであろう<sup>60)</sup>。そして同節(ニ)の冒頭、(イ)から(ハ)までをまとめて、沼田は法がいかに経済的の下部構造と、その集中的表現たる政治に規定されるか——ただし思うに、政治は下部構造たる「土台」ではなく、上部構造たる社会意識の範疇に含まれるのではないか〔引用者〕——に重点をおいてのべたとまとめる一方、それは「下部構造を規定するからこそ、法のイデオロギー性や階級性を別袂暴露する必要がある」とした<sup>61)</sup>。

60) 沼田は晩年『生産管理論』執筆の意図を「生官否認政策における法的イデオロギー批判と生管戦術の正当性……の論理を強調するという権利闘争的発想を含んで書かれたものであった」とのべている(同『著作集』第8巻労働政策批判(労働旬報社・1976)451頁)。

61) なお木村・前掲論文51-52頁は法のイデオロギー的考察と法解釈学との関係について、つぎのようにのべている。イデオロギー的考察の対象となる法が「事実としての法」であり、それにより「社会現象としての法の成立・発展・消滅に関する科

そして第三で「階級的敵も亦みとめざるをえないイデオロギー的武器」として「基本権」——日本国憲法がまだ制定されていない当時、いまだ実定法としての同前25条生存権以下の社会権規定はなかったけれども、沼田は戦前から、すでに想定していた<sup>62)</sup>——こそ、「生産管理の合法性を肯定するものであろう」(122頁)と結論的にのべている。要するに、第6節以下の記述は、生産管理争議に関する法の内在的理解=法解釈にとどまるものではなく、併せて法に関する外在的な=イデオロギー的考察をも展開するものでもあったのである。

### (3) 『日本労働法論』上・中(1948)の執筆と刊行

沼田は『生産管理論』を刊行したことにより、それが夕刊京都紙幹部の眼に止まり、注目するところとなったのであろう。夕刊京都紙で記事のみならず、論説の執筆も担当するようになった<sup>63)</sup>。明るく1947(昭和22)年の日本国内では、年頭の全官公共闘の〈2・1スト〉執行宣言に対して、その前日の1月31日、

---

学的認識が確立」される。これに対し法解釈の対象である法は「規範としての法」であり、「法的規範の当為的意味的連関を明〔ら〕かにするのが法解釈学の任務である。方法としての「因果的考察はいはば事物を外部から認識することであり、理解・解釈は事物を内部から、内面的基礎づけを自己自身において持つものとして、認識することである」。「法のイデオロギー的考察をいかに詳細・正確に進められても、法解釈学に代わることが出来ないし、又、法解釈学は、いかに厳密・確実に行はれても、法のイデオロギー的考察に代ることを得ない」。両者はそれぞれ法について、独自性と限界をもつ、二つの異なる認識方法と対象をもっている。そして法に対する二つの対象面を認識するには、上記二つのアプローチが相互に補完し合うことによって可能となる。なお、木村のいう「イデオロギー的考察」といわゆる法社会学的検討とは、どのように区別されるのか、また両者の異同はいかなるものとなるのであろうか。

62) それは、沼田が特選給費生として大学院に進学した年(1938〔昭和13〕年)の夏、指導教官であった石田文次郎に宛てた書簡中の(c)項部分(労働法律旬報1413号〔1997〕41-42頁)のなかで「歴史的社会的に制約された生活欲望を満足する生活への要望が、『人間たること』及『賃労働者たること』の二重の正当性に根拠付けられて居る」とのべていた(拙稿・前掲「沼田の青春」56-59頁を参照)。

63) 沼田ほか・前掲『時代を生きる』163頁。

マッカーサー（GHQ総司令官）による2・1ゼネスト中止命令が発せられ、官公労組の企図は挫折する一方、前年5月以来の極東軍事裁判が進行し、公職追放令の改正により、対象は財界・言論界・地方公職者に及んだ。日本国憲法が5月3日施行されたほか、独占禁止法が公布され、公正取引委員会が発足し、刑法改正（不敬罪〔73条-76条〕・姦通罪〔183条〕の廃止）、民法（親族・相続両編）改正（「家」制度廃止）も公布されて戦後法制度に基調が確立した。労働に関わる立法についても敗戦の年の労組法や前年秋の労働関係調整法に続いて労働基準法が制定され、労働三法が出そろい、労働者災害補償保険法や失業保険法、職業安定法もつぎつぎと制定された<sup>64)</sup>。その一方で敗戦からわずか2年ほどしか経過していないにもかかわらず、米ソを中心とした東西冷戦構造が進行し、目をアジアに向ければ、中国大陸では、毛沢東に率いられた中共軍が蒋介石の国民党軍を圧倒する状況のなかで、対日占領政策も急速に変化していった。新聞記者と組合長の一人二役としての多忙な日々が続くなか、沼田は『生産管理論』に続いて明くる48（昭和23）年4月には、同じく民科学生叢書の一冊として、旧労組法時代の集团的労使関係法に関する労働法体系を明らかにした『日本労働法論』上巻を刊行し、続く中巻を同じ年の12月中旬に刊行した<sup>65)</sup>。しかし中巻を刊行して間もなく、日本科学社は倒産し、その結果、同書の中巻はズッキ本として古本屋の店頭に並ぶという事態となった。このことから沼田は、それ以後の同書の続編執筆の意欲をなくして、下巻で論じるはずであった労働基準法を中心とした労働保護法論について、すでに「半ペラ」（200

64) 沼田・同『著作集』第1巻（1976）〔著者解題〕「『日本労働法論』執筆の頃」464-465頁。併せて中村政則・森 武麿『年表昭和・平成史1926-2011』（岩波ブックレット・2012）26頁を参照。

65) この間の2年ほどのあいだ、既述のように沼田は睡眠時間平均4時間ないし4時間半ほどしかなかった（前掲注42）。上巻の原稿は1947（昭和22）年10月末に脱稿し、中巻は48（昭和23）年に入ってから執筆し始め、同年7月20日ころ、日本科学社に原稿を渡した。ただし同書を脱稿して間もなく、官公労働者の争議行為の全面一律に禁止する政令201号が発出され、沼田は「出版するのが嫌になった」とも回想している（沼田・同前稿467頁）。それはいうまでもなく、GHQの対日占領政策の基本方針が大きく変更することを表わしていた。

字原稿用紙) 500枚ほど書き溜めていた原稿を破り捨てたと回想している<sup>66)</sup>。

#### (4) 『日本労働法論』の学史的意義

同書は、労組法(1945〔昭和20〕年)、労調法(46〔昭和21〕年)および労基法(47〔昭和22〕年)の労働三法が現われ、労働法の基本的枠組みが成立したことを踏まえて、労働法学の体系を明らかにせんとして壮大な試みであった<sup>67)</sup>。まず沼田は「自序」のなかで、自らがとる基本姿勢を、つぎのようにべている(13頁・下線は引用者)<sup>68)</sup>。

「意識すると否とを問わず我々は労働運動によって何等かの態度決定を迫られているのである。何人も単に観照的立場に立つことはゆるされぬ。肉眼で社会と法とを見ることは実践において社会と法とをみることでなけ

66) 同前・沼田『著作集』第1巻〔著者解題〕468頁および同・前掲『民主主義法学と学者像』265-266頁。なおこの年、戦後の基本的な労働法制もほぼ出そろい、労働法研究の成果が相次いで刊行された(初井〔編〕前掲書25頁)。初井・同前所の記述を補充しながら、その間の刊行状況について月を追って、紹介しよう。それらは、つぎのようなものである。有泉亨『労働争議の法理』(白日書院・3月)―峯村光郎『労働法講話』(医学出版・同)―沼田『日本労働法論』上(4月)―吾妻光俊『労働法の展開』(海口書店・7月)―石井照久『労働権』(中央労働学園・9月)―山中康雄『労働者権の確立』(春光社・10月)―後藤清『労働法』(真日本社・11月)―沼田『日本労働法論』中(12月)―浅井清信『労働法学』(評論社・同)―吾妻『労働法の基本問題』(有斐閣・同)。見落としがあるかもしれないが、同じ年に上記の各著書が世に現われた。

67) 久保敬治・下井隆史『労働法を学ぶ人のために』(世界思想社・1975) 332頁および同前・沼田『著作集』第1巻〔著者解題〕463頁。なお沼田は『団結権擁護論』上巻：権利感情と労働基本権(勁草書房・1952)「序文」4頁で、自らの労働法への関心は、石田文次郎からの「影響によるところ最も多い」とのべている。

68) 後藤清が1948(昭和23)年11月に刊行した労働法概説書である前掲『労働法』の「まえがき」で労働法理解に資する文献―その多くは戦前のものであった―を紹介しているが、沼田『日本労働法論』上について「労働運動の実践家の手になるものだけに、アカデミッシュな著作には見られない独特の風格を具えている」と評していた。

ればならぬ。実践は唯一人の実践ではあり得ない。歴史的主体の実践を媒介としのみ勝義において実践たり得る。肉眼でみることは歴史的主体において実践的に社会をとらえることである。しかるに歴史的主体の実践は闘争においても生産においても社会を形成し法を形成する実践である。ここでは実践から得られる認識が却って実践の一環となる労働法の学問的認識そのものも労働法の形成の一環であり同時にそれにおいて真実性を実証する」。

上記のように、沼田は「実践」という言葉を繰り返している。すなわち現実には繰り広げられる労働の世界に対し、法学徒として傍観者の態度をとることなく、積極的に関与し、働きかけるべきことを強調している。すなわち沼田は同書によって「説明的叙述はさけて、現実的問題を労働法の論理の中においてとらえ、問題の法的構造を通じて労働法の普遍的原理を探究」(同前所)せんとしたのである<sup>69)</sup>。

つぎに労働法全体の体系をいかに理解し、どのように構成するのか。日本でも戦前から労働法に関心を抱く複数の者により、その構想が示されてきた<sup>70)</sup>。沼田の場合、それは「自序」の末尾および第一編第四章「労働法の体系」で、明らかにされていた。すなわち沼田が構想していた労働法の体系は、第一「労働組合法」—第二「経営自律法」(労働協約、就業規則)—第三「労働争議法」(労調法が担う争議調整法を含む)—第四「労働保護法」(労基法のみならず、同法と同じく制定された労災補償保険法および今日では、社会保険の一角を占めるべき健康保険法をも包含する)—第五「失業保険法」(今日では、社会保障法の範疇にあるとも位置付けられようが、当時、同法は失業者を従属関係に

69) 沼田の「実践」理解は、いうまでもなくマルキシズムのそれを前提とするものである。片岡・前掲「労働法学の方法」88頁は、社会科学が「現実的要求に根ざす社会への積極的働きかけ(生産的実践)」であり、「実践」は「理論の真理性を検証する基準」であると同時に、「社会的要求の解決ないし社会の変革」を目指すものだとしている。

70) これについては、拙著・前掲書405頁以下で、孫田秀春、末弘巖太郎、菊池勇夫そして津曲蔵之丞によるそれらについて紹介している。

入る可能性のある存在と捉えている) —第六「国際労働法」という六つの部門からなるものである。戦前、たとえば末弘と並んでわが国労働法学を創始した孫田秀春(1886~1976)は労働法として、労働契約法から議論を始めた。この点について、沼田は「労働法はすでに展開しおわった法ではなく、形成せられつつある法であり、その意味では常に課題性を担う」(55頁)とのべている。ヘーゲルの論理学が「純有(Das reine Sein)」に始まり、マルクス『資本論』が商品の分析から開始したことに倣って、労働法(学)の場合は「それ自身最も抽象的なもの(端緒-Anfang)」である労働契約から叙述すべきかもしれない。しかし、そのような対応をしなかったことについて、沼田は「最も豊富な具体的な事象を全体の中においてとらえると共に、基本的なものを具体的なものの中で展開する方法のみが実践的真理性をもつ」と考える(56頁)からだとして説明していた。ここでは上巻と中巻とを分けて、紹介することにしよう<sup>71)</sup>。

### (5) 『日本労働法論』上——総論と労働組合法論

上巻の目次構成は、つぎのようになっている。

#### 自序

#### 第一編 総論

- 第一章 社会政策と法規範の推移
- 第二章 労働法概念
- 第三章 労働法の法源とその解釈
- 第四章 労働法の体系
- 第五章 日本労働法沿革の素描
- 第六章 戦後の労働運動と労働政策

#### 第二編 労働組合法論

- 第一章 労働組合法の根本原理
- 第二章 団結権と団結権の主体

---

71) 同書の引用は原著ではなく、その全文が収録されている沼田『著作集』第1巻(1976)により行なう。

## 第三章 労働組合の法律的性質とその結成及び解散について

## 第四章 労働組合の目的と組織形態

## 第五章 組合の自主性

## 第六章 組合と組合員

上巻は、大きく労働法学の基礎理論的な課題について言及した「総論」と、労働組合の組織・運営に係わる「労働組合法論」の二編からなるものである。順序を逆にして第二編から見れば、「私的自治のメタモルフォーゼたる〔労使の集団的な合意に基づく〕自主法は一面には特殊な〔労使関係という〕社会関係を母体としているのであるが、それは法的規範として成り立たしめる基礎的原理は却って国家法の中に存するのである。従って、労働組合法を貫く根本原理は、成文法たる労働組合法の中からくみ取られねばならない」(114頁)。沼田は同書を執筆していた当時には、旧労組法については末弘厳太郎が法律時報誌に連載した論稿をまとめた、『日本労働法論』と同様に文庫本サイズの『労働組合法解説』(1946)と『労働関係調整法解説』(1947)——いずれも、日本評論社刊行——のほかに、参照すべき文献がなかったことから、中央労働委員会の会長として、また同前二つの法の立法作業に携わった末弘「博士の『解説』は千鈞の重みをもっていた」<sup>72)</sup>とのべている。したがって旧労組法に関する解釈論についてのべる第二篇は「〔末弘〕博士の解説に負うところ少なくない」<sup>73)</sup>としている。第二編を読むと、引用文献は末弘のそれがほとんどである。そのほかに気付いたこととしては、同編第四章ないし第六章の記述については、沼田自身の夕刊京都労組という結成後間もない組合組織を、自らその長として運営に関与した経験が投影されたものであるとの感をいただいた<sup>74)</sup>。

72) 沼田・同前書〔著者解題〕466頁。ただし実際には、末弘以外、後藤や浅井らがすでに複数の啓蒙ないし概説書を刊行していた(前掲・拙著556-560頁および570-572頁参照)。

73) 沼田・同前所。

74) 沼田・前掲『日本労働法論』(同『著作集』第1巻)180頁(上巻)注(1)では、組合の自主性と国(裁判所)の干渉可能性の例として、自らが所属する新聞通信放送労組・夕刊京都支部における出来事をあげている。すなわち、スト破り行為を行なっ

一方、第一編「総論」のことを念頭においているのであろうが、後年沼田は当時「労働運動や労働政策の側面において示唆を受けるところのあったのは大河内一男教授が、つぎつぎに発表せられた諸論文であった」<sup>75)</sup>とのべていた。第一編の中核部分と思われる第一・第二両章の内容はつぎのようになっている。

## 第一章 社会政策と法規範の推移

### 第一節 社会問題と市民法

#### 第一款 時代の謎と社会問題

#### 第二款 社会悪と市民法

### 第二節 社会政策と労働立法

#### 第一款 社会政策の本質

#### 第二款 社会政策と労働立法

### 第三節 市民法より社会法へ

#### 第一款 この命題の意味について

#### 第二款 社会法化の封建的残滓

#### 第三款 市民法的諸範疇への社会法原理の浸透

#### 第四款 敗戦後日本の社会法化について

## 第二章 労働法の概念

---

た組合員の除名決議を組合大会での圧倒的多数をもって実現し、協約中のクローズド・ショップ（ユニオン・ショップのことか？）に基づき解雇を要求したが、経営側がこれを拒否したことから、京都地労委に斡旋を申請した。これに対して同地労委は、除名手続きが民主的になされたことを根拠にして使用者に対し協約の履行を勧告した。その結果、使用者側は当該労働者（組合員）を解雇したけれども、事実上従来と同様に出社・執務させていた。その後経営者交代の末、会社はようやく協約を履行し、出社を止めさせた。すると今度は、当該非除名者が除名決議無効確認の訴えを裁判所に提起するにいたった（その後の経緯は不明・記述なし）。企業内組合を基本形とする日本では、組合の除名処分が十分に労働者統制の機能を十分に発揮しえないものであることについて沼田は、7年後に『団結の研究』（勁草書房・1955）238頁以下で、炭労（日本炭鉱労働組合）所属の一般組合員を中心とした実態調査を踏まえながら論じられることになる。

75) 同前所。

## 第一節 概念規定の実践性

## 第二節 従属労働と労働者

## 第三節 労働法上の法的人格者の性格

## 第一款 Kollektivmenschの性格

## 第二款 法的人間像のイデオロギー性

## 第四節 労働法と社会法及び経済法

## 第五節 労働法の法的問題

このような目次構成からも理解できるように、ここでの議論は2年後に刊行される『労働法論序説』、とくに同書第二章「労働法の基礎的原理」および第三章「労働法の基礎範疇」につながるものであり、その原型が示されていることが理解できよう<sup>76)</sup>。沼田は、この点について、つぎのように回顧している(すでに引用したが、再掲する)<sup>77)</sup>。

「私自身は当時は学生時代に考えていた史的唯物論の立場に立っていた。おそらく、パシュカーニスや加古祐二郎教授の影響のある唯物史観であった。戦後は、[民科・学生叢書の三冊を執筆していた当時] マルクス主義文献は全く読まなかった。[戦時中の7年間の空白から] 法律学に戻するのには精一杯でそこまでは手がのびなかったのである」。

しかし、それは換言すれば、沼田にとって、自身の法律学の方法がすでに出来上がっていたということの意味するのではないだろうか。本書刊行当時とは異なり、沼田が京都帝国大学に入学して3年目に当たる1936(昭和11)年の初夏、学生評論誌にペン・ネームで発表した論稿(「法解釈の真理性」学生評論1巻1号、2号)や、1年留年して進学した大学院1年目の夏に指導教官であった石田文次郎に宛てた書簡(1938年8月2日付け)、そして入営(39〔昭和14〕年1月)直前まで執筆していた論稿(「労働協約理論史の一齣」)の存在<sup>78)</sup>

76) ただし、第一、第二両章併せて30頁ほどの分量しかなく、その本格的な展開は『序説』の刊行を待たねばならなかった。『序説』を念頭に本書の「総論」を見れば、本書第一編は沼田の課題意識の所在がどこにあったのかを容易に知ることができるという意義があろう。

77) 沼田・前掲『著作集』第1巻「著者解題」466頁。

78) 前二者については、拙稿「沼田稲次郎の青春——『戦後労働法学以前』」獨協法学

により、沼田理論の形成過程を知る者からみれば、それらがどのように戦後の著作のなかに反映されるにいたったのかを知ることができる。

そして第五および第六の両章は、戦前・戦後の労働法史を扱っている。沼田はこの点について、「労働法の歴史は労働運動の歴史によって規定せられる」(60頁)と解するからであるとのべている<sup>79)</sup>。沼田は戦前を大きく、「前期(慈恵的思潮下の労働法)」、「第一期(労使協調思潮下の労働法)」および「第二期(全体主義思潮下の労働法)」の三つの時期に分けて、「敗戦後の民主的労働法期」と区別している。第五、第六両章は、「総論」のなかで、一番多くの紙幅があたえられている<sup>80)</sup>。

#### (6) 『日本労働法論』中巻の執筆と刊行

沼田は『日本労働法論』中巻について、その「自序」冒頭で本書上巻が刊行される前である「二・一禁止ゼネスト一周年を記念して〔1948(昭和23)年2月初めに〕筆を起し、労働争議抑圧のつの中つで筆を継ぎ、老父の永訣(同年5月)による約二ヶ月のブランクはあったが、それでも七月下旬に入って一応脱稿した」と記している(半年に満たない時間で、一気呵成に執筆されたということであろう)。その直後の7月22日、幣原首相宛のいわゆるマッカーサー書簡が発表され、戦後労働組合運動の中心をなしていた公務員・官公労働者の争議行為が禁止されるにいたる<sup>81)</sup>。またその詳細は不明であるが、上記引用文

113号(2020)33(446) - 46(433)頁を、後者は、「資料/翻刻(活字化)沼田稲次郎『労働協約理論史の一齣』同前115号(2021)31頁以下を、それぞれ参照されたい。

79) ここでの記述、とくに戦前の労働法史を扱う第五章のそれを読むかぎり、同所は、後年(10年後)、明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる80年間の日本経済・政治との関係において国家法の構造と機能を分析することを目的とする(同「編集委員のことば」と謳った、鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻 清明〔編〕『講座日本近代法発達史—資本主義と法の発展—』第5巻(勁草書房・1958)に収録された沼田「労働法(法体制再編期)」207-290頁の基礎となったものであると思われる。

80) そのほか、第三章は労働法の法源について言及するが、同じ主題については後年、「労働法における法源論の焦点」法哲学年報1964・4号(1965)を発表している。

81) 榎井常喜「占領政策の転換にとまなう労働法の再編と労働法学」沼田還暦記念・

中の「労働争議抑圧のつる中」とは夕刊京都紙内での労使紛争を指すのであろう。また同じく「自序」の文末で同年、父・勇三郎が法廷での弁論中にたおれ、そのまま死の床につき、同年5月12日夕刻、「陸放翁の詩集一卷を枕辺にひろげたまま、七四の生を閉じ」たとある。このように内外の状況が緊迫の度を加え、また沼田個人をめぐる事情も『生産管理論』の執筆・刊行時と同様またはそれ以上に多忙を極めるなかで、本書は、同年々末に刊行された。同書は大きく第三編「経営自律法論」と第四編「労働争議法論」からなるものである<sup>82)</sup>。

### ① 第三編「経営自律法論」の概要

「序説」をのぞく、同編の目次構成は、つぎのようなものとなっている。

- 第一章 経営自律法の性格
- 第二章 労働協約の当事者
- 第三章 労働協約の締結と解消
- 第四章 労働協約の内容
- 第五章 労働協約の効力
- 第六章 効力の拡張
- 第七章 労働協約と同一の効力を有するもの
- 結語

第三編では第一章の冒頭（第一節）で、沼田は「いずれもが資本の利潤に対する渴望によって貫かれている」としながらも、「経営 (Betrieb)」と「企業

---

上巻『現代法と労働法学の課題』（総合労働研究所・1974）557頁以下では、1948（昭和23）年から50（昭和25）年にかけての労働法制再編の動向について「政令二〇一号体制の確立と労組法『改正』」をめぐる学説の展開に着目して、論じている。

82) 沼田は上巻執筆時とは異なり、中巻を書いていた途中、後藤清『労働協約の理論と実際』（朝日新聞社・1946）、有泉亨『労働争議の法理』（白晝書院・1948）および森長英三郎『生産管理の法律問題』（研進社・1948）および孫田秀春『労働協約と争議の法理』（寧楽書房・1948）が現われ、協約論や争議論を書くにあたり参照したとのべている（沼田・前掲『著作集』第1巻〔著者解題〕468頁）。

(Unternehmen)」の区別から記述をはじめている。前者が「技術的目的にアクセントをおいて技術的に統一的側面から」捉えられているのに対し、後者は「経済目的によって統一せられた主体的側面から」理解されたものであるとする(213頁)。このような区別から発展させて、途中、ジンツハイマーHugo Jinzheimerを引用しながら、資本主義の発展のなかで当時「所有と経営の分離」がいわれることもあるが、株式会社形態がとられ、株式所有者の不特定・多数に分散されたとしても、現実には大投資家が分散した資本を自らの利益に吸収することから、所有と経営の分離が相対的に成り立つとしても、それは所詮、仮象にすぎず、資本制経営において所有の優位は動かないと指摘している。ついで第二節で、「経営に妥当する法」の形態として、(1)国が労働者を保護し、権利を付与する一方、経営者に一定の義務を負わせる場合(労働基準法)、(2)国が経営者に対し制定に際しての基準を示しつつ、記載内容を経営者の意思に委ね、「作成する経営規範を法規範として認める」就業規則および(3)労働組合と使用者ないし使用者団体とのあいだで締結される労働協約の三つをあげる。これら三つのうち、後二者を沼田は「経営自律法」とよんでいる(216頁)。とくに労働協約について国は「経営を構成している対立的主体が階級的自覚の下に自律的に協定する内容を、そのまま経営に妥当する法規範として承認する」(215-216頁)。そこでは「本来階級的人間の集団を当事者とすることによって、労働協約は一面私的自治の原理たる契約事由のメタモルフォーゼであると共に、規範の形成という他面をもつ」ている(220頁)。そして沼田は第一の形態が国家制定法であるのに対し、第二・第三のそれは労使関係という「部分社会の中において生成した法」としての「経営自律法」とよんでいる(216頁)。そして就業規則と労働協約とが本来敵対性を内包する組織体である経営内に妥当する規範であるのに対し、組合規約は「階級的連帯性の意識に統一された同質構造をもつ社会」であることから、これらをあわせて「自主法」とよんでいる(222頁)。

このような基礎概念を確定したうえで、沼田は第二章以下で、労働協約法理について論じていく。そこでは、戦前にその入営直前まで書き綴られた「労働協約理論史の一齣」の執筆を通じて了知し得たと思われるドイツ労働協約法理、

とくにジンツハイマーのそれについての知識・理解を推測させる議論を展開している<sup>83)</sup>。

そして沼田は第三編の末尾におかれた「結語」——なお第四編には、このような項目はない——において、つぎのようにのべて、労働協約が果たすべき役割の重要性を指摘している(307頁)。

「労働協約は守られねばならない。〔それは〕<sup>〔ママ〕</sup>労資双方にとって同様である。同時に協約は相手方をして守らせねばならない。〔なぜならば、それが〕法であるから〔である〕。だが一層強く当事者の自由意思によって締結せられたものだからだ」<sup>84)</sup>。

このように沼田は、労働協約が労使双方にとって「規範」としての役割を果たすものであることを指摘する一方、それが労使の集団的意思の合致を通じて、成立・維持されるべきものであることを強調している<sup>85)</sup>。

## ② 第四編「労働争議法論」

つづいて、争議行為を扱う同書第四編をとりあげよう。沼田は本書(『日本労働法論』中巻)の「自序」のなかで、争議権に言及して、つぎのようにのべていた(208-209頁)。

「争議権こそ生存権の基本権全体をその真実態において発展せしめる基底

83) この点については、沼田「一齣」稿(前掲「資料/翻刻(活字化)沼田稲次郎『労働協約理論史の一齣』」31頁以下)と読み比べることにより、容易に理解することができる。

84) 沼田はそれ故に、段落をあらためてつぎのようにのべていた(308頁)。

「協約は組合の問題であって組合員のあずかり知らないことだという風な感情ほど悲しむべきことはない。協約はまさに組合員がそれによって労働する身近な法規範なのである」。

これは、新聞労組夕刊京都支部の組合長として、組合員を束ねてゆかねばならない立場にあつてこそ、実感した思いであつたのかもしれない。

85) 同篇のなかでは、数か所(139、276、279および336の各頁)で「労働良識」という文言が現われている。ただし、この沼田特有の文言の意味内容についての説明は一切なく、それは2年後に後掲『労働法序説』の刊行をまたなければならぬ。

なのである。それ故に、争議権は労働法の実効性を保障する根本的基本権といわねばならず、法はまさにここにおいて政治との接点をもつのである。そして、この争議権をいかに法によって権利としての機能を認められているかによって、その国の法治政治が働く大多数の人々のための法治か否かの指標となるのだ」。

このように沼田は、敗戦直後のきびしい経済情勢のもとで、国民、その大多数を占める労働者とその家族が「最低限度の間人らしい生活」(憲法25条)を実現するのは、自らが争議権を行使し、より有利な労働条件を獲得することを通じてであることを強調している<sup>86)</sup>。

ついで沼田は第四編「労働争議法論」の「序説」において、労働争議法を論じることの困難さを、つぎのようにのべている(311頁)。

「労働法の分野において争議法ほど法的性格の乏しい領域はない。そこは法的確信の深刻な分裂と、権力或いは暴力の奔放な発動とが今日の正義を明日の悪たらしめるのである。しかし、それ故にこそこの領域における法の認識が重要なのである。法の解釈自体が階級的たらざるを得ず、且つ戦術的とならざるを得ない。しかし、同時に争議法も亦社会規範をはなれきることとはできない」。

そして「敗戦後の日本に最も深刻な動揺を既成の資本主義秩序に対して加える争議〔行為〕形態として、具体的には、つぎのような三つをあげている。すなわち一つは、ゼネストないし「基礎産業の一斉スト」である。具体的には、GHQの禁止命令で挫折した二・一ゼネストであり、同じく封殺された全通のストライキであるとする<sup>87)</sup>。第二は、労調法で禁止せられ、マッカーサー書簡

86) 蓼沼謙一「沼田理論との出会い」沼田『著作集』第1巻月報(1976)4頁は、「本書の圧巻は……戦前の理論とのつながりがほとんどない争議行為法論の部分である」と評価している。

87) 後者は具体的には、同年秋以降の「地域闘争」(大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後I〔筑摩書房・1969〕235頁以下)が、翌48(昭和23)年三月闘争から全国ストへと拡大しようとした矢先の3月末に「マーカット覚書」により2・1ゼネスト禁止令に基づき禁止されたことをさしている(同前書258-263頁)。

と政令201号により禁圧された官公労働者の争議であり、第三は生産管理争議であった。同編の「序説」をのぞく目次構成は、つぎのようになっている。

第一章 争議権

第二章 争議行為の禁止と制限

第三章 国家の争議行為について

第四章 争議形態とその法理

第五章 争議行為と第三者

第六章 争議の解決と調整

第一章で、争議権を「団体行動権」の中核(315頁)として位置付け、「基本権」として労働者のみに付与していることに、その歴史的な意義があるとして、労組法における民・刑事免責について、のべている。すなわち同法1条2項および12条(現行法では、8条)は「一見同義反復の規定」であるとしながらも、その意義を論じている。また今日の概説書では、あまり言及されることのない争議調整に関して、一定の紙幅が割かれているのは、当時の状勢を反映しているものであろう。また不当労働行為制度については、一切言及されていないのは、現行法(49〔昭和24〕改正)とは異なり、旧法のもとではいまだアメリカ法を<sup>モデル</sup>模範とした不当労働行為制度が明確に規定されていなかったからであろうか。具体的な争議行為の正当性について論じている箇所では、生産管理の正当性如何が大いに論じられていた当時ならではの時代状況を反映している。そこでは旧著『生産管理論』に対し寄せられた批判(森長英三郎『生産管理の法律問題』〔研進社・1948〕59-61頁、68頁および82-83頁)に込めている。沼田は「労働組合は社会的正義に裏付けられた基本権としての争議権の主体として、使用者に対して規範的優位に立ち、使用者の企業をその意思に反して継承……し得る」(406頁)と主張した。議論は具体的には、争議行為としての生産管理の運営・遂行に関する適法性理解の相違が反映されたものであった。沼田は結論的に「生産管理は資本主義的法秩序下における闘争であるから、その法律論も単なる立法論でない限り支配的な法的規範意識を捨象しては成り立たない」(408頁)とのべている。

### 3 夕京紙・東京特派員と論文集『法と政治の背離』の準備

#### (1) 夕京紙・東京特派員としての仕事

『日本労働法論』の中巻が刊行されたのと同じ1948(昭和23)年の暮れないし翌49(昭和24)年早春、沼田は「東京に夕刊京都編集支局を設ける見通しをもって特派する」との名目で同地に派遣されるにいたった。以後、西荻窪(杉並区)に下宿し、京都へときどき連絡に帰るといふ生活となり、それを契機に、組合長も辞めた<sup>88)</sup>。当時、米ソの東西対立の顕在化に象徴される世界情勢の変化や、それを受けた国内のその緊張が高まるなかで、夕刊京都紙の「革新的なオピニオン・ペーパーの立場」は維持されたが、同紙は報道、とくに国際報道に重点をおく新聞へと変貌していった<sup>89)</sup>。すなわち同紙はニュース報道と論

88) 沼田『著作集』第1巻〔著者解題〕369頁、沼田ほか・前掲『時代を生きる』185頁。夕刊京都はそれまで、「東京」に関する記事は共同通信から配信を受けていた(同前所188頁)。沼田は1979(昭和54)年に刊行した随筆集である『行人有情』(勁草書房)の「はしがき」冒頭、「去る五月、高円寺北三丁目に居をトして三〇周年を迎えた」として、当時のことを振り返って、つぎのようにのべていた(1頁)。

『夕刊京都』新聞社の特派員のような形で上京して西荻窪あたりに下宿したのは昭和二四年の一月末からだったと思うが、不精な私は自吹がめんどろな上に、深夜に原稿を書く悪癖があり、物資不足の当時、パンやお茶を買っておくのを忘れて空腹をかかえてみたり、よろず不便なことが多かった。何はともあれ家を求め家族を招くほかなしと決心したところに、この家が紹介せられたので、本箱を立てる壁面が幾つあるかをしらべた位で直ちにとびついたのであった」。

その後、同所は書庫の増築などをへながら長く居住し、沼田にとって“終の棲家”となった。

89) 一之瀬・前掲稿(8) 燎原192号(2011)10頁。同前稿8-10頁には、48(昭和23)年4月14日付け一面トップに掲載された沼田記者による\*「“赤い霧”か“西欧連合”か——世界が固唾のむイタリア総選挙」という解説記事を引用し、「玄人はだしとも言えそうな、実にハイ・レベルの内容」であったと紹介している(沼田稿の前に\*を付したのは、前掲注8)の「著作目録」に掲載されていないものを指す)。沼田の学問的素養の拡がりや深さを示す例として、ほかには当時、新制高校生のための社会科学副読本として刊行された社会科学研究会〔編〕『社会科学の研究』(夕刊京都新聞社・

説とを兼ね備えた新聞となっていた。ところが48(昭和23)・49(昭和24)年当時、GHQ民間情報教育(CIE)新聞課長インボーデンDaniel C. Imboden少佐は、日本の新聞紙面のあり方についてGHQの「反共」方針を各地で講演するようになった。そのような講演は、関西各地でも行なわれたようだ。このような社会的背景のもとになされた同紙による沼田の東京特派員としての派遣は、沼田個人には有益な側面もあったかもしれない<sup>90)</sup>。しかし反面もしかすると、それは使用者による組合運営への不当な干渉であり、講学上不当労働行為(組合の組織運営に対する支配介入〔労組法7条3号〕)の該当性も論じられるものであったのかもしれない。しかし旧労組法のもとでは、そのような発想はいまだなかったのであろうか。沼田の内面において、結成以来の組合長としての役割に厭いていたのかもしれない。

1949(昭和24)年6月1日、旧労組法の全面改正という形式をもって現行労組法が公布され、同月10日より施行された。同年5月、中国大陸における国共内戦に敗れた蒋介石は台湾に逃れ、その年の10月1日、北京では「中華人民共和国」の樹立が宣言された。このような国際情勢、とくに東アジアの急速な変化を受けて、国内ではドッジ・ラインによるデフレ政策が強行され、中小企業の倒産、従業員解雇・人員整理が遂行されていった。とくにその年の夏、下山事件(7月5日)、三鷹事件(7月15日)そして松川事件(8月17日)という旧国鉄をめぐる怪事件が続発するなかで、人員整理に反対する国鉄労組の犯行との予断に基づく捜査がなされるなか、マッカーサー芦田首相宛書簡(7月22日)とそれを受けた政令201号(7月31日公布・施行)により当時の労働組合運動の主要な担い手である官公労働者に対する労働基本権の剥奪がなされていった<sup>91)</sup>。

---

1949) 227-254頁に収録されている\*「近代思想の発達——とくに民主主義思想の成長を中心として」をあげておきたい。

90) 当時のことを沼田は、「丁重に扱われた流人の自由とともいう境地」であったとし、国会図書館——国会議事堂の3階ないし4階にあったという——で国会の委員会や本会議の速記録を読んだりしていた回顧している(沼田・前掲『民主主義法学と学者像』199頁)。

## (2) 『法と政治の背離』の準備——同書収録の論稿執筆

このように内外の状況も、沼田を取り巻く状況も急速に変化するなかで、1948(昭和23)年から翌49(昭和24)年にかけて、沼田は「法律文化」誌(同社)にいくつかの論稿を発表し、それら4篇を集め、同人にとって4冊目となる、『法と政治の背離：労働法意識の分裂』(法律文化社・1949)<sup>92)</sup>という小さな論文集を同じ年の年末に公刊している。両年は既述のように、48(昭和23)年7月のマッカーサー書簡に続く政令201号による公務員から労働基本権を剥奪し、翌年6月の現行労働組合法への改正という、いずれも21世紀の今日にまで続く、戦後わが国労働法制の基本的枠組みが形作られたという意味で重要な時期であった<sup>93)</sup>。しかし、それはマーシャル・プラン(1947年)、NATO(北大西洋条約機構)結成(1949年)などの米ソ冷戦構造の顕在化や中国大陆での共産軍の勝利と中華人民共和国の建国(同年10月)など激動する世界情勢を背景に、アメリカの日本占領政策が大きく変更されるなかで現われたものであった。それゆえに戦後労働法学は危機感をもって、そのような変化に対応した。沼田の場合、その思いはとくに強かったと思われる。沼田は同前書<sup>94)</sup>の「序」のな

91) 1947(昭和22)年から朝鮮戦争やレッドパージ(50〔昭和25〕年)にかけての、旧労組法から「現行法体制」が形成される過程については、沼田『著作集』第2巻〔著者解題〕中の359-369頁において、沼田自身が説明している。

92) 同書には、附録として「改正労働組合法解釈例規(第一号)批判」というものが掲載されているが、これは本書のために、新たに書き下ろされたものであろうか。同書は、沼田が立命館大学に学位審査を申請し——ただし、その際、タイトル主題とサブタイトル副題とが反対になっている——、1952(昭和27)年3月に法学博士の学位を授与されるに際し、副論文として提出されることになる(沼田『著作集』第2巻(労働旬報社・1976)〔著者解題〕366頁)。沼田への学位授与は立命館大学、とくに沼田採用を推していた末川や浅井にとって、後述するレッド・パージを理由とする沼田の採用回避の「代償」——学位があれば、将来就職に際し、有利に働くこともあるかもしれない——的な意味合いもあったのではなかろうか。

93) 詳しくは、初井・前掲論文562頁以下を参照。

94) 同書収録論稿中、後半2稿(ⅢとⅣ)、分量的には、同書の3分の2ほどを収録した沼田『著作集』第8巻の〔著者解題〕451頁。同巻は「労働政策批判」という表題

かで、つぎのようにのべている(沼田『著作集』第8巻〔1976〕12頁)。

「法秩序の論理は憲法を根底としなければならない。そしてもし法秩序の論理に背離した政治がおこなわれるならば、それは強者の暴力以外のものではないであろう」。

このような沼田が副題も含めた、本書の表題により、読者に伝えたいと考えたのは、本書に収録された論稿と同時期に同じ雑誌に発表された「労働法と労働運動——労働法学の課題として」法律文化4巻9・10号(1949)と題する、わずか2頁の「巻頭言」のなかにある、つぎのような一節によって説明されている(2頁)。

「全実定法秩序の一環である……労働法も、法の世界の統一的な意味構造から遊離して解釈せられてはならない。しかるに、全体的実定法秩序の根本規範は、いうまでもなく憲法である。……〔ところが〕わが国の憲法原理は、いち早く国家機関によって、立法当時の支配的な法意識によって把握されていたような内容とは、いちじるしく異なったものにゆがめられた。そして、立法当時の法意識における法原理は、かえって、労働者階級の法意識によって保持されているようである。すなわち、労働運動からいちおう超越して妥当すべき要請をもった法の根本原理が、いまや、労働運動そのものによって、まもられねばならなくなっているのである」。

沼田は後年自ら、同書を「労働政策批判とくにその法的イデオロギー的契機の批判」の書として位置付けている。また同書に付された「労働法意識の分裂」という副題について沼田は、「わが国の労働法制とその運用と〔、〕労働法意識との微妙な相互浸透と背離分裂との実相をつうじて、過渡期における法理論一般をつらぬくものを凝視した」(沼田『著作集』第8巻12頁) かったからだとも のべている。すなわち、同書は法規定の規範的意味内容を理解するのではなく、そこに現われた社会意識との連関を明らかにしようとするものであろう<sup>95)</sup>。ここでは、同書に収録されている論稿を、その目次＝掲載順ではなく、

---

が付されている。

95) なお上記文中にいう「過渡期」とは、いったい何を指すのであろうか。それは当

執筆・発表順に紹介する。それは、以下のような配列となる（なお論文表題直後の括弧内の日付けは、各論稿末に記されていたもので、脱稿日時を示していると思われる）<sup>96)</sup>。

- 1 「労働法発達史——日本労働法意識の展開」（1948・8・7）法律文化 3巻10・11・12合併号（48）→「わが国における労働法意識の展開」と改題して、Iとして収録。
- 2 「争議権制限の論理と防衛の論理」（48・8・30）同前3巻10・11・12合併号（1948）→IVとして収録
- 3 「資本主義社会と労働法との背離」（49・1・6）同前4巻2号（49）→IIとして収録
- 4 「組合の『自主性』とその違憲的解釈」（49・7・23）同前4巻7・8号（1949）→「労働組合の自主性をめぐる法理と政策」と改題して、IIIとして収録

これら四つの論稿の発表時期から推測して、1・2稿が書かれたのは『日本労働法論』中巻の擱筆直後の時期と思われる、また後二者の執筆は夕刊京都紙東京特派員として、東京に滞在し始めたころにあたろう。まず1稿は、『日本労働法論』上巻第一編第五章に描かれている明治以来の・わが国労働法制史の概観という意味で、その内容が重なる。ただしここでは、法が実効性を獲得するには「社会規範<sup>ママ</sup>いっばんにたいする規範意識の熟成」が必要であり、それは「輿論として形成せられる」（『法と政治の背離』4-5頁）として、明治期以降戦後までを概観する。労働法の規範意識は市民社会の規範意識を批判する所から

---

時が、資本制社会から社会主義社会に向かうべきそれであったとの楽観的な理解によるものではなかろう。おそらく民間・公共部門を問わず、労働基本権を保障していた旧労組法の時代から、マッカーサー書簡、政令201号そして国公法改正・公労法の制定・改正労組法へと転換していった時代をさしているのではないかと思われる。

96) 『法と政治の背離』掲載の論稿のうち、2稿と4稿の2篇が同書の「序」と併せて、のちに沼田『著作集』第8巻労働政策批判（労働旬報社・1976）9頁以下に収録された。前者では、論稿末に当該稿脱稿の日付けが記されていた（ただし後者では、省略されている）。

始まるが、(近代市民社会を経験していない)日本はいまだ不十分なままであるとする。第2稿は、『日本労働法論』中の原稿が完成した直後であり、争議行為の3類型は同書第四編「労働争議法論」「序説」での記述と重複している。すなわち同稿では、争議行為の意義を賃上げ〔を含む労働条件の改善のため〕の手段と革命手段との二つの側面があると指摘する。第3稿は、『労働法論序説』(の一部)の準備稿として、位置付けられよう。沼田は「法が現実と背離するならば、現実こそは非合理であり悪である」とし、「賃労働者と資本家との階級対立」という近代市民社会の矛盾を示す「法と現実との背離」を解く鍵を、労働法に見出すことができるのではないかと論じている。

そして最も長大な——当該論文集のほぼ2分の1弱の分量(頁数)を占める——のは、『背離』第4稿「労働組合の『自主性』」である<sup>97)</sup>。制定・施行からわずか3年ほどしか経過していないにもかかわらず、45(昭和20)年12月制定(施行は46〔昭和21〕年3月)の旧労働組合法は、GHQの意向を受けた政府により全面的に改正されるにいたった。沼田はその過程で「政府・資本家階級・右傾的労働運動指導者」により「労働組合の自主性・民主性・責任性」が主張されているが、それは「組合の真の自主性を喪失せしめるための観念」(沼田『著作集』第8巻〔1976〕15頁)だとして、批判的に検討するものであった<sup>98)</sup>。もう少し、同稿の論述内容を紹介しよう。

- 1 まえがき
- 2 労働者階級の自主的運動とその組織
- 3 「自主性」の概念の多義性
- 4 労働組合の真の自主性
- 5 労働法における組合の自主性(一):改正国公法・公労法適用下の公務員・公企体職員の組合の自主性

97) 労働組合法改正の過程とこれに対する労働法学の対応については、初井・前掲稿597-609頁を参照。

98) GHQの対日労働政策の変化に結びついた当時の政策については、遠藤公嗣『日本占領と労資関係政策の成立』(東京大学出版会・1989)191頁以下の後編「一九四八・四九年の政策再編」を参照。

6 労働法における組合の自主性(二):行政解釈=通牒 組合の自主性—労組法2条

7 労働法における組合の自主性(三)「法外組合」資格審査 法内組合が享受すべき利益:救済申立資格・協約の拡張適用

8 改正法の違憲的解釈による「組合の自主性」法外組合

まず沼田は旧労組法第2条における「労働者が主体ト為リテ自主的ニ」という文言は、戦時期に日本の労働組合が産業報国会に転換したことを踏まえ、その「階級的自覚を促そうとする法の進歩的機能を評価すべき」だとして積極的に理解する(20頁)。しかし敗戦の翌年10月闘争から二・一ゼネストとGHQ=マッカーサーの中止命令、ポツダム政令201号と国家公務員法と公共企業体労働関係法の制定による官公労働者に対する労働基本権剥奪を通じた政府の「自主性」理解と、他方の民同(民主化同盟)系による全国的運動が「組合の自主性」の名における左派系=産別会議への排除に対応しているとして、批判していた(1~4)。その反面、沼田は組合の政党=日本共産党からの自主性について、「政党の自主的活動と不可分の関係においてとらえねばならない」(42頁)として、両者を積極的に結び付けて捉えている<sup>99)</sup>。ただし、このような理解は戦後直後の時期に主張されたことだという事情を考慮すべきものなのかもしれない。反面それはまた、あまりに戦略的思考であるように思われる。すなわち、その論調は初井のいう敗戦直後の風潮に色濃く染まったものといえるかもしれない。

さて以上のような総論的な議論に続いて、同稿5以下において、沼田は旧労組法から現行法への「法規改正の準備の意味をもつ〔厚生省〕次官通牒」は48(昭和23)年12月12日22日労発32号による組合の民主性要求により示され、それらが現行法5条へと結実していったことを指摘している。つまり労働政策の転換としての自主性要請は、当初は旧法規定の公権的解釈として示され、それ

---

99) 同前所で沼田は「このような組合の自主性こそが、現在、階級的立場から組合に要請さるべき進歩的意味における自主性にほかならない」とのべていた。これは、かつていわれた、悪名高き、労働組合=伝導ベルト論とは異なるものと思われる。

が改正法に結実していった(5・6)。そして組合の自主性に関する第三の課題が<sup>アウトサイダー</sup>法外組合——労組法2条および5条の要件を満たさないが、憲法28条により保障されるべき労働団体<sup>100)</sup>への争議行為の民・刑事免責や労働協約の直律的強行性などについて論じている(7・8)<sup>101)</sup>。

### (3) 労働の従属性理解の提示

これら『法と政治の背離』に収録された諸論稿発表のあと、沼田は同じく、法律文化4巻11・12合併号(1949)に「労働法の従属性——法的人格者の虚偽性」<sup>102)</sup>を発表している。同稿は1年後に公刊される『労働法論序説』第三章第一節における記述よりも、詳細である。「はしがき」をのぞき、同稿は(一)「従属性の自覚」、(二)「従属的労働の本質」および(三)「官公吏における『労働の従属性』」の三つのパートからなる<sup>103)</sup>。ただし中心は(二)であるが、同節は、戦前のドイツの議論を詳しく紹介していた津曲蔵之丞『労働法原理』(改造社・1932)<sup>104)</sup>と、労働法解釈論を念頭におきながら、戦後初めてこの問題を取り上

100) 「アウトサイダー組合」については、初井・前掲論文609-618頁および遠藤公嗣『アウトサイダー組合』構想(上)・(下)日本労働協会雑誌260号(1980)、261号(同前)を参照。

101) 本書についての書評として、有泉亨「沼田稲次郎著 法と政治の背離」季刊法律学9号(1950)69-78頁がある。評者特有の穏やかな筆致ながら、本書収録論稿の意義と課題を適確に指摘しており、私にとって本書を読解するに際し有益であった。

102) 同稿は、のちにポツダム宣言の受諾から30年が経過し、自らの「理論的総括」と位置付けて刊行した沼田『社会法理論の総括』(勁草書房・1975)218-247頁に収録されている。引用は、同書による。

103) 戦前——津曲「労働法より見たる官公吏の団結及罷業」我等11巻10号(1929)、「団結及罷業の社会的並経済的根柢——労働法より見たる官公吏の団結及罷業」同11巻11号(同)、12巻1号(1930)参照——と同様に、戦後直後の当時は、生産労働に携わらない公務員・公企業職員に関する従属労働論、すなわちそのような地位にある者が「労働者」範疇に含まれるか否かは、重要な課題であったようだ。

104) 同書は「マルクス主義的立場から労働法の原理的基盤を追求したもの」(久保・下井・前掲書329-330頁(久保)と評されている。ただし同書はジンツハイマーのみならず、パシュカーニスをも咀嚼したうえに成り立つものである(拙著・前掲書

げた加藤新平「労働の従属性」法学論叢55巻5・6号(1948)を素材として論じている。すなわち沼田は前者を、資本制社会の賃労働関係について「闘争の関係としての具体的把握が十分でなく、また、他面に、イデオロギー的屈折を捨象して、現実の従属性を労働法上の労働の従属性としてとらえたところに、その構造分析の不十分さがあった」(228頁)と批判する<sup>105)</sup>。その結果、労使の経営協同体という「ナチスの法理念がうちだされてくると、『労働法と経済法との統合』としての法上につくられた体系が、労働の現実的従属性を解放するかのごとき倒錯におちいりやすい」と評した。このような論評は、津曲が『労働法原理』から10年後に発表した『日本統制経済法』(日本評論社・1942)で、「階級関係たる従属関係は『経営協同体の独自性の認容』によって解消」(同前所)されたとして、大きく右旋回し、更に進んで戦時労働統制を翼賛していったことをふまえているのであろう<sup>106)</sup>。一方、人的従属性を中心に論じた後者について、沼田はそれが「資本制社会の止揚をこころざす闘争を必至とする階級的従属性とはとらえられていない」(232頁)と批判する。これらに対し沼田は自らの理解を、つぎのように説明する。すなわち「労働の従属性は、まず、社会のいわば下部構造における現実の従属性としてとらえねばならぬ」(233頁)。それは個別労使関係におけるそれと社会的総資本=資本家階級に対する労働者階級の従属という「二重の意味」のことをさしている(同前所)。このような現実の従属関係を自覚したとき、それは「同時に従属の必然性とその必然的止揚とが自覚されたことを意味する」(234頁)。すなわち労働者は資本制社会のもとでは、階級的にも、個別的労使関係のもとでも、従属的な地位におかれざるをえないことを意識することは、「同時に、かかる従属からの解放にむかって闘争——解放即社会的正義の実現として——せざるをえない歴史主体として把握さ

---

146頁〔注120〕参照)。沼田は戦前の学生時代に、本書を友人との読書会を通じて読んでいた(拙稿・前掲「沼田の青春」423〔53〕頁注114)。

105) 沼田の津曲批判は、同・前掲『日本労働法論』上の「総論」37頁以下において、すでになされていた。

106) 津曲の『労働法原理』から『日本統制経済法』にいたる道行は、拙著・前掲書132-148頁、206-226頁および298-304頁を参照。

れる」(同前所)。労働法では、このことを「根本的には固定し維持すべき労働者のあり方にほかならないのであり、そのためにこそ緩和し修正すべき状態」(235頁)と捉える。それは「G—W—G´のうちに現成される階級的従属が、W—G—W´のうちに埋没せざるをえないという事情から、労働法上の労働の従属性も、個人的従属性としてのみ把握されるのである。そして、かかるとらえ方は、支配階級にとっては、政治的——自覚された階級性——にも必要なのである。けだし、階級的従属の肯定は、やがて国家・政治社会・公共の秩序の階級性の肯定にまで到るのは必至であろうからである」(同前所)。結局、労働法は労働者を、「雇傭契約にもとづいて雇主の支配下にはいるべき義務をもつ者」と捉える(236頁)。それは、労働者が人的従属のもとで働くべき契約締結を「生活上不可避とする者、および、不可避なものとしてかかる雇傭契約下に労働している者を包含しているのである。しかし、労働法はそれを階級的従属性としてはとらえない」(同前所)。あくまでも、労働契約の締結を生活の実現のために「生活上不可避」とする個人ないし集団として把握するのである。これが沼田における「労働の従属性のイデオロギー的構造」(237頁)なのである<sup>107)</sup>。

### 三 唯物史観労働法学の成立

#### 1 レッド・ページによる解職と浪人生活

1950(昭和25)年に入ると、GHQの圧力——インボーデン少佐か——のためか、会社から沼田の「論説の筆は折られた」。新聞紙上に論説や記事の執筆・発表の機会を制限ないし失ったことから、沼田は「舌を奪われた木鐸には辛抱

107) このような議論を展開していた沼田は26年後、生活水準の向上と消費生活様式の変化するなかで、労働者のなかに「従属労働のイメージの希薄化」が進行し、それにともない労働法における労働者像における労働の従属性のイデオロギー機能も、自ずと低下せざるをえなくなった(沼田・前掲『社会法理論の総括』20頁)とのべるにいたった。

できない」として、立命館大学への転職の途を選んだ<sup>108)</sup>。5月3日の憲法記念日、マッカーサーは日本共産党の非合法化を示唆し、吉田茂内閣は6月6日付マッカーサー書簡を受け、共産党中央委員24名全員の公職追放、6月7日付同じくマ書簡により、同党機関紙「アカハタ」編集責任者17名を追放し、同紙の停刊処分とした。同月25日には、朝鮮戦争が勃発し、その約1ヶ月後の7月28日、新聞・通信・報道機関各社は上記マッカーサー書簡の趣旨にしたがい、社内<sup>シンバ</sup>の共産党員およびその同調者に対し解雇通告がなされた。いわゆるレッド・パーズの始まりであった。同日東京では、朝日・毎日・読売、日経、東京の新聞各社、共同・時事の両通信社、そしてNHK(日本放送協会)の8社で326人の解雇者を数えた<sup>109)</sup>。関西は東京よりも3日遅れて、京都では同月31日に、夕刊京都11名、京都新聞5名(ないし6名)に対する解雇通告がなされた。夕刊京都紙は全従業員85名中の11名という被追放者の数は他社にくらべて、大きな割合を示すものであった。そのなかには、沼田も含まれていた<sup>110)</sup>。同社労組にとって、組合創立以来の中核メンバーを失った打撃は大きなものであったであろう<sup>111)</sup>。沼田にとっては1950(昭和25)年当時、既述のように立命館大学の末

108) 沼田・前掲『著作集』第2巻〔著者解題〕370頁。

109) レッド・パーズについては、三宅明正『レッド・パーズとは何か：日本占領の影』(大月書店・1994)、平田哲男『レッドパーズの史的究明』(新日本出版社・2002)および明神勲『戦後史の汚点レッドパーズ：GHQの指示という『神話』を検証する』(大月書店・2013)を参照。なお最後者は前二著について、批判的に言及している。

110) 沼田ほか・前掲『時代を生きる』183頁は、「私自身は組織的人間ではないが、なにもぶんに組合長ですから共産党員だと思われていたのでしょうね」とのべている。夕刊京都では、解雇通知書は、社長(山口光太郎)が一人一人対象者を、社長室に呼び入れて、手交されたという(一之瀬・前掲稿〔9完〕燎原193号〔2011〕8頁)。沼田も、それを直接受け取ったのであろうか。同前所では、夕京紙レッド・パーズ解雇者について、沼田を含む10名の氏名が記されている(1名は不明)。また同社によるパーズ通告書の全文は『京都労働運動史資料一九四五～一九六五』(京都府労働経済研究所・1985)147頁に掲載されている。なお一之瀬・同前稿〔9完〕9頁では、解雇された「11人のその後の人生」が紹介されている。

111) その背景には、当時、日本共産党指導部が「コミンフォルム批判」を契機とする

川博(1892~1977・当時、同大学々長)や浅井清信の誘いに応じ、夕京紙を退職し、同大学における法哲学担当教員として就職する人事手続が進んでいた。しかし、その直前にレッド・パージのために、夕刊京都紙を解雇された。沼田は、立命館大学への就職を辞退——むしろ、断念せざるをえなくなったというべきかもしれない——し、そのまま東京に留まることになった<sup>112)</sup>。

## 2 唯物史観労働法学の方法と労働法解釈論の提示

夕刊京都新聞社を解雇された年の9月、沼田は週に一、二度新宿の職業安定所に失業保険手当をもらいに行く以外は、自宅に「こもって暮ら」すという生活を送っていた<sup>113)</sup>。そして、同じ年の2か月後——奥付の日付けは偶然かもし

革命路線をめぐる「所感派」と「国際派」に分裂(「50年問題」)し、そのあおりもあってか、それまで一つにまとまっていた夕刊京都新聞社内左翼が分裂し、経営側がそれを好機到来として編集局や業務局から左派系社員を追放しようとしたという事情があった。以後たとえ解雇されなくとも、自ら辞職する者も相次ぎ、同年後半には、編集局が一新され、「左翼といわれる記者」は本社にはいなくなった(和田・前掲稿86-88頁)。なお同紙はその後、1982(昭和57)年9月まで存続した。それは46(昭和21)年創刊時の「理念の魂を抜かれ」ても、「それなりに新しい時代に合った新聞だったからだと見ることもできよう(一之瀬・同前所)。

112) 沼田・前掲『著作集』第2巻〔著者解題〕370頁および同・前掲『民主主義法学と学者像』203頁。ただし浅井清信「加古法学と沼田教授」沼田・前掲『著作集』第1巻月報1-2頁は、沼田の採用人事が頓挫した事情として当時、立命館大学内では、末川を中心とする「民主陣営の形成を『末川クレムリン』と称する批判勢力の動向が見られる一方、「レッドパージが公然と、しかも、広範に行なわれてい」る社会情勢のなか、法学部教授会では「沼田さん、すなわち革新的教授をまた一人迎えることは『シンドイ』」ので、採用は「やめておこう」という結論にいたったとのべている。おそらく、こちらの方が真実を表わしていると思われる。

113) 沼田・同前所(同前『著作集』第2巻〔著者解題〕370頁)。ただし配偶者からみれば、「支給されるお金はすべて書籍と中村屋——東京・新宿に本店(店舗)のある食品メーカー。創業者の相馬愛蔵と良(黒光)夫妻が芸術家や亡命外国人のバトロンとなり、「中村屋サロン」と呼ばれた。これについては、白井吉見の長編小説『安曇野』全5巻(筑摩書房・1965-1974〔ちくま文庫・1987〕)のなかで描かれている〔以

れないが、4年前に発表した『生産管理論』と同じ11月20日となっている——、沼田はその労働法学の「方法」を本格的に著わした『労働法論序説』（勁草書房<sup>114)</sup>）を刊行した<sup>115)</sup>。同書執筆の動機として沼田は当時、暗い閉塞感のなかにあった社会情勢——朝鮮戦争の勃発や、GHQと日本政府による日本共産党幹部公職追放、機関紙「アカハタ」の無期限発行停止、そして自らの失業の原因となったレッド・パージなどを念頭においていたのではないかと〔以上、引用者〕——のなかで「ともかくこの際、どんなことになっても悔いのないように基本的な理論を書いておきたいと思った」からだと説明している<sup>116)</sup>。本書はA5サイズ・本文258頁という体裁であり、学術書として大部のものではない。しかしそこでは凝縮された文章により、沼田特有のレトリックのもとで議論が展開されている。その行間や背後には、戦前来の知識や敗戦直後の労働運動——結成間もない組合の組合長——の経験が蓄積されているであろうことをうかがわせる。そして同書は、沼田がその唯物史観に基づく労働法学の方法論を本格的

---

上、引用者〕——のお菓子里に化けてしまい、ただの一度も現金を見せてもらうことなく終わりました」（沼田文子〔編〕・前掲書380頁）という沼田生来のというべきか、現実的な生活感覚のない対応に終始していたようだ。

114) 本書『序説』が金沢の老舗百貨店「大和」の出版部であった同社から刊行されたのは、沼田が旧制第四高等学校の卒業生（1934〔昭和9〕年3月）であったことに由来するのであろうか。

115) 本書の引用は、沼田・前掲『著作集』第2巻によるが、テキストとして原著（勁草書房版）とくらべたとき、注記表示や一部漢字表記を平仮名にするなどの異同がみられる。それは、新聞記者の職にあったためか、沼田の筆は早いけれども、それにもまして執筆が思考の展開に追いつかず、さらに校正時の訂正の要を感じなかったためであろうか、文章表記の統一性に欠けたり、日本語としての主語・述語関係がチグハグな箇所すらあるといった事情が生じたからだと思う。たとえば原著目次の第一章第一節第三款、同章第二節第一款および第四章第二節第二款では、「就て」としながら、第二章第一節第三款第一項および第四章第二節第三款では「ついて」と表記されている。しかしこれら二つの表記の違いに、特別な意味があるとは思われない。『著作集』第2巻では「ついて」に統一されている。

116) 沼田・同前所（同前『著作集』第2巻〔著者解題〕370頁）。

に展開したものとして、後進の労働法学徒に多大な影響を及ぼした<sup>117)</sup>。しかし同書では、沼田にとって自明なことの説明は省かれていることから、同書を手にとった者——少なくとも私の場合——にとって、その論旨を捕捉するのは必ずしも容易なことではなかった。「労働法原理の論理的構造」という副題の付いた同書の目次構成は、巻頭の「序言」と各章の内容を要約した「結語」<sup>118)</sup>をのぞき、次のようなものとなっていた<sup>119)</sup>。

第一章 近代法と近代的法意識

第二章 労働法の基礎原理

第三章 労働法の基礎範疇

第四章 労働法学の課題

117) たとえば、横井芳弘(1924～2007)は生前、大学卒業を前に司法試験に合格し、実務(検察官)に就かんとしながらも、同じ年に実施された採用試験に合格して、学部を終えるとともに母校・中央大学法学部の(研究)助手となりながらも、研究職に就いたことについて思い迷っていたとき、本書「序言」冒頭の「法学は果して生涯を捧げるに足る学問なのであろうか。この疑は一応解き得たと思う瞬間、また心の底からしのびやかに起って来て仕方がない」(9頁)との文章にひかれ、本書を手に取り、その内容に心底引き付けられ、労働法学の世界に沈潜していった(同『著作選集』第3巻〔信山社・2021〕637頁、650頁を参照)ことを繰り返しのべていた(本稿・前掲注6)も参照)。また正田彬(1929～2009・経済法)も、上記「序言」のことばについて、その研究生生活を始めた当初である同書刊行時に読んだとき、「当時の私をはっとさせるものであった」と述懐している(同「労働法論序説との出会い」沼田『著作集』第10巻〔1976〕月報2頁)。

118) 本書の目次を見ると、「序言」とは対照的に「結語」の活字のポイントが小さく、またその記載の形式から、あたかも本書全体ではなく、その一部である第四章における「結語」のようにはしか見えないという体裁をとっている。

119) 本書については、沼田の従来の著書・論稿群とは異なり、その起稿と脱稿時期がいつごろであったのか明らかではない。本書・初版の「序言」末には「一九五〇・仲秋」と記されている。しかし、速筆な沼田のことであるから、おそらく前年の秋以降ないし1950(昭和25)年の年初から書き始め、レッド・ページにより解雇通告を受けた同年7月ころには、すでにほぼ完成しており、10月初めが擱筆の時期であったとは思えない。

引用されている文献には戦前のものが多い。おそらく、それらの大半は沼田が学生時代にすでに読了したり、また戦後もその手許にあったと推測される<sup>120)</sup>。換言すれば、沼田の基本的発想は、すでに戦前期に形成されていたのではなかろうか。同書はそれらに基本としながら、戦後の社会情勢の展開と労働運動の高揚のなかで思索をめぐらし、執筆されたものと思われる。沼田の法学方法論（の原型）については既述のように、戦前すでに滝川事件（1933〔昭和8〕年）後の学生運動の一環として刊行された学生評論誌の創刊号（1巻1号・1936）・同第2号（同前）に2回に分けて連載された「法解釈の真理性——解釈法学序説」という論稿と、その指導教授であった石田文次郎宛1938（昭和13）年8月の書簡<sup>121)</sup>のなかで、そのいわば原初的な理解が示されていることが今日知られている<sup>122)</sup>。しかしそのような論稿の存在がいまだ明らかではなかった同書刊行当時は、その主張への共感の有無はともかく、その内容と完成度は驚異と讃嘆をもって迎えられたのでなかろうか。そこでの議論は、わが国労働法（学）が不幸にも日中戦争勃発後の統制経済法体制のもとでの労務統制法に収れんされていった戦時期の議論とはほとんど関係ない。もっぱら女性と年少者に係わる労働保護制定法の対象とされ、集団的労働法が外国法研究ないし立法論として、一部の学説の研究対象とされていた戦前期と、アジア太平洋戦争に敗北した連合国による占領下、当時いわれた「労働解放立法」たる労働組合法制がわが国で初めて陽の目を見た戦後初期とのあいだの不連続と連続が交差する実定法秩序を前提としている。すなわち沼田は既述のように、戦後復員して以後、新聞記者と労働組合長としての仕事の傍ら、既刊の著書（『生産管理論』『日本労働法論』上・中）や論稿（『法と政治の背離』収録のそれら）のなかで、実用法学としての法解釈論を中心にした議論を明らかにしていた。

これに対し本書は、労働法の方法について本格的に論じている（後述するよ

120) 藤田・前掲稿140-141頁参照。

121) 沼田「石田文次郎博士宛〔書簡〕／昭和一三年八月二日／高岡桜馬場の自宅より」労働法律旬報1413号（1997）——同号は、沼田追悼特集号である——40-42頁に収録。

122) これら2つの論考については、拙稿・前掲「沼田稲次郎の青春」446（33）-414（65）頁で言及した。

うに、「法イデオロギー批判」「労働良識」などの文言が上記の著書や論稿のなかにすでに散見していたが、それ自体の説明はなかった)。そのなかでもとくに重要なのは、沼田が唯物史観に基づく労働法解釈のあり方を論じた第四章ではないかと思われる。すなわち同章は、沼田のいう「法解釈の真理性」ないし「正しい法解釈」とは何かという課題に関わる。それは、戦前の出征前の学生時代以来抱いていた問題関心の所在を表わすものである<sup>123)</sup>。このような自らに課した課題について、沼田はいかに応答したのであろうか。むろん、それにいたる前段の議論を知り、大切であろう<sup>124)</sup>。沼田は本書『序説』の「結語」(247-251頁)のなかで、「本著において、私なりの仕方で、私なりに確信を

123) 拙稿「巻頭言／労働法『解釈の真理性』または『正しい法解釈』とは何か——沼田稲次郎の場合」労働法律旬報2004号(2022)4-5頁参照。

124) 牛尾茂夫「沼田理論に対する若干の覚え書の検討(一)——労働法の性格把握のために」静岡大学法経論集1号(1954)27頁以下——ただしその続編は現われなかった——は、杉之原舜一(1897~1992・後掲注165)参照)と同じ立場にたって、本書『序説』のみならず、沼田が1950(昭和25)年前後に公刊した著書・論稿を対象としながら、『序説』の論理的前提をなす『法と国家の死滅』(法律文化社・1951)のなかで示された「法の性格=階級性」議論(牛尾・前掲論文36-40頁)が『序説』その他の諸論稿のなかで「掘り下げられていない」(同前稿40頁)とし、各々の論稿のなかで示された沼田の「方法論は史的唯物論ではなく、図式主義・経済主義であり、その認識論は〔弁証法的模写論ではなく一引用者〕機械的な模写論ではないか」(34頁)と論難するものである。ただし同前稿は、四つの章からなる本書『序説』が大きく二分され、第一ないし第三章は「イデオロギー批判」にあてられ、第四章(とくに第二節)は沼田の「解釈論のいわば序説」をなすものであると理解している(30-33頁)。私は同前稿31頁が言うように、『法と国家の死滅』における「イデオロギー批判=法の階級性曝露」と『序説』のなかで示された「法の解釈との論理的関連あるいは統一が明確に説明されて」いない(31頁)という評価の妥当性はともかく、上記のように『序説』を大きく二つに分けて理解すべきとの点については共感する。また後藤清「労働法と労働運動——沼田稲次郎著『労働法論序説』の書評のために」季刊労働法1号(1951)143-144頁も、「労働運動の実践と結びつけて大きな現時点的意義をもつもの」として、第二章第三節「労働法と経済法」と並んで、第四章第二節「労働法の解釈」をあげていたことを付記したい。

えるために理論的な探究を志した問題は次の如く要約することができる」(247頁)として、自ら各章のテーマを紹介している<sup>125)</sup>。そこでこの部分を本書読解の手掛かりとしながら、もう少し具体的に沼田の主張を跡付けてみたい<sup>126)</sup>。

### 3 『労働法論序説』第一章から第三章まで——労働法学存立の枠組み

本書『序説』の第一ないし第三章は、資本制社会における労働法が存在し、適用されること、そして労働法学の基本的な枠組みを検討するものである。

#### (1) 第一章「近代法と近代的法意識」とは何か

まず第一章における沼田の「関心は近代法の階級性を全貌において把握することにある」(248頁)。そのためには、「近代法の形態性の諸規定を分析することなしには、権力の階級性ではなくて、まさに権力が装う法規範の階級性は抽出せられないのではないか。かかる反省の上にパシュカーニスは読みなおされ、そこから新たに汲みとるものが見出せるのではないか」(同前所・傍点は原文)とのべている。同章の・より詳しい構成は、つぎのようなものである。

---

125) 晩年、沼田は本書『序説』執筆の頃を回顧して、労働法の解釈学を樹立するための基礎作業としては、三つの課題があったとのべている(沼田『著作集』第2巻〔著者解題〕371-372頁)。すなわち(1)労働法のイデオロギー的性格の解明、その歴史性・階級性とその規範原理の論理的構造を解明すること、(2)労働法の基本的カテゴリーの存在論的性格の検討である。労働契約の雇用契約との区別、個人の自由と労働組合の統制との関係の規範的論理を導くのは、労働法の人間像の明らかにすることであった、そして(3)労働法という「特殊な法形態」に関する「解釈法学の学問考察」をすることである。沼田は、自ら(1)は『序説』第一、第二両章で、(2)について第三章で、そして(3)の課題は第四章で行なつたと解説している。

126) 本節は、筆者(石井)にとっての「読書ノート」の類いといってもよからう。ただし本節の記述が沼田『序説』を読解するにあたり、かつて1970年代ころまで、マルキシズムに関心を寄せる者が史的唯物論や弁証法理解を追体験すべく手に取ったレーニン／松村一人〔訳〕『哲学ノート』第一・第二分冊(岩波文庫・1956)ほどに有用なものでないことは、私自身、承知している。あらかじめ読者のご容赦を乞いたい。

## 序

## 第一節 市民法のイデオロギー的性格

## 第一款 商品の物神的性格

## 第二款 法のRealität

## 第一項 法的範疇の存在論的性格

## 第二項 市民社会の実効性

## 第三款 法と法思想との作用について

## 第二節 公権力のイデオロギー性

## 第一款 基本的人権について

## 第二款 参政権と統治権

## 第三節 近代法原理の変容と社会法化

## 概説

## 第一款 市民法の高度化と変容

第二款 市民法より社会法へ<sup>127)</sup>

沼田は本章「序」冒頭で、「われわれの研究課題である労働法は近代市民社会、すなわち資本制社会の労働法にほかならない。それ故、これを究明するには、資本制社会における法原理と法制度の動態を把握しなければならない」(17頁)とのべている。第一章の課題は、このような発言に端的に表現されているように思われる。それと併せて、沼田が「序」の末尾で「下部構造たる市民社会＝経済社会がどのような仕方で上部構造、すなわち政治、法律の如き所謂中部構造及政治思想や法律学の如き、諸々の観念形態＝狭義に考えられるイデオロギー構造を規定し、具体的に如何に相互浸透しつつあるかは、……必ずしも自明のことではなく、むしろあまりに広い処女地が残っている」(18頁)とのべていることにも注意したい<sup>128)</sup>。本章は分量的には、本書全体のなかで五分の一

127) 同節の課題については、同書62頁同節(注9)に注記されているように、3年後、沼田『市民法と社会法』〔法学理論篇〕(日本評論社・1953)のちに沼田・前掲『社会法理論の総括』45頁以下に収録において、さらに詳しく論じられている。

128) マルクス主義法学を標榜しながら、法のイデオロギー批判という議論を展開したのは、沼田のほかには誰かいたのであろうか。これは、わが国戦前のマルクス主義法

程度を占めるにすぎない。しかしその記述は密度と抽象度において第四章第一節と並んで、もっとも高いものとなっている。

まず、資本制社会特有の「人格の物化〔物象化〕」「物〔物象〕の人格化」という形で「人間の社会関係は商品＝物の社会関係のうちに埋没せしめられた」とする。ここでは、21頁（注1）が示すように『資本論』第一巻の第一部第一編第一章第四節における有名な「商品の物神的性格〔フェティシズム〕」をめぐる議論を踏まえた箇所である<sup>129)</sup>。そこでは「経済的範疇たる労働力の人格化も、商品＝労働力として等価交換関係に入るかぎりで意思主体として人格化される」。しかし「この自由意思主体」という仮面<sup>マスク</sup>の裏には、「剰余価値を生産する生きた賃労働者という不自由な意思の主体」が隠されている。ついで第二款では、「近代市民社会における商品の物神崇拜が如何に法における物神崇拝性を規定しているか」（22頁）を検討する。同じく『資本論』第一巻の価値形態論に着目したパシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』を要約的に紹介している<sup>130)</sup>。本節は、沼田の実質的な師といふべき加古祐二郎（1905～1937）が明らかにした近代市民法理論を沼田なりに再構成<sup>アレンジ</sup>した部分であるといえよう<sup>131)</sup>。またここでは、「市民社会の実効性を支える要素」（25頁）として、①経

---

学の関心がコミンテルンの「三二年テーゼ」に基づいた「絶対主義的天皇制」批判や国家・法の階級性暴露に向けられていたのに対し、沼田の場合は「法の解釈」という主題をとりあげ（長谷川正安・藤田勇〔編〕同前書「文献解題」四二〇頁）、そのような沼田の課題意識は戦後も、継続して維持されたことに関係するのではなかろうか。

129) 沼田がテキストとして参照した『資本論』は、おそらく長谷部文雄が邦訳したものであったと推測されるが、いつごろ刊行されたものであるのかははっきりしない（戦後刊行された日本評論社版〔1947～1950〕ではない）。

130) 同書は、戦前のわが国で二つの邦訳——原文からの邦訳（山之内一郎〔訳〕『法の一般理論とマルキシズム』〔改造社・1930〕）および独訳から重訳（佐藤栄〔訳〕『マルクス主義と法理学』〔共生閣・1932〕）——が出版されていたことが示すように、マルクス主義に関心をもつ者のあいだで知られた存在であったと思われる。沼田は京都帝大法学部の学生のあいだでは、その当時流行っていたとのべている（拙稿「沼田稲次郎の青春」獨協法学113号（2020）446頁（注79）を参照）。

済的社会的関係の「自然律」(25-26頁)、②資本家階級の対抗的社会階級の支配(26-27頁)および③国家が社会から独立した政治権力の担い手として経済社会から独立し、法の実効性が保障される(27頁)ことの3点をあげて、「法規範の妥当の存在的事実的要素=実効性についての分析」(29頁)を行なっている。そして第三款は「法思想ないし法的理論意識は、直接的法意識に対して反省的法意識である」(31頁)として、市民社会の展開にしたがって、自然法、概念法学および法社会学(生ける法の探索)がいかなる役割をはたしてきたか概観している<sup>132)</sup>。

第二節では、「公権力=国家そのものが下部構造のイデオロギー的生産物であるにもかかわらず、しかも逆にむしろ市民社会を規制し能うところの規範的優位の地位に立つ」という「公権力の公的性格とその正当性の問題」(35-36頁)を扱っている。この点について沼田は、基本的人権ならびに参政権および統治権を取り上げている。

続く第三節で沼田は、市民法秩序は自由な意思の合致を基礎にして形成されるが、そのような私法原理をモデルにした「政治社会の法秩序」がむしろ「国=公権力こそ全体的法秩序の指定制として、その母胎たる市民社会に超越する」(43頁)と指摘する。そのような構造のもとにある市民社会自体の矛盾が深刻化し、「例外的違法が、拒否しがたい必然の傾向」にいたったとき、すなわち「市民法の実効性」が「動揺をまぬがれない」段階にいたったとき、「市民法の変容」が起る(44頁)と指摘する<sup>133)</sup>。沼田によれば、それは二つの「市民法より社会法への法の傾向の契機」によって示されるとする。すなわち「第一次的契機」は「市民法が行われない〔実効性を失うという意味か—引用者〕法となること

131) 沼田の加古との邂逅やその後の学問的交流については、拙稿「沼田稲次郎の青春——『戦後労働法学』以前」獨協法学113号(2020)1(478)頁以下を参照。

132) これらについては、第四章第一節第一款「労働法と法社会学」で再び言及される。

133) 片岡・前掲書195-201頁は、本節が「市民法から社会法へ」との表題のもと明らかにしようとしたのは、近代市民法が階級対立の激化を媒介に、その一面性・抽象性をあらわにする過程で、そのような虚偽性を隠蔽すべく現われたのが社会法であることを明らかにしたものであると読み解いている。

を欲しないならば、自からの規範的内容を変えなければならない」という側面である(同前所)。もう一方は、国家が「秩序維持という公共的的目的的立場……から、その組織せられた権力をもって市民社会に介入するにいたる」もので、「公法原理の私法領域への浸透」という形態をとる(同前所)。そして沼田は以上のうち、「市民法原理の発展過程に形成せられる二側面=社会法化と商法化」として現われる前者について、第一款で論じ、自由経済から統制経済にいたるなか、「商法は、社会法をも包摂するかの如き統制原理に貫かれた経済法のうちに変容してゆく」(47頁)とのべている。これは、わが国で大正年代にドイツから新たな法分野ないし思潮として紹介された経済法が昭和年代戦前期、とくに日中戦争勃発(1937〔昭和12〕年7月)の翌年春の国家総動員法以降に本格化していった統制経済法体制のなかで日本および国民生活に何をもたらしたのかとの史的転変を念頭においた指摘であろう<sup>134)</sup>。これに対し後者については、第二款で論じられている。沼田はその冒頭である(一)で、市民法から社会法への転移は私法の一般法である「民法から社会立法への制定法上の規範意味の変化」のみではなく、また「私法に対する公法の浸透過程」としてでもなく、「市民社会の直接的法意識そのものが、実定法原理の推移過程と相互規定的に自からを変化せしめてゆく過程を含んだ包括過程として把握せらるべき問題である」(48頁)と指摘している。それゆえに沼田はここで、多くの論点を提示している。すなわち同款(二)で「生存権の意識」から成型された団結権、争議権および労働権は「市民法に対する批判原理」であると(50頁)。続く同(三)では、「実定市民法の自己完結性に深い信頼」に寄せていた概念法学がその「直接的法意識の土台を失い」、これを批判する目的法学や自由法運動などの法思想が「市民法と現実との間隙をうめるべく」登場したことにふれる。ただし沼田はこれらが「必ずしも新しい法世界像を予想するものではなく、したがって市民法秩序そのもののイデオロギー批判を志すものではない」

---

134) 経済法を法的にいか把握すべきかの問題は、本章に続く第二章第三節「労働法と経済法」で再度論じられることになる。なお沼田が本書で念頭におく「経済法」とは、戦時期の統制経済法であることに注意する必要がある。

とする(51頁)。また法社会学については、市民法秩序に対する修正を国家＝裁判を通じて実現しようと志すもので、社会政策学における講壇社会主義と思想的立場を同じくするものだ(52頁)と批判している。さらに沼田はハンス・ケルゼンHans Kelsen(1881～1973)の純粹法学を法律学における、社会政策学のマックス・ウェーバーMax Weber(1864～1920)の没価値論に相当する「新カント派の流れに咲いた相對主義の花」とよんでいる(同前所)。同(四)では、市民社会の予定調和が保たれていたとき、国家は「社会の外廓に立つこと〔夜警国家－引用者〕で満足」していたが、矛盾が深刻化するにつれ、社会のあらゆる分野に干渉するようになる。それは私法上現われた「公序良俗」「信義誠実」「取引の安全」「権利濫用の禁止」などの一般条項の出現と「不可分の意味的連関をもっている」とする(55頁)<sup>135)</sup>。また同(五)では、刑事法分野について、言及している。すなわち「意思の社会的被決定性」を承認せざるをえなくなった市民法的法意識は自由意思による犯罪という観念にも疑問が投げかけられ、「刑法の社会化」が進んだと総括的に評価している(56頁)<sup>136)</sup>。そして同(六)では、「市民法の妥当を阻止するモメントとなっている封建的残滓」とそこから生まれる法意識を扱っている。すなわち「醇風美俗」を守りながら、それを利用して社会的危険を守ろうとする「法律政策的志向」が生まれ、それが「封建的規範意識の残滓にささえられているのだ」(58-59頁)という<sup>137)</sup>。

これらのうち、第一節でも言及していた法社会学については第四章第一節で、社会政策については、第二章で再び取り上げられる。

135) このような一般条項の問題性については、第四章第二節第三款第三項「労働良識について」236頁以下で改めて取り上げられる。

136) 戦前の学生時代、社会学と並んで、刑法学に興味・関心を寄せ、瀧川幸辰(1891～1962)やそれとは反対の立場(新派)にたち、在学中、その身元を引き受けた宮本英脩ひでなが(1884～1944)の公刊著作のほとんどすべてを読んでいた沼田の刑法学に関する理解が反映されたものとなっているのであろう。

137) 「封建的規範意識の残滓」という表現からは、沼田の唯物史観が戦前の講座派マルクス主義を基礎とするものであることを容易に理解させる。ただし今日では、そのような把握のあり方の有効性が社会科学の多くの場面で検証・検討の対象となっている。

## (2) 第二章「労働法の基礎的原理」を読む

第二章で論じられているのは、つぎのような課題についてである。本章は、本書『序説』全体のなかで三分の一の紙幅を占める、最も長大な箇所である。

第一節 社会政策と社会立法

第二節 労働法と社会法

第三節 労働法と経済法

以下、これら三つの節について、言及したいと思う。

### ① 同章第一節「社会政策と社会立法」を読む

沼田は第三節の冒頭、「法的契機を看過した社会政策理論は労働法理論たり得ず、政策的志向性を捨象した法律学はこれまた労働法の真実の理論となる能わないことを意味する」(64頁)と宣言している<sup>138)</sup>。同節はさらに、つぎのような構成をとっている(各款中の項については、省略)。

概説

第一款 社会政策と階級闘争

第二款 社会政策理論の焦点

第三款 社会(労働)政策と法意識

労働法を典型とする社会立法——市民法的原理に即自的には立脚しない——は、社会政策という国家意思の現われとして現実化する。沼田はまず、第一款で階級闘争が社会政策の本質的契機であるとして、つぎのようにのべている(67頁)。

「階級闘争は社会政策の本質的契機である。それは、資本制社会の価値法則が現実実態において貫徹されること自体における必然的矛盾的要素の自覚をせまられた総資本＝国家が、矛盾的要素をかえって自己のモメントとして、いわば把えられた矛盾として政治的処理の対象に置くところに社会政策が成り立つ」<sup>139)</sup>。

138) 舟橋尚道「労働法学と社会政策——沼田稲次郎著『労働法学序説』によせて」法学志林49巻3号(1952)・のちに同『社会政策と労働法学』(時潮社・1974)101-123頁は、本節を中心に『序説』を論評している。

139) 上記引用文中、最後の「社会政策が」という文言は不要であろう。文頭の「それは」

このような理解は当時、始まって間もない「社会政策本質論争」<sup>140)</sup>で批判対象となった、生産力理論ともいわれた大河内一男への批判的評価と併せられたものであった。沼田は大河内理論について、つぎのようにいう(66頁・強調は原文)。

「ブルジョア国家がなんらかの労働力保全の政策を採るに至る決定的な契機は……個別の資本の労働力の喰いつぶしからこれを保全し、総体としての労働力の健全なる保全を図る国家＝総資本の理性こそ、社会問題をとらえ、これに社会政策という答を与えるという見方は楽観的にすぎるのではないか」。

つまり大河内への批判学説に同調して、沼田は労働力商品の保全策としての社会政策があたかも階級闘争そのものによって現実の施策、社会政策として国家意思を通じて打ち出されことに特性を見出している(67頁)。すなわち、それはつぎのようなことを意味している(同前所)。

「労働力＝商品として物化せられた労働者が、商品の価値法則——剰余価値法則にあくまで規定せられつつも、“労働者”としてはかえって価値法則を否定し自己解放を、すなわち人間の自己回復を志向するところの歴史的な主体として表われるところに経済社会が政治社会——国家を形成する必然性が存する」。

なお労働保護立法に対する「解放立法」の意義として、沼田は労働組合＝労働者階級の自主的統制力＝団結と団体交渉による労働条件の維持・向上を承認しなければ、資本制社会の存続そのものが危殆に瀕することの可能性を、総資

---

という主語に対応する述語を見出せなくなっている。

140) 社会政策の本質論争とは、服部英太郎「社会政策の生産力説への一批判」経済評論4巻2、3、4各号(1949)・のち同『著作集』第5巻国家独占資本主義社会政策論(未来社・1966)5-70頁に収録を嚆矢とする大河内の所説をめぐって、社会政策の主体を国家＝総資本による労働力の保全と解するか、労働組合の運動の圧力のもとでの資本家階級の譲歩と捉えるのかが同人や岸本英太郎らによって論じられた(大河内一男先生還暦記念論文集第一巻『社会政策学の基本問題』〔有斐閣・1966〕を参照)。

本＝国家が意識し始めたことを意味すると捉えている（68－69頁）。

続く第二款でも、沼田の理論的関心は、「その本質如何という問題」（71頁）にある。沼田はいう（72頁）。

「社会政策も、その思想も、資本制社会の矛盾の深化とともに、資本制社会そのものの不可欠の自己保存の条件となり、政策と理論とが結びつきながら、それぞれの国家の特殊な資本制機構に規定せられていた」。

社会政策の発達史をのべることも、社会政策学説史を説くことも避けたい（同前所）としながらも、沼田はここでは、主に大河内一男『独逸社会政策思想史』（日本評論社・1936）と服部英太郎『ドイツ社会政策史』上（日本評論社・1949）に依拠しながら<sup>141)</sup>、19世紀以降の、とくにドイツにおける社会政策の制度および理論の展開を追跡している。

そして労働保護政策としてなされる場合も、解放立法として実現される場合も、「社会政策は原則的に社会立法形式をとる」。別言すれば、「社会政策的志向が法秩序のうちに客観化される過程は法的共同体における法意識の社会法化への変貌が醸成せられている母胎を前提とする事象であり、このような母胎の熟成なしには実効力のある施策たり得ない」（83－84頁）。第三款は、このような社会政策と法意識——公的強制を必然的なものとする規範的正当性の意識——の問題を扱っている。

以上のように、沼田は労働法を社会政策立法としての側面を重視、とくにその本質如何に詳しく言及している。しかし今日では、社会政策本質論争の学問的意義の評価は低い<sup>142)</sup>。当時の思潮を重視した沼田の議論についても、自ずと時代の制約のもとにあったということであろう。

141) 前者は後年、大河内『著作集』第1（青林書院・1968）、第2巻（同前・1969）に上・下に分けられ、後者は服部『著作集』第1巻ドイツ社会政策論史（上）——社会民主主義の崩壊とファシズムの抬頭（未来社・1967）に収録されている。沼田『序説』83頁（註）1で、沼田は上記書籍2冊をあげて「私のドイツ社会政策理論の知識はその多くを両著に負うものである」とのべている。

142) たとえば山本潔「社会政策から労働問題へ：1950年代前半の研究動向」社会政策学会誌15巻（2006）120－130頁。

## ② 同章第二節「労働法と社会法」を読む

本節は「社会法」概念の理解のありかたに関係する<sup>143)</sup>。本節は、第一款「民法の社会法化と社会秩序」と第二款「社会法と労働法」の二つからなる。なお沼田が本書を執筆していた当時は現在とは異なり、社会保障法を社会法として明確に論じるまでにはいたっていなかったことに注意したい<sup>144)</sup>。

前款では、社会法とは何かを問うている。沼田は「社会政策的志向に貫かれた」「社会立法を中心として形成せられる法秩序」(82頁)を“社会法”と呼んでいる。より詳しくは、「資本制社会が、市民社会のうちから、市民社会とは異質な特殊な部分社会乃至社会集団が逐次成型せられる現象として、自己の諸矛盾を露呈する段階において、国家がかかる社会集団を対象として施す政策的法的形象」(83頁)をいう。その主体は「あくまでもブルジョア国家であって、……ブルジョア社会は永遠の善でなければならない」(同前所)。したがってその存在理由は、自由平等な人格相互の関係である市民社会のうちに現われた「不自由不平等なる社会人の関係を一応認めて」、それが全体的秩序に弊害となっているかぎりにおいて修正を加えようとするところにある(同前所)。では「民法の予定しなかった特殊な社会集団と特殊な社会関係を意識した」社会法における法的人間像とは、いったいいかなるものなのか。沼田はここでも、ラートブルフ「法における人間」——付随的にギールケとギュルビッチに言及——

143) 沼田が社会保障法の法的意義を検討し、社会法概念のなかに、いかに位置付けるのかを本格的に検討するにいたったのは、沼田「自身が、理論的総括をなすにふさわしい年齢と環境とに達しているのを知」った(沼田『社会法理論の総括』[勁草書房・1975]の「序」2頁)とのべる還暦前後の時期に書かれた「社会保障の思想」沼田ほか〔編〕『社会保障の思想と権利』[労働旬報社・1973]および「社会法体系と人間像」法の科学2号〔1974〕、いずれも、沼田・同上書340頁以下および373頁以下に収録のころであったのではなからうか。沼田自身も含めて、1963(昭和38)年のほぼ同じ時期に発生した三井三池鉱炭塵爆発と国鉄・鶴見事故が社会保障法への関心を向け始めたとするが、それらが端緒となったとしても、いまだ理論化されるには至っていなかったように思われる。

144) 社会保障法に関する体系的な記述が初めてなされた吾妻光俊『社会保障法』(有斐閣・法律学全集)が刊行されたのは、1957(昭和32)年であった。

を加古祐二郎にならって引用するとともに批判し、それは「まさに市民社会のうちにおける部分社会とその社会の一員、即ち市民社会の原理と人間像とを止揚し得ないところの特殊なる社会集団とその所属者たる“社会人”である（85頁。傍点は原文）という<sup>145)</sup>。そして「社会法における法原理は保護の原理として特徴づけ能うであろう」（同前所）とし、それが「国家＝公権力の干与<sup>〔ママ〕</sup>」としてなされることを指摘している<sup>146)</sup>。こうして沼田は「実定法としての社会法とは、資本制社会において支配的な社会集団に対し従属且つ敵対的な特殊的社会集団を中心とした法関係に典型的に妥当する法秩序であると定義することが出来るであろう」（87頁）とのべ、同義反復の文章を重ねた本款を閉じている。

次に第二款では、労働法を関連学問分野の位置関係を「社会政策——社会立法——社会法と労働政策——広義労働法——労働法」という構成のなかで把握する理解が示された<sup>147)</sup>。つぎに社会法には「被傭者層を対象とする労働法の外に、市民法原理には即自的には規定されない実定法域」、すなわち労働者範疇には該当しない「小作人乃至貧農、浮浪者、極貧者、小市民などの社会集団」を含む「保護政策の法制度」がある（90頁）としている<sup>148)</sup>。つぎに沼田は“社会”

145) 沼田が法的人間像に言及するのは、ここだけにとどまらず、第二章第三節第三款「経済法の性格とその人間像」124-128頁でも、言及している。

146) 本款は、第一章第三節第二款「市民社会より社会法へ」47-60頁における記述に照応するものなのであろう。

147) 沼田によれば、〈社会政策〉について、「生産的労働者すなわち典型的な賃金労働者に対する政策領域」を狭義〈労働政策〉とし、工場労働者を中心に「階級の類似性」をもった「商業使用人、事務員、技術者までを含む被傭者層（失業状態にある者を含む）」を対象とした〈社会政策〉を広義〈労働政策〉理解したとしている（89頁）。そうすると、そこで言われる〈労働者〉とは今日とは異なり、狭いものであったということになるか（沼田はこの点について本書（『序説』）93-94頁・注2で〈労働法〉〈労働立法〉の適用対象範囲に言及して、現行労組法3条と同旨の理解を示し、「これは労働法の拡張史の結論であった」と説明している。ちなみに石崎政一郎は、沼田のいう〈労働者〉という意で、敗戦直後の時期にも戦前来と同じく「労働者」という呼称を用いていた（拙著546-547頁）。

148) 沼田は、社会法と労働法を区別しながらも、「これらの相互浸透の関係」を分析

を「資本制生産関係において従属的且つ対立的な特殊な社会集団」と捉える立場から、〈社会政策〉のなかに「社会事業乃至慈善事情」が含まれるかと問いを発し、結論的にはこれを肯定している。このような問いが成り立っていたことに、やはり今日とは異なる、当時の時代状況を思わざるをえない。

### ③ 同章第三節「労働法と経済法」を読む

第二章は既述のように、多くの紙幅が与えられているが、表記の課題を扱う第三節はそのなかで、もっとも長い。同節の目次構成は、つぎのようなものである。

#### 第一款 統制経済と経済法

第一項 ワイマール憲法における経済統制原理

第二項 統制経済法への過程

#### 第二款 経済法の原理

第一項 奉仕のヒエラルキー

第二項 日本憲法国憲法と統制経済法原理

第三項 社会法的基調と経済法的基調

#### 第三款 経済法概念

第一項 経済法の性格とその人間像

第二項 経済法の本質

第三項 経済法の近代的秩序における地位

#### 第四款 労働法と経済法との反発と浸透

わが国の経済法に関する議論は第一款にいうように、第一次世界大戦後のワイマール・ドイツにおけるそれが紹介される形で始まった。それはまた、沼田にとって「敗戦直後におけるわが国の法律秩序を髣髴させるものがあり、これ

---

することにより、統一的に理解することが可能となり、それは「たんなる論理の遊戯ではなくて過渡期法学の実践的課題」となるとする。ここでいう「過渡期」とは、いったい何をさしているのであろうか。なお最近、深谷信夫「なぜ『勤労者』なのか・覚書」労働法律旬報1999+2000号(2022)109頁以下、とくに112-114頁で、憲法における「勤労者」と労働組合法の「労働者」という文言の異同・使い分けの意味を論じるなかで、沼田による理解の変遷について言及している。

が日本国憲法と労働法・経済法を解釈する上での示唆を与えるもの」だ(105頁)。わが国では、経済法を社会法の一環として捉える者が多かった<sup>149)</sup>。しかし沼田は、そのような見方をしていない。沼田が「経済法」として念頭におくのは、統制経済法である<sup>150)</sup>。沼田はワイマール憲法からナチス期の政治体制転換に言及したあと、日中戦争以降のわが国の統制経済法に言及する。ついで第二款では、まず第一項で統制経済は「近代市民社会が十分に発展を見た国」(111頁)ではなく、「後進国」たるドイツや日本で普及したが、両国で共通するのは「奉仕のヒエラルキーに支えられた有機体的全体主義法原理」であったと指摘している。わが国の場合は、ナチス・ドイツのそれを模範<sup>モデル</sup>として導入されたからであろう。戦後の議論については、とくに我妻栄(民法・1897~1973)に言及している。敗戦後の日本国「憲法の基調は反統制経済的あり自由主義的であった」(117頁)。しかし、だからといって「現在の憲法のうちにおいて、労働力の統制までも含む統制経済、即ち国家経済としての統制原理を自己の形成原理とする態勢<sup>マツ</sup>」(118頁)が構築される可能性を否定することはできないとする<sup>151)</sup>。

149) 本書112頁(注)8が示すように、わが国でドイツの経済法をめぐる議論を最初に紹介したのは、孫田秀春『労働法総論』(改造社・1924)であった。その後、橋本文雄「経済法概念」『経済論叢』27巻1号(1928)同(恒藤恭[編])『社会法と市民法』(有斐閣・1957)541-568頁に収録で、社会法の一環——私人の経済活動への公的制限・規制という点に着目——として論じられた。それが統制経済法体制へと展開するなか、1939(昭和14)年には「日本経済法学会」が設立された。これに対し、東京帝大の田中耕太郎や美濃部達吉は経済法の独自性を否定し、同前学会に参加することもなかった(拙稿「石井照久の労働法学——戦後労働法学における・もう一つの潮流」『獨協法学』116号〔2021〕72〔345〕-74〔343〕頁を参照)。

150) 沼田が本節でしばしば津曲蔵之丞『日本統制経済法』(日本評論社・1942)を引照する。同書31頁によれば「自由経済の含む欠陥の補正のための立法」たる経済統制法は、「国家による全生産の総合的統制」である統制経済法と区別されるとし、沼田・『序説』110頁(注)2は、これを「正しい性格規定であろう」としている。

151) 沼田は、これを具体的には、憲法定定当時から「協同体」思想を生存権的基本権の論理的な前提とした我妻栄の議論に言及している。ただし、ここでは、我妻が体系的に論じている『経済再建と統制立法』(有斐閣・1947)を取り上げてはいない。

このように沼田が戦前の労務統制法が戦後も再現するかもしれないと警戒するのは、経済法が「資本主義の全般的危機において、各国の金融・独占資本をして、最後の一滴まで智慧を傾けつくして資本制社会を維持せんとする必至の政策に他ならない」(102頁)と捉えているからであろう<sup>152)</sup>。

そして第三節のなかで、もっとも重視すべきは、第三款の記述内容であろう。沼田はまず第一項で、その見出しが示すように「経済法の性格とその人間像」について、社会法のそれと対比させながら論じている。すなわち「社会法は、反資本主義的な特殊的部分社会を意識し、それを承認して、かかるものとして保護を加え、社会的弊害乃至社会悪から個人の生活を守るという政策的志向に貫かれた実定法秩序である」(124頁)。その法的人間像は「商品＝労働力の所有者として市民社会のモナッドであると共に、市民社会の内部においてその矛盾的契機となっているような特殊的社会集団に所属しており、又所属せざるを得ないところの集団的人間」像である(125頁)。これに対し経済法では、「むしろ、かかる特殊的社会の独自性を否定し、これを全体に統合せられた分枝として構成する」。したがって「自由ではなく統制と服従が、生存権ではなく生存の義務したがって死の義務すなわち犠牲の原理が経済法を貫流する」(125-126頁)。ついで第二項で沼田は経済法の“目的”について、「経済法を単に組織経済の法としてではなくて、独占資本主義の立場から国家が組織する法乃至独占資本と癒着した国家が組織する法及びこれを中核として組織された“経済”社会において妥当する法の全体として捉える」(128-129頁)。「経済法において

---

152) 本書刊行から25年後、沼田が還暦を迎えた翌年に公開した前掲『社会法理論の総括』——「学者が自己自身の理論について醒めた眼で総括するとなると、還暦あたりが頃合いというものであろう」と同書「序」2頁でのべている——373頁以下、とくに394-395頁に収録されている「社会法体系と人間像」初出・法の科学2号(1974)のなかで、経済法について、第二次世界大戦後の展開のなかで独占資本の市場支配の抑制し、市場の公正競争原理の確保や消費者(集団)の経済的保障をいわば志している点を評価すれば、広義の社会法の一環をなすと捉えることもできるが、情勢いかんによっては、戦時中の全体主義的な統制経済の実現へと展開していく可能性があるのではないかと、1950(昭和25)年時点での見解を原則維持している。

目的とせられる『生産改善』乃至『総生産力拡充』は、経済的規定を眼中に併せ置く限りはむしろ意識された虚偽としてさえ洞察できる」(129頁)。ついで経済法の対象である「経営」について筆を進め、それが労働法の適用されるべき領域であるけれども、経済法原理のもとでは「労資の対立を否定して、社長、取締役以下の“労務”統制に切りかえる。商品＝労働力ではなく労働の人格化、倫理化が、労働契約から合同行為へ、対立から協力へ、権利から義務へ——要するに現実の観念的否定へ。これが指導原理となる」(131頁)。そこでは「経済法の一環としての労務統制法があらわれるのである」(同前所)。第四款は、本節の総括部分といってよからう。

以上のように、本節でいう「経済法」は戦時期の統制経済法を念頭におくものであり、大正年代から昭和初期初めになされたドイツ法理の紹介でなければ、戦後の独占禁止法でもなかった。当時、沼田が抱いた危惧は現実化しなかった。それにしても、何故に国家による労務統制法の再出現への畏怖を論理化しなければならなかったのか<sup>153)</sup>。

#### ④ 第二章の記述に関する小括

以上、第二章の記述内容について、概観した。そこでは全体的に、梶井常喜が「戦後労働法学」の見直しを提唱したとき、1980年代以降の社会・経済状況と敗戦時当初のそれとの「時代状況の差異」として強調し、その再検討の必要を主張していた。それを例証するように、第二章の各節のいずれも、今日からみれば沼田の抱いた問題関心に時代的齟齬を感じさせるものである。

---

153) 後年、沼田は前掲『社会法理論の総括』159-163頁収録(書下ろし)の「附論二 社会法と経済法——渡辺・正田両教授の理論にふれて」で、渡辺洋三「現代法研究の視角と課題」沼田還暦論集上巻『現代法と労働法学野課題』(総合労働研究所・1974)156頁以下が示した沼田の経済法理解への批判および経済法を社会法と位置付ける正田彬「経済法と労働法」同前書197頁以下について、前掲注143)で紹介した観点にたってそれぞれに関する所感をのべている。

### (3) 第三章「労働法の基礎範疇」を読む

つぎに第三章の課題は、「現実の労働者の“従属”とみられる諸様相を、その必然的な関係において分析すると共に、それが法に反映するときは如何に必然的に歪曲されねばならないかを明らかに」(249頁)することであった。同章は、第一節「労働者」と第二節「労働組合」の二節からなる。

前者では、労働の従属性問題を扱っている。労働法は民法を中核とする市民法体系といかに区別されるのか。わが国では、その対象確定に関連して、戦前、ドイツの議論に範を求めながら論じられてきた<sup>154)</sup>。これについて沼田も、すでに『日本労働法論』上の第一編総説のなかや先の法律文化誌掲載稿で取り上げている。ただし本書『序説』では、ラートブルフの法的人間像(『日本労働法論』上)や、階級的従属を従属労働の本質としながらも、それが法的には「債権関係と身分関係との矛盾的統一」と理解した津曲や、加藤の人格労働理解に対する批判的検討や記述(法律文化誌稿)は、ほとんどみられない。同節ではまず、「階級的存在としての従属労働者」として、個人の自由な意思に基づく労働が「従属即ち不自由」に転化せざるをえないことこそ、資本制社会の労働を特徴付けるものだ(151頁)として、『資本論』にしたがい、「労働過程において個々の労働者について可視的に実在する従属労働の本質は、かえって価値増殖過程との統一のうちに、階級的従属の裡に秘かに横たわっている」(同前所)と指摘する。換言すれば、「資本制生産過程は、労働過程(生産力表現)と価値増殖過程(生産関係表現)との統一=矛盾的統一である」(152頁)。その点で、沼田は階級的従属である労働の従属は、「必然的に階級的抵抗に遭遇せざるを得ない。隷属の必然性は、隷属の否定を含む」(152-153頁)<sup>155)</sup>。また

154) 津曲・前掲『労働法原理』170頁以下は、ワイマール・ドイツの議論に詳しく言及している。ただしそれは同書に先だち、同じくドイツの従属労働論を紹介していた孫田秀春『労働法総論』(改造社・1924)を念頭において「あらゆる場面において論敵を斬りまくる」と表される(大内兵衛「労働関係は身分関係か——津曲教授『労働法原理』に関する一疑問」大原社会問題研究所雑誌10巻2号〔1933〕9頁以下)ものであった(拙著・前掲書139-142頁)。

155) 沼田は同前所で、階級的隷属が搾取非搾取のとしてではなく、支配被支配の関係

階級的隷属は労働過程における個別労働者の従属として現象すると捉えている。ついで第二款で、沼田は「労働法の把握する労働者像の性格規定としての“労働の従属性”は必ずしもかかる本質的な現実の従属労働を反映するものではない」(161頁。傍点は原文)とする。すなわち労働法が労働者を法的人格一般から区別したのは、それ自体市民法の外でなされる労働過程の弊害の意識と、労働者がそれに入らざるを得ないという、法外的事情に関心をもつことによる。労働法が労働の従属性としてとらえるのは、人的従属性ということだ。労働過程は価値増殖過程から切り離されることにより、階級的従属は隠ぺいされるということになる。

このような沼田の議論は、後身の法学徒に大いなる刺激と影響を及ぼした<sup>156)</sup>。しかし日本では、請負を無償とするドイツ民法典とは異なり、「雇傭」契約(民法632条以下)が相手方の指揮命令のもとに実現されるとして従属性が明文化され、あえて従属性の有無如何が労働契約と区別する意味をなさないことが指摘され、更に今日では労働法の意義を論じるにあたり、あえて労働の従属性に言及する意義に消極的な理解も示されている<sup>157)</sup>。

---

として意識されているとする。労働保護法にとどまらず、解放立法が制定されるのは、労働者階級の階級意識の高揚を抜きには考えられないであろうと指摘している。

156) 沼田の従属労働論を検討する論稿としては、とくに1970年代から80年代にかけて、当時30歳代の若き労働法学徒により取り上げられた。甲斐祥郎による「『労働の従属性』理論の概況と問題点」と「『労働の従属性』とその意義」は、いずれも同『労働法学の基本問題』(法律文化社・1975)に収録されている。同前書は、沼田の議論を人格的従属性論と位置付けている。一方、吉田美喜夫「従属労働論に関する一考察——『従属性』の法的構成問題を検討視角として」立命館法学128号(1976)496(78)頁以下、とくに530(112)頁以下は、資本制社会の基本矛盾から発生する部分社会として「労働者階級の“社会”」に属する者として、労働者を捉えているとするが、これはいかなる意味なのであろうか。またこれらの論者とは異なる視点から検討するのが、辻村昌昭「労働法基礎理論序説——『従属労働』論を軸として」(1) - (3)北見大学論集9号(1983)、10号(同前)、11号(1984)・のちに同『現代労働法学の方法』(信山社・2010)5頁以下に収録である。

157) 横井芳弘「労働の従属性と労働法の概念」片岡昇・横井〔編〕『労働法演習』(青林書院・1972)および同「雇傭契約と労働契約——労働の従属性」蓼沼謙一・横井〔編〕

つぎに本章のもう一方の主題である労働組合について、沼田はすでに『日本労働法論』上巻で、旧労組法に関する解釈論として言及していた。またその設立・運営に対する国家＝法の関与のありかたについては、現行法への改正に関連させて『法と政治の背離』収録論稿、とくにⅣ稿のなかで、論じていた。これらに対し本節では、法的範疇としての労働組合に関する原理的考察を展開する。ただし、それが唯物史観の観点から見たそれであることは、いうまでもない。

まず沼田は、労働力商品が価格の上昇を待って売り惜しみをできないだけでなく、自らそれ以外の「再生産する財産の何物も持たない」労働者の立場から必然的に生成したものだと捉える(172頁)。それゆえに労働組合は「雇傭条件の改善をめざす反資本的組織」として存在し、そのような機能に付随して「相互扶助的な共済事業にまで機能範囲を拡張する」(173頁)。このような「階級斗争の基軸たる組織」としての労働組合は本来、市民法秩序のなかでは外部から契約の自由を脅かす違法な存在であり、「国家の秩序内では存在させてはならないのであるが、存在の抹殺が不可能になるや、国家は〔労働組合という〕存在自体を否定するのではなく、その活動を拘束し、その後逐次拘束をゆるめ」(177頁)るという態度をとっていった。それは一方では「社会的経済的事実として、組織とその活動とが否認し難くなることによって、裁判所を通じて判例的に自由と権利とを確立してゆき、他方では「階級斗争が政治的意味をもつことによって政府と議会を通じて立法的に……自由と権利とを獲得してゆく」(178頁)という二つの過程をたどっていった。

このように市民法は労働組合に対する法人格＝権利能力の主体としての地位を承認するにいたったが、それへの結合は「理性的計算や個人的偶然的博愛心などから行われるのではなく、根源的な生活それ自体の必然的結合」である(183頁)。こうして市民法は営利を目的として設立された団体を法人として、自然人と同じく財産取引の主体として捉える。商品交換に係わる取引の「契約締結

---

『労働法の争点』(有斐閣・1990)・のちにいずれも、同『著作選集』第一巻労働法の基礎理論(信山社・2021)に収録されている。横井によれば、労働法は生まれながらにして市民法の反省形態であり、そこではすでに従属性が含まれていることから、それをもって労働法の対象確定とすることは「論理矛盾」だとする。

までの駆引きや、契約締結後商品を如何に使用するかということは……法の外の問題であ[る]。然るに、労働組合の機構は、主としてこの法の外の関係において働く」(186頁)。すなわち「市民法は、労働組合を自己の範疇とその論理とをもって把握するのは一面的であり、到底これによって労働組合の組織と行動とを法の規範的權威を維持しつつ規律するを得ない」(同前頁)。これに対し「解放立法」たる労働法は、労働組合を「真に具体的に」把握するのであろうか。沼田は否定的である。「多くの場合は、労働組合を被傭者団体として使用者ないし経営者及其の団体と対立するものとして構想し、その階級性を極力否定しようとする」(188頁)。労働組合を資本制社会における組合員の経済的利益を確保するために「経営者と利害の対立の反するところの人間集団としての階級的組織」(同前頁)以上に捉えることはないとしている<sup>158)</sup>。

#### 4 『労働法論序説』第四章——労働法解釈の方法論

先にのべたように、第四章が沼田にとって、最大の関心事であり、これに先だつ三章の記述は、そのための前段的ないし予備的な考察であるといってもよからう。沼田は「結語」で第四章のテーマについて、つぎのように自問している(249頁)。

「唯物史観の立場に立つ学者は法解釈学を如何なる学問的性格において把握すべきであらうか。……法を否定し止揚することを志す革命的運動も、絶えず止揚すべき法によって規律されているのである。この際、ただ単に労働者側に有利な解釈をすればよいのだとして晏如たることをえるであらうか」。

労働者に有利な解釈が同時に、実定法の正しい認識であり、真理性を担うとは、はたして成り立つのであらうか。このような課題意識——「解釈において真理性が問われるとすれば如何なる意味において、或は実定法の如何なるモメ

158) 横井芳弘「労働組合の団体性——その法的主体性についての考察」季刊労働法69号(1968)・のちに同『著作選集』第2巻集団的労使関係法(信山社・2021)17-32頁に収録は、横井が上記のような沼田の議論に応接したものと位置付けることができよう。

ントについて問われているのであろうか」(250頁)——は沼田にとって、自らいうように戦前の学生時代以来、抱いてきた問題関心であった<sup>159)</sup>。

第四章は、第一節「労働法の認識について」と第二節「労働法の解釈学」の二つの節からなる<sup>160)</sup>。沼田は前者の冒頭、「市民法の対峙的反省的法形態」である労働法が市民法に対する「異なった側面」として、つぎのような4点を指摘している(193-194頁・引用文中の丸数字は引用者)。

- (i) 労働法の妥当する社会は〔市民社会とは異なり〕労働者階級と資本家階級との階級的対立の場である。
- (ii) しかし①そのような社会で規範が形成され、妥協的秩序が形成され、②対立であるとともに私的自治の世界でもあり、③労働組合が力関係と、そこでの規範形成の当事者であるとともに、組合規範の主体ないし担い手で〔も〕あり、総じて④これらの規範の実効性は第一次的には、対立する主体〔である資本家階級〕の社会的力量により保障される。

159) それは『序説』251頁註3)に記されているように、「田井俊一」の筆名で学生評論創刊号(1936)と2号(同前)の2回に分けて発表した「法解釈の真理性について」であった。同稿については、拙稿・前掲「沼田稲次郎の青春」33-46頁を参照。

160) 片岡・前掲書177頁は、本書『序説』を戦後のわが国労働法学の歴史のなかで「労働法の体系的理論化」を基礎づけるとともに「唯物史観法律学としての労働法学の成立の根拠とその方法を一貫して追いつづけたもの」と位置付けている。片岡・同前書172頁以下が『序章』を主要な素材として沼田の労働法学の意義と特徴を読み解かんとして具体的に行なっている——引照箇所は、同書第一章と第四章、とくに後者である——のは、先に紹介した「法イデオロギー批判」と「市民法から社会法へ」理解をいわば予備的な作業としたうえで、「階級対立を含む社会において、規範意識の矛盾・相剋に規定されながら妥当する」(片岡・同前書181頁)実定労働法の解釈がいかになされるべきかということ、つまりそれが『序説』第四章で言及されている事柄であった。なお片岡・同前書はこのことを別の箇所(226頁)で、沼田は「あくまで史的唯物論における認識論の立場に立って、法超越的イデオロギー批判との統一における法解釈学の樹立という方向を貫こうとした」と総括的にのべている。このように沼田『序説』を読み解くに際しては、片岡の同前書・第三章「唯物史観労働法学」が有用な手引きとなっている。

(iii) 対立した社会に労働法が妥当することは、労働法を支える直接的規範意識が共同的ではありえないことを意味する。

上記のように、沼田は労働法が市民法とは異なる静態的な「ある法」ではなく、動態的な「生成する法」であるとし、労資の階級対立と「力関係」——ただし具体的にはいかなる事態・状況を想定すべきか——を強調したあと、一転して今度は、学問としての労働法の特徴について言及している。

(iv) それは制定法の概念的解釈ではなく、生成する法への働きかけを意味し、「法の把握は同時に法形成的機能をもつ」。

その際沼田は、集団的労使関係法が労働者団体に組合内部や使用者（団体）とのあいだで規範形成機能を発揮することにより全体的な労働法秩序の形成に期待するという政策的志向をもつがゆえに、労働法学がそのことをくれぐれも考慮するよう求めている。これは、労働組合が社会改革の主体としての役割を果たすことへの期待ないし願望がリアルに感じることができた戦後間もない社会状況を反映しているとみることもできよう。

こうして最終段落で、沼田は法解釈学としての労働法が自らのとる「唯物弁証法」によりいかに位置付けるべきか、また法解釈学における「理論と実践」とがどのように統一されねばならないのかを問うという、その課題を提示している（195頁）<sup>161)</sup>。

### （1）第四章第一節を読む

第四章第一節は、第一款「労働法と法社会学」と第二款「法認識の真理性」に分かれる。

#### ① 第一款「労働法と法社会学」——法学の方法という観点からみた両者の関係

第一款はその表題からも推測できるように、当時すでにその最盛期を迎えて

---

161) したがって、この部分は第四章第一節単独というよりは、第四章全体における「課題」を論じているものと理解すべきであろう。

いた「法社会学論争」<sup>162)</sup>を意識しながら、労働法学の方法との関係において法社会学の意義を論じている。ただしここで沼田が念頭に置く法社会学とは「生ける法—社会規範を実証することによって、裁判規範たる制定法がこれに適合して妥当し得る如く規範内容を修正せしめて、制定法と従法意思との接着を志した」法学上の方法(196頁)と捉えていることに注意したい<sup>163)</sup>。すなわち、それは今日基礎法学の一部をなす「法社会学」に関する基本理解・把握とは異なるものであろう<sup>164)</sup>。沼田は、労働法が市民社会の「生ける法と生ける事実の反映を自覚的に志向し」、生ける法が「生成し変動するもの」であると意識するとともに、「生ける法として生成する社会規範そのものを法的に措定する法」であるという点で、労働法は法社会学に親近性をもつとする(197頁)。しかし沼田は「生ける法をただに経済社会の生ける事実とのみ結びつけて観察することによって、国家の政策的な立法による政治的階級的支配が軽視せられている」(同前所)として、当時の法社会学批判の急先鋒であった杉之原舜一<sup>165)</sup>に同

162) 戦後法律学に係わる三大論争の一つといわれる法社会学論争について、当時発表された主要文献を収録した藤田勇・江守五夫〔編〕『文献研究・日本の法社会学：法社会学論争』(日本評論社・1969)と法学文献選集2／潮見俊隆〔編〕『法社会学』(学陽書房・1973)が基本文献であろう。また長谷川正安『法学論争史』(学陽書房・1978)7-80頁は、その概要を知るのに有用である。

163) これは、本書『序説』第一章で、法社会学を「市民法が生ける現実から乖離したとき、現われた自由法運動などの法思潮の変化・新たな動向に位置付けて、「市民法秩序に対する修正」すべきものと解すべきだとしたこと(51-52頁)を反復するものだといえよう。

164) 「法と社会」に対する接近視角や方法が異なれば、自ずとその概念も異なるものとなろう。六本佳平『法社会学』(有斐閣・1986)序2頁は、『法社会学』について「形式的に」つぎのように定義している。

「法社会学とは、法システムを構成する個々の法規範ないし法機構の在り方およびその作動過程について、社会ないし社会的諸因子との関連で経験科学的に研究し、それを通して、法システムの性質および社会的意義に関する理解を進めようとする学問である」。

はたして、上記の「形式的」定義と沼田の理解とが一致するものなのであろうか。

165) 杉之原は1925(大正14)年に京都帝大法学部を卒業して東京帝大大学院に進学し

調している。しかし、その一方で沼田は、法社会学が社会事実の中から生ける

た1年後、当時九州帝大法文学部長を兼任していた美濃部達吉の斡旋により民法担当として同大学に赴任した。しかし九大内訌事件——木村亀二(当時は法理学担当)排斥騒動に遭遇・関与し、いわば喧嘩両成敗として対立派閥双方3名ずつ計6名(一方は木村・山之内一郎〔当時は憲法〕・杉之原〔民法〕で、他方は風早八十二〔当時は刑法〕・東秀彦〔商法〕・滝川政次郎〔法制史〕)のうちの一人として1927(昭和2)年11月に休職処分<sup>③</sup>に付された(これについては、前掲・拙著102頁〔注〕23およびそこで引用している文献を参照)。その後、同期間満了により九州帝大解職となり、末弘巖太郎のもとで研究に従事しながら、いくつかの私立大学で民法を講じた。その間、マルクス主義を本格的に学び、1931(昭和6)年、いわゆる“非常時”共産党に入党し、家屋資金部でシンパからのカンパ等資金集め活動に従事したが、翌1932(昭和7)年8月はじめ、『スパイM〔松村昇〕』こと本名:飯塚盈延<sup>いづかみづつよ</sup>——小林峻一・鈴木隆一『スパイM:謀略の極限を生きた男』(文春文庫・1994)参照——の手引きにより逮捕された。1934(昭和9)年一審判決(懲役三年、未決通算300日)、1935年1月に控訴棄却となり下獄し、1937年2月仮出所した。その後1940(昭和15)年には満鉄(南満州鉄道株式会社)の囑託として中国に赴任した。なお、その間、『不動産登記法』(日本評論社・1938)および『判例親族法の研究』(同・1940)を刊行している。満鉄では、戦前日本のシンクタンクとして著名な同調査部で、戦後もその業績を高く評価されている・東亜研究所——1938(昭和13)年9月、近衛文磨を総裁として企画院の外郭団体として創設——との共同事業における華北(河北省・山東省)慣行調査の責任者として、調査活動に従事した(ただし同調査は、1944年、戦況の悪化のために中止となった。その一部が『中国農村慣行調査資料』全6巻〔岩波書店・1952-1958〕として公刊された)。なお同人の小さな自伝(回顧録)として『波瀾萬丈:一弁護士の回想』(日本評論社・1991)がある。また同人の旧蔵書は、札幌商科大学図書館に収蔵されている(同『杉之原舜一先生寄贈蔵書目録』〔1983〕)(以上の記述は、拙稿・前掲「石井照久の労働法学」342〔75〕-341〔76〕頁・注)152を再掲)。杉之原は戦後47(昭和22)年4月、北海道大学法文学部設立にともない、同学部教授に就任した(なおほぼ同じころ、京都にて日本共産党に再入党)が、49(昭和24)年12月には辞任し、翌年5月に弁護士登録をし、以後、白鳥事件(1952)をはじめ、多くの公安事件の弁護に携わった(「杉之原舜一」『近代日本社会運動史人物大事典』③す〜は〔日外アソシエーツ・1997〕21-22頁〔笠井忠〕。ただし同前所における戦前の九州帝大解職に関する記述は、事実と異なるものである)。

法を抽出することにより、成文法の階級性を批判し、規範内容を変更すべき解釈学的努力を生み出すことができるのではないかと期待を寄せていた(200-201頁)<sup>166)</sup>。労働法と法社会学との関係に関する沼田の評価は、「労働法学は、法社会学的方法論と不可分のものとして成長しなければならなかったのであるが、しかし労働法の認識を志す学問としての労働法学は法社会学をもっては十分に樹立されること能わなかった」(201頁)というものであった。

## ② 第二款「法認識の真理性」

続く第二款は「法認識の真理性」と題するものである<sup>167)</sup>。本款は第一章第一節「市民法のイデオロギー的性格」に対応したものである。沼田は、本款の冒頭、つぎのようにのべている(202頁〔下線は引用者〕)。

「労働法学は妥当<sup>ママ</sup>ある労働法の認識を志す学問である。すなわち労働法の真理の認識を志す学問である。真理の認識は必然性の認識でなければならない。労働法の必然性は全体的社会の必然性の契機としてのみ真に必然性たり得る。全体としての歴史社会の必然的な自己限定として労働法の必然性は現実的である」。

このような、おそらく1950(昭和25)年当時であって、将来を見据えた歴史的な「必然性」「必然的」を連発する発言<sup>168)</sup>に、本款のみならず、本書全体を

166) ただし後年も、沼田の学問としての法社会学の評価が肯定的ではなかったということでもないように思われる。沼田自身も、労働組合員の意識調査(『団結の研究』[勁草書房・1955])や『合同労組——その実態と法理』(総合労働研究所・1963)に関する実態調査に積極的に従事していた。

167) 些末なことながら、原本の本款には誤植と思われる読点の位置のずれが4か所ほどみられる(筆者が所有するのは、同書第四刷[1971])。ただし、それらは沼田『著作集』第2巻収録版では補正されている。

168) このあと沼田は自ら「唯物論的世界観」に立って、認識論として模写論をとると宣言している(同前所)。ただし今日では、沼田がいう「機械論的」ではなく、「主体的形性的実践を媒介とした」「弁証法的な」それであったとしても、模写論ないし反映論と表される認識論理解がマルクス主義に基づくそれとして、主張され、支持をえているのであろうか。

貫く、いわゆる通奏低音ともいべきものを感知する。沼田はこれまでの論旨について「方法論的反省」を行なうとのべる。本款は本書『序説』の、いわばハイライトであると同時に、もっとも抽象的な記述がなされている部分である。本款全体はその論旨に着目すると、五つのパートからなると思われる。以下、それに即して内容を紹介する。

最初は同前頁「およそ」から205頁「ところで」の前の行まで2段落である。沼田は自ら理解する唯物史観について、説明する。「歴史的社會が經濟社會＝下部構造と、イデオロギー＝上部構造とを統一した全体社會である」（同前所）との唯物論的世界観に基づく認識のあり方を論じる<sup>169)</sup>。イデオロギー論には、意識形態という側面と、虚擬性という性格の2つの側面がある。ここでの法のイデオロギー論は後者に重点がおかれている。そこで重視されるのは「実践」であり、「理論的認識は実践によってかえって自己の真理性を検証する」（202-203頁）と主張する。すなわち、生産力と生産関係との歴史的・社会的関係である。それは「生産的实践」であり、また「生産関係はすでに一つの秩序」であり、「生産的であり得るために必然的に要請する秩序は、実践主体の意思行動においては規範として意識せられる」（203頁）。続けて、沼田はつぎのように説明する（同前所）。

「かかる秩序が意思、したがって行為の仕方についての意識を規定する限り、意識された存在は規範的意識形態をとるのであり、それが社会によって措定せられるとき、規範として客観的な存在となる。すなわち、客観的な規範的意識形態」、それは「イデオロギーといわれるものに他ならぬ。規範はまさにイデオロギーなのである」。

こうして沼田は、社会規範が生産関係を基底として、生産関係＝秩序を反映させざる得ない「イデオロギー（社会的意識形態）」であることを唯物史観の定式から導き出している。それは『生産管理論』の中でも展開されていたこと

---

169) 先に言及したように、沼田のイデオロギー理解は戸坂潤の著書（とくに前掲『イデオロギー概論』）から影響を受けているとされる。しかし両者をくらべたとき、沼田は法学方法論として独自の議論を展開させていることが理解できる。

は、すでにみたところである。

つぎに(205頁「ところで」から206頁「以上述べた如く」の前の行までの2段落)、沼田は近代社会における法規範の在り方、「社会規範」「行為規範」および「裁判規範」の意義と相互関係について、のべる。すなわち社会規範は本来、主として行為規範であり、国家がまず保障するのは「本来主として行為規範である」(205頁)。そして「国家が保障する仕方は……裁判規範の形式をとる」(同前所・傍点は引用者)。関連して『裁判規範以外の法を認めない』との杉之原に対し、沼田は「裁判規範によって保障せられた社会規範=行為規範が法である」(同前所)と応えている。また近代国家では、民事・刑事・行政の各訴訟法などの行為規範を予定しない歴大な法規範(その多くは裁判規範)が存在するけれども、行為規範の集積たる「経済社会の法こそ近代法の基底を形成する」(206頁)とする。

つづく(206頁「以上述べた如く」から207頁「しかるに」の前までの)2段落について、私には前段の趣旨を理解できなかった。後段では、当然に近代市民社会を念頭に置いてであろうが、法規範が一定の歴史的社會におけるそれとして歴史社会を秩序付けるものだとし、一定の生産関係=階級関係が保持されているかぎり、「そこに妥当している実定法秩序は意味的統一性を担わざるを得ない」(207頁)。「法規の概念的解釈によって見出される意味的統一性」は「実効性なき法」であり、それは虚偽的なもの——完全な誤謬ではなく、一面的抽象性をさす——だとする。それゆえに社会規範を媒介として実定法の認識(法社会学)が必要だとする。

そして(207頁最終行)「しかるに」に始まる三つの段落の冒頭は、つぎのよう

「法の真理の認識は、法規範の意味的統一の解釈によって終るのではなく、むしろこれから始まる。すなわち、法の意味的構造の真理はそれがイデオロギーであるということではなければならない。法は、歴史的社會の必然的な形成物であり、前者の矛盾的発展に規定せられ、前者の止揚によって自らも亦止揚せられるべき制度であるということである」。

ここでの議論はその抽象性が極めて高く、十分に理解することができない。

ただ論じられていることは、従来の主張の繰<sup>リ</sup>返<sup>シ</sup>であるように思われる。すなわち歴史社会は必然的契機として、一定の法規範的秩序を含むが、歴史的社会が矛盾＝階級闘争であることから、「法の存在構造は階級闘争を社会における存在＝妥当の構造であり、階級闘争を捨象してはとらえることはできない」(208頁)。このように「階級闘争は絶えず法の存在を規定している。そして法の存在＝実効性を規定しつつ意味的構造を規定しつつある」(同前所)。こうして「法を全体社会のうちに正しく把握し」、法が社会の「矛盾的(主体的には闘争的)運動の一環として認識する」ことにより「かかる認識の真理性を歴史的实践(生産と闘争としての実践)そのものによって検証するのである」(同前所)。

最後に(209頁「われわれは」から始まる3段落)、沼田は「法の本質の暴露こそ決定的な革命の理論でなければならないのである。……ブルジョア法の本質の批判こそ最も基礎的な理論的関心とならなければならない」(210頁)と断言する<sup>170)</sup>。しかしそれは「ブルジョア社会とブルジョア法の打倒を前提し、その妥当……している法秩序の規範的論理的認識を志す学問の成り立つ余地がない」(同前所)と理解すべきではないとも注意する。「いわば限界を意識した真理として、法の妥当しある実定法の認識を志すことの無価値性を啜うべきではない」(同前所)とのべている。

沼田にとっての「法解釈の真理性」または「正しい法解釈」とは何か。それは続く第二節で明らかになろうが、要するに、過渡期としての社会主義を経由しての共産主義社会へ発展を展望し、その方向性に即した解釈をする、それが真理ないし正しいとするものである。しかしこのような理解がベルリンの壁の崩壊に象徴される社会主義諸国の消滅をへて21世紀もすでに四半世紀にならん

170) 以下に引用した命題のうちの後半部分を立証しようと試みたのは、『法と国家の死滅』(法律文化社・1952)の前半、すなわち国内法を扱ったところなのであろう。しかし後年、同稿が藤田勇〔編〕『マルクス主義法学』(学陽書房・1973)58頁以下に収録されるにあたり、原題「法の階級性と其の死滅について」のうち「その死滅」という文言を沼田の要望に応じて削除した旨が同前書86頁に記されている。沼田・同前書(『法と国家の死滅』)がというような歴史観に修正を加えざるをえないと考えていたのかもしれない。

とする今日、説得力をもって通用するかといえば、はなはだ心許ない<sup>171)</sup>。

## (2) 第四章第二節「労働法の解釈」を読む

第二節「労働法の解釈学」は前節を受けて、具体的な労働法解釈学の方法について論じる箇所であり、三つの款からなる。

第一款 法解釈学と法規範学

第二款 労働法における目的について

第三款 わが国の労働法解釈学について

### ① 第一款「法解釈学と法規範学」と第二款「労働法における目的について」

沼田は第一款「法解釈学と法規範学」で「法解釈こそ実定法の規範的契機、すなわち規範的意味構造を認識せんとする理論科学」である<sup>172)</sup>としたうえで、第二款「労働法学における目的について」のべる。

その冒頭(一)、沼田は法解釈について「法理論」と「法政策の問題」を峻別するハンス・ケルゼン／横田喜三郎〔訳〕『純粹法学』(岩波書店・1935)を引用している。本書のなかでケルゼンに言及するのは、これで三度目である。そこでは沼田は、ケルゼンとは異なり、「解釈はあらゆる段階において常に実践的であるとともに、理論的認識の過程でもある。解釈の正しさを主張するのは実定法の認識の正しさを主張するのであって、実定法に外にある正しさを主張しているのではない」(216頁)として、自らの立場を宣明している<sup>173)</sup>。では(二)「実定法規の解釈は如何なる仕方で行なわれるとき実定法の規範的意味内容を真に把握し得るの」か(217頁)。

171) 拙稿・前掲「巻頭言／労働法『解釈の真理性』または『正しい法解釈』とは何か」勞旬2004号(2022)5頁を参照。

172) ここでの主張は、「法規範学」と「法解釈学」とを区別する尾高朝雄(『法哲学』〔日本評論社・1935〕)に反論する形でのべられている。

173) 沼田は既述のように、本書『序説』第一章で、ケルゼン『純粹法学』を取り上げ、「新カント派の流れに咲いた相対主義の花」という比喩で表わしていた(52-54頁)。

沼田は、このことが「文言解釈とそれと不可分の形式的論理解釈」から「目的論的自覚をともなった」それへと進むことになるとする(218頁)。この点について沼田の応答は、市民社会の矛盾が顕在化した——社会規範として有効な機能が発揮できなくなった——段階にいたったとき、法の文言の文理解釈とそれと不可分の形式的論理解釈は機能せず、「目的論的自覚をともなった法解釈」へと推移せざるをえないとする(同前所)。その際、(イ)法制定過程は「個人的でなく特殊な社会集団の利益=目的」が意識されるかぎり競合乃至闘争である(219頁)。(ロ)その認識は静態的存在ではなく、動態的存在であるが、法の目的は「法解釈が実定法の規範意味構造の論理的構成において予想する法の目的により規定されざるを得ない」が故に「全体的法秩序の質的同一性を維持する」(219-220頁)。そして(ハ)法目的の正当化、具体的には、法制定過程を検討することになるが、「実定法の目的は資本制社会を超越し能うものではない」(220頁)。それはまた「実定法の規範的論理の指導原理として実現されている目的」である。裁判所や時の政府が異なる目的論的解釈を行なったとしても、それが「誤謬であると主張し得る規範論理の指導原理でなければならない」(同前所)。

以上のように捉えることのできる法目的の認識は「法目的の目的論的定立において、且つ又、それを通してかえって秩序目的の認識の仕方において、階級的対立を免れ得ない」(221頁)。この点について、沼田は「労働法の解釈は労働者の保護法だから労働者のためにという目的論的な思惟方法」(同前所)について言及している(三)。すなわち、それは労働者階級の利益と成長と解放が全民衆の利益と成長と解放の前提であり、その利益は私的な社会集団の利益ではなく、すぐれて公益であるとする(222頁)。これは、生産管理の正当性を主張した際のそれと同じ論理であろう。このあと、沼田は「資本家側はもとよりこのようには考えない」として、自問する。すなわち同じ条項または文言を前にしても、「実定法の規範的意味構造の認識」・理解が労資双方のあいだで異なり、階級的に対立したものとならざるを得ないとすれば「果して、認識の真理は如何に実証せられ得るのであるか」(222頁)。このような課題について、沼田はつぎのようにいう(223-224頁)。

「法の目的と統一において、実定法の論理的認識の真否が問われるとすれ

ば、まさに、かかる実定法の意味構造の目的論的認証、すなわち規範論理の真理性を肯定する規範意識の真否として問われるべきであり、これは実にかかる規範意識のトレーガーの歴史的優位性の問題に帰着せざるを得ないのである」。

このような表現（言い回し）には、既視感がある。これは戦前、沼田が滝川事件後の学生運動を合法性の枠内で存続させるとの意図のもと刊行された「学生評論」誌の創刊号と二号に上・下二回に分けて発表した「法解釈の真理性」のなかで繰り返し主張された、「もし法解釈の態度を一言で云うならば、歴史的優位性を有するクラツセの法イデオロギーによつて解釈せよと云う事になろう」（沼田・前掲「法解釈の真理性」394頁）との主張と重なる。要するに、沼田は戦後も、戦前の問題意識を持続させていた。労働者階級の「歴史的優位性」とは何か。それはマルクス『経済学批判』（1859）「序言」のなかで定式化されている人間の歴史が生産力と生産関係の矛盾により発展してきたとし、その延長線上に資本制社会から過渡期としての社会主義をへて共産主義社会へと進化・発展していくであろうとの歴史観に基づくものであった<sup>174)</sup>。しかし先述したように今日、そのような単線的な・歴史の発展観を学問世界において採用する者がいるであろうか。ここに重ねて引用する。沼田は本書の総括部分でのなかで、つぎのようにのべていた（249-250頁）。

「法を否定し止揚することを志す革命運動も、たえず止揚すべき法によつて規律せられている」、労働法や取締法規を解釈する際、いかに労働者に有利な解釈を導くか意識する一方、「自己の解釈こそ実定法の正しい認識であり真理性を担うものとして思考し主張する」。

しかし結局沼田はいう。「法の規範的意味構造の認識の真理性を真に決定するのは、法解釈の外に求められねばならないのだ」（224頁、傍点は引用者）という。換言すれば、「法解釈の真理性」を見出す根拠は法の世界にはないとい

174) 甲斐祥郎「法解釈の『正しさ』について」同・前掲『労働法の基本問題』94頁も同じく、法解釈の『正しさ』——「実践的側面における」——について、やはり「歴史の発展方向という『大梯尺』は法解釈にとって欠かしえない尺度といわなければならない」とのべている。

うことになるのであろうか。さきに引用したように、沼田は法「解釈の正しさを主張するのは実定法の認識の正しさを主張するのであって、実定法に外にある正しさを主張しているのではない」(216頁)と主張していた。しかしここでは、それとは真逆のこと、すなわち「実定法の外」、唯物史観の正しさをのべているように思える<sup>175)</sup>。

## ② 第三款「我国の労働法解釈について」その具体的な方法論

第四章の最後、第三款は「我国の労働法解釈について」と題されている。ここでは、法源論(第一項)、憲法と労働法との関係(第二項)および労働良識(第三項)の三つについて、のべられている。これらは沼田にとって、(労働法)法解釈にあたっての基本的な判断枠組みを示すものである。労働法に関する法源にはいかなるものがあるかについては沼田自身もいうように、すでに前掲『日本労働法論』(1948)上巻で言及していた<sup>176)</sup>。ここで扱われる法源論では、「近代国家=法治国家における法源の性格」(226頁)ということに関連する。沼田は「自治的規範」である協約や慣行も、「法規による保障によって法規範内容の一環となる」(同前所)とする。このことはすでに、前款「法認識の真理性」でふれられていた。ここで沼田は、三つのことを強調している。まず「近代国家の要請は、法に服すべき民衆が、遵守すべき法を知り得ているということである」が、それは「法解釈の自由でなければならない。〔なぜならば〕法は立法者の手をはなれたなら民衆の手に帰すべきものであるから」(同前所)である。つぎに法治国家であるには、「民衆が法批判の自由をもつということ でなければならない。法批判の自由を奪った法治国家とは、法の仮面をかむった専制国家である」(227頁)。そして「近代国家においては、統一的秩序はその全貌において従法者たる国民に知られ能うものでなければならない」(同前所)<sup>177)</sup>。こ

---

175) 沼田が最終的にたどり着いたのは結局、過渡期としての社会主義をへて、階級対立の解消された共産主義社会へと到達するであろうの理解の表明であり、それはある種の信条告白ともいえるべきものであったということではなからうか。

176) 同書第一編第三章49-54頁。

177) 当時は、占領軍の間接統治の時代であったことから、超憲法的権力であるGHQが

れら三つは、いずれも法の解釈・運用が公権力としての裁判所に決して専権的に委ねられているものではなく、国民の監視のもとにおかれるべきことを意味しよう。

第二の憲法解釈のあり方も、同様に憲法解釈の方法それ自体について考察せんとしている<sup>178)</sup>。沼田は「憲法解釈に際して重視すべきは、憲法規範が〔制定〕当時の支配的な法意識によって如何なる規範的意味において支えられていたかということである」(232頁)と強調している<sup>179)</sup>。すなわち法は制定後、「立法

日本政府に示す一般命令等と憲法との関係に多くの紙幅をあたえている(228-236頁)のは、時代的特徴であろう。後年、沼田は「労働法における法源論の焦点」法哲学年報1964年4月号(1965)23-46頁で、組合規約、労使協定・慣行およびILO条約の法源性の有無について、論じている。なお蛇足ながら、同稿29-30頁(註)11で、沼田は戦前ドイツにおける労働協約への関心について、のべているが、これは戦前自らの労働法学へ歩みの起点となった習作(手書き)稿(拙稿「翻刻／沼田稲次郎『労働協約理論史の一齣』一九三九(昭和一四)年一月八日撰筆』獨協法学115号(2021)31頁以下に活字化した)を念頭においたものなのであろう。

178) 沼田が実定労働法の解釈原理としての憲法を重視し、そこに想定された労働者像＝階級的存在の意義については、片岡・前掲書202-209頁で検討されている。

179) 沼田は同旨のことを重ねてのべる本書の別の箇所で、「支配的な法意識」とは「“一億総懺悔”した国民の今日の法意識」である(235頁)と表現している(なお沼田は『団結権擁護論』〔初版〕下巻〔勁草書房・1952〕の「序文」6頁でも、同様の表現を使っている)。「一億総懺悔」とは周知のように、敗戦直後の処理に当たった東久邇宮稔彦(1887~1990)が<sup>45</sup>(昭和20)年8月28日、国体護持＝天皇制存続とあわせて、日本(国)の戦争責任を国民すべてが負うべきものとのべたが、これには、ただちに多くの批判・反発を招いたものである。大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅰ(筑摩書房・1969)69-70頁は、それがポツダム宣言の要求する『民主主義的傾向の復活強化』とはほど遠く、国民の反撥も強かったとして、一工員の「疑問あり」と題する政府のみならず、官僚の責任を追及する、以下のような「毎日新聞」への投書(日付不明)を紹介している。それは政府のみならず、官僚の責任を追及するものであった。その一部を引用しよう。

「貴官たちはどの口で、誰に向って『反省しろ』だの『ごんげしろ』だのといえるのか。自分は涙をもって問う。特攻隊その他の戦死者の遺族、工場戦死者の遺族も罪深き官吏といっしょにごんげするのか」。

者の手をはなれたら社会の手にうつる」(同前所)。それは憲法の場合も、同様である。しかし硬性憲法の場合は、「立法者の意思としたがって思惟は、かかる憲法制定当時の規範意識にささえられていたという限りにおいて、顧みられねばならない」(同前所)。沼田は憲法が労働法秩序について規定する根本的原理として労働者の生存権(同法25条)があり、それが個人的自由権に優越し、そのような優越関係を通じて労働者階級の社会的・経済的地位を向上させ、ひいてはそれが日本の「民主的平和の秩序」の形成に資するとの理解を示している(233-236頁)。このような憲法観が50年代以降長く(労働法学における多くの学説により)共通認識として意識され、その後の「戦後労働法学」の形成・発展の基調となった。けれども80年代以降、その「見直し」の主要論点として提起されていったことは、すでに周知のことであろう。

そして第三項は「労働良識」を扱う。沼田自身もいうように『日本労働法論』における複数箇所、この文言を使用していた<sup>180)</sup>。しかし該当ページでは、その趣旨が説明されることはなかった。本書でようやく、沼田はその意味内容を明らかにした。それは、いかなるもので、どのような役割をはたすべきものなのか。沼田によれば、「労働良識は、労働法的な概念である。すなわち労働法解釈が論理的に要請する法的概念である」(237頁)。いったいこれは、どうい

---

同前所によれば、この投書にはたちまち反響がまきおこり、「このような国民の声はやがて『国体護持』を乗り越えてすすむ民衆のエネルギーを暗示している」としている。いったい沼田は、いかなる趣旨で、“一億総懺悔”などという文言を肯定的に使ったのであろうか。まさに、そのような言辞が現実はいかなる役割を果たすものか、沼田のいうイデオロギー批判をなすべき対象であったのではなからうか。そして沼田の・このような発想がのちに労働者の団結権擁護の論拠の一つとしての労働者・労働組合イコール「戦争被害者集団」との主張に連なっていったのではなからうか。

180) 同書・上巻139頁(第二編第二章第六節「組合加入権」、中巻276頁(第三編第五章第三節第二款「協約遵守義務」、279頁(同節第三款「平和義務」、336頁(第四編第一章第四節「労働争議及び争議行為に関する労調法の定義)および409頁(同編第四章第三節第三款「生産管理の合法性)」の各所で「労働良識」という文言が見られる。また沼田・前掲『法と政治の背離』に収録されている前掲「労働組合の自主性」92頁にも「労働良識」という文言を見出すことができる。

うものであるうか。

まず、労働法が適用されるのは、階級対立を含む社会であり、そこでは、存在する規範意識ないし法意識も対立的なものとならざるをえない。これは沼田がくりかえしのべてきたことである。そのような「場」における法の適用には「それ自体がなんらかの妥協の契機を含み、説得の要素をもつものでなければ、かえって法の正義が実現し得ないことを意味している」(237頁)。したがって「労働法は、階級的規範意識を尊重しつつ、民主的秩序の形成的維持を志すことを、単なる手段というだけでなく本質的妥当の仕方として要請する」(同前所)。そして沼田は労働法、とくに解放立法の解釈には、その「対象の課題的な性格に規定されて、一定の観点」(同前所)が要請されるとする。それが「労働良識」であるという。それは市民法解釈における“条理”や市民法の社会法化に際し意識された“社会通念”に相当するもの、すなわち「労働法解釈が論理的に要請する法的概念である」(同前所)。ただし、それは「労働者階級の法意識そのものではない」(238頁)く<sup>181)</sup>、「労働法の原理それ自体に立脚しつつ、生ける階級意識を自己に調和せしめるためにかえって自らをそれに調和せしめ得る如く具体化された法意識である」(同前所)<sup>182)</sup>。それは他面「資本家階級の法意識からも全く遊離するものではない」(239頁)。なぜならば、とくに解放立法——より具体的には、そのもとでの労働協約により具現化された労使の自主法秩序であろうか——を念頭においたとき、それが労資「両者の事実関係が両者の規範意識の調和と照応して一の自主的規範的秩序を創設することを承認しつつ、妥当する法であり、決して労働者の規範意識の上に法秩序を形成する法ではないからである」(239頁)と説明している<sup>183)</sup>。

181) 沼田は、このことを資本制社会の存続を前提にし、「革命的進歩意識」には「抑制的」で、「停滞的保守的意識」に対しては「推進的」なものだと説明している(『序説』238頁)。

182) 沼田・前掲『著作集』第2巻〔著者解題〕374頁は「労働良識は、画期的な改革立法がおくれた社会的現実……を改革しつつ……妥当することをそれ自体の規範的要請(実践的には使命)として」いるとする。それは換言すれば、「社会的現実」が進歩したとき、その役割を終えるべき限定的なものであるということなのであろうか。

つぎに、労働良識と社会通念とは、いかなる関係にあるのか。沼田はこの点について、つぎのように応えている。労働法は全体的法秩序の一環として妥当し、労働の世界も全体社会の特殊社会としてあり、労働良識は社会通念の特殊形態として位置付けられる。ただし社会通念の意識する社会が「市民法の予定した市民社会の現実の不調和を体験的に意識しつつ、法と調和しがたい社会として表象された社会である」(240頁)のに対し、「労働良識は、課題意識としての“社会通念”が基調となる全体としての法秩序を前提しつつ、むしろ、これに対して形成的に規定する意識である」(241頁)。「課題意識としての労働良識(法概念)は法的概念としての社会通念と矛盾するのではなくて、対立があるとするれば、社会通念が労働良識のうちに自己否定的に調和するのでなければならぬ」(同前所)。すなわち信義則が機能する全体社会に対し、特殊的・部分的な社会として、労働法が民主的社会秩序形成を志向しつつ妥当する、その「進歩の歩度を判定する」もの、それが労働良識だということであろうか<sup>184)</sup>。しかし労働法の適用される労使関係が市民法の機能するそれとは異なる階級対立的なものであったとしても、なぜ「労働良識」なる一般条項が新たに想定されなければならないのか、私には、その説明が説得的なものであるようには思えない<sup>185)</sup>。

183) 一般条項が国民の権利や自由への制限を正当化する論理として働いたファシズム時代の経験を踏まえ否定的態度を考慮しながらも、沼田が戦後日本の労働関係に対し、信義則を踏まえた法解釈の積極的意義を見出そうとしたのが、「労働法における道義則」労働法1号(1951)・のちに沼田・前掲『著作集』第2巻253頁以下収録であった。

184) 沼田は、このような労働良識が機能する場として、具体的には労働委員会を想定していた(同前書〔『序説』〕241-243頁)。晩年、沼田は「社会通念」という概念が戦前の法的イデオロギー性を色濃く残すものであるがゆえに、あえて「労働良識」という文言を用いたと説明していた。それはまた、遅れた社会意識を改革しながらも、その社会的改革へと妥当させる規範的要請に応えるものとして提唱したものだとして説明している(沼田・前掲『著作集』第2巻〔著者解題〕373-374頁)。

185) 「労働良識」の具体的な内容がいかなるものかについて、片岡・前掲書209-213頁および229-231頁が解説している。ただし片岡も、沼田の説明によっても「この

### (3) 『序説』の結語

最後に「結語」で各章が論じた課題について要約したあと、沼田は法解釈の真理性とは何か、それがいかに実現されるべきか、改めて自問している。本書を閉じるにあたり、沼田はヘーゲル『法の哲学』(1821)序文のなかに記されている・同人の現実肯定＝保守的な性格を端的に示すものとして有名な「理性的なものは現実的であり、／そして現実的なものは理性的である」という文章<sup>186)</sup>——あえて原文(ドイツ語)をもって引用するところに、旧制高校生的な<sup>ペダンチズム</sup> 学術趣味を感じざるをえない——を、通常の一般的な理解とは異なり、むしろ積極的・肯定的な意義を見出して引用し、本書『序説』の読者に向かって「このデアレクティッシュ〔dialektisch：弁証法的〕な命題を、法学者は如何に読むべきであろうか」(250頁)と問いかけて、ペンをおいている<sup>187)</sup>。

点を精確に規定することはすこぶる困難なように思われる」とのべている(同前書210頁)。すなわち、片岡のいわんとしたのはあえて、そのような新たな概念を導出すべき必要がはたしてあったのか否か疑問視されるということであろう。

186) 複数の邦訳があるが、ここでは最も新しい上妻精・佐藤康邦・山田忠彰〔共訳〕岩波文庫・上巻(2021)34頁を参照した。

187) それは沼田が本章第一節第二款冒頭で記した、「歴史的社会的必然」〔性〕……を法の世界において投影する「労働法の必然性は現実的である」(202頁)との言葉に対応するものなのであろうか。沼田「私の古典／ヘーゲル『法哲学綱要』」エコノミスト編集部〔編〕『私の古典』(毎日新聞社・1967)56頁は通常は保守＝現状肯定的とされるヘーゲル評とは異なり、その「歴史的社会的現実のなかに価値と存在の統一をみるという発想は唯物史観にも共通している」とし、上記引用のヘーゲルの文章を「唯物史観の徒といえども愛唱したくなる」とのべている。そして、このような『序説』第四章で提起した課題について、沼田は5年後<sup>みんご</sup>三度、「労働法における法解釈の問題」季刊法律学20号(1956)・沼田『著作集』第2巻313頁以下収録で応答することになる。なお蛇足を付せば、沼田・同前「私の古典」54頁によれば、ヘーゲル『法哲学』は「大学二年のときに盲腸で三か月ぐらい床につかせられなかったら、縁なき書物におわたたらう」とのべている。拙稿「沼田の青春」の記述を補充したいと思う。

#### 四 結び——大学教員・研究者への転身

以上、沼田の唯物史観労働法学がどのような経緯をたどって出現したものであったのか検討を試みた。それはすでに本文のなかでものべたように、その基本的な発想はすでに戦前の学生時代に形成されていたものであり、戦後の理論展開は、いわばその具体化ないし応用ともいうべきものであった。ただし既述のように、それは専門研究者として机上でなされたものではなく、一方では新聞記者・論説委員としての仕事に携わりながら、また他方では、勤務する職場の組合長として、自ら日常的な労働組合の組織・運営に関与するなかで、その経験を生かしながら著わされたものであったことに注目すべきであろう。

沼田は既述のように1950(昭和25)年夏、レッドパージにより、自らのジャーナリストという生業<sup>なりわい</sup>を失った。しかし翌年春には、東京学芸大学<sup>188)</sup>に新たな職をえて、労働法と法哲学を講じ、研究者としての人生を歩み始めることになった(沼田は、その年の5月、37歳となった)<sup>189)</sup>。それは1948(昭和23)年の平和問題懇談会<sup>190)</sup>の際に知り合った川島武宜(1909～1992・民法・法社会学)の紹介・推薦により、実現したものであった。沼田はこのことを「『研究生活』

188) 同大学は1949(昭和24)年5月、旧東京第一、第二、第三師範学校および東京成年師範学校を母胎として、教員養成を主として発足した(詳しくは、『東京学芸大学五十年史』[東京学芸大学創立五十周年記念事業後援会・1999]を参照)。

189) 沼田・前掲『民主主義法学と学者像』248頁および沼田ほか・前掲『時代を生きる』204頁。ただし、それ以前に上京後間もなく(49[昭和24]年春)、沼田は数年間、法政大学の夜間部で非常勤講師を担当していた(同前『民主主義法学』198頁)。

190) 第二次世界大戦後間もなく、国際情勢が東西対立による緊張が高まるなか、ユネスコの平和問題声明を受けて、東京と京都でそれぞれ「平和問題談話会」——結成時期については、48(昭和23)年初めとするものもあれば、49(24年)3月とするものなど諸説ある。東京はいわゆる岩波文化人が中心であった——が結成され、それが50(25)年1月平和問題「懇談会」となった(松沢弘陽・植手通有[編]『定本丸山眞男回顧談』[岩波現代文庫・2016]200-206頁参照)。沼田は京都の「談話会」に当初からメンバーとして参加していた(沼田ほか・前掲書186頁以下)。

のできる大学の淵に流れこむ」<sup>191)</sup>にいたったと表現している。同じ年の10月27日、私法学会(1948〔昭和23〕年発足)から独立して、日本労働法学会が設立され、大阪・堂島の旧商工会議所にて第1回大会が開催された(参加者130名。代表理事には、菊池勇夫〔1898～1975、当時九州大学総長〕が選出された)<sup>192)</sup>。沼田は同学会の創立会員であるとともに、理事の一人となった。そしてその1年後の1952(昭和27)年8月には、沼田は新設された東京都立大学<sup>193)</sup>人文学部へと転任した。その後東京学芸大学へは、非常勤講師として翌年(1953〔昭和28〕年)まで出講した<sup>194)</sup>。それに先だつ同じ年の3月、沼田は『労働法論序説』

191) 沼田の採用は、複数の師範学校を統合して、戦後発足した同大学では、暫定定員7名のうち4名(助教授2名・講師1名・助手1名)しかいなかった法学講座の人員を埋めるために後藤米夫(1915～?)が父親(後藤文夫〔1884～1980・大正・昭和年代の官僚・政治家〕との関係から学生時代から知人である安井郁(1907～1980・国際法)を通じて紹介された川島が「イの一番に」沼田を推薦したという経緯に由来するものであった(星野安三郎「先生が学芸大に来られた頃」沼田『著作集』第8巻月報〔1976〕4-5頁)。沼田は大学教師という職についたことについて、晩年、その本来の職務である教育・研究が社会的実践であり、研究時間に恵まれ、社会生活における主体性も維持できることから、「三日やれば止められない職業」だとのべていた(同・前掲『著作集』第2巻〔著者解題〕376頁)。今日では、研究職以外の職歴を重ねた者が大学教員となることは、珍しいことではない。しかし敗戦後間もない当時、沼田は異色の経歴の持ち主であったのかもしれない。短いものであったが、言論人として経歴のなかで、沼田は「時代を先取りし、つねに新たな問題を提示」し、また「すぐれた文明ないし時代批評家」(横井芳弘「時代を斬った沼田先生」労働法律旬報1413号〔1997〕・のちに同『著作選集』第3巻〔信山社・2021〕654-655頁)と称される天賦の才を醸成していったのかもしれない。

192) 色川幸太郎「労働法学会の今昔など」『現代労働法講座』第5巻「しおり」(1980)4頁。

193) 1949(昭和24)年4月、都立六高専(高等学校、工業専門学校、化学工業専門学校、理工専門学校、女子専門学校および機械工業専門学校)を母胎として設立された。当初は、人文・理・工の三学部であった(『東京都立大学五十年史』〔東京都立大学事務局企画調整課・2000〕参照)。

194) その背景には、沼田は都立大への教授就任を内諾していたこと理由に、学芸大への就職を断ったが、学芸大側からはそれまでの短期間でも構わないとの要請に応じ

をもって、立命館大学より法学博士の学位を授与された<sup>195)</sup>。

(完)

拙稿「石井照久の労働法学——戦後労働法学における・もう一つの潮流」獨協法学116号(2021年12月)について、以下のような校正ミスがあった。お詫びして、訂正する。

- 3頁・注2) 28行目 批判する → 指摘する  
 4頁・注2) 6行目 分類していた → 分類していたことに由来するのかもしれない  
 5頁・注5) 16行目 衆知 → 周知  
 7頁・注10) 7行目 同人らを中心に → 削除  
 40頁・本文9行目 プロ・レーバー → プロ・レイバー  
 43頁・注80) 1行目 同前所 → 浜村・前掲「団結権論」初井〔編〕前掲書106頁  
 44頁・本文14行目 本稿 → 同稿  
 51頁・注98) 1行目 前掲 → 後掲  
 54頁・注109) 1行目 西谷敏「市民法と社会法」 → 西谷・後掲「市民法と社会法」  
 59頁・本文1行目 論集の → 論集に掲載されている  
 74頁・本文16行目 「約束」 → 『約束』  
 76頁・本文15行目 プロ・レーバー → プロ・レイバー  
 ・本文18行目 杉原 → 杉之原  
 79頁・本文20行目 『旧労働法講座』ないし『旧講座』 → 「旧労働法講座」ないし「旧講座」  
 99頁・注187) 16行目 の風景が繰り広げられるなかで → を背景に

---

て、赴任した(星野・前掲稿5頁)という事情があったからではなかろうか。

195) 「沼田年譜」沼田還暦記念論文集下巻『労働法の基本問題』(総合労働研究所・1974)収録667頁。